

# 大規模土砂災害時における地域連携マニュアル

令和4年3月版

越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会



# 大規模土砂災害時における地域連携マニュアル

## 目 次

<b>1. 総則</b> .....	<b>1</b>
1.1 目的 .....	1
1.2 本マニュアルにおいて対象とする土砂災害等 .....	1
1.3 マニュアルの位置づけ（他の災害対応計画・マニュアルとの関係） .....	2
1.4 計画の更新 .....	2
1.5 土砂災害対応の連携体制 .....	2
<b>2. 防災行動計画の活用</b> .....	<b>6</b>
2.1 防災行動計画の基本的な考え方と検討経過 .....	6
2.2 防災行動計画の活用方法 .....	7
<b>3. 災害情報等の収集、共有</b> .....	<b>8</b>
3.1 連絡窓口 .....	8
3.2 防災情報の入手 .....	11
3.3 情報共有にあたっての留意点 .....	12
<b>4. リエゾンの派遣と受入れ</b> .....	<b>14</b>
4.1 中部地整のリエゾン派遣制度の概要 .....	14
4.2 リエゾン派遣の流れ .....	16
4.3 連絡系統 .....	17
4.4 派遣前の対応 .....	19
4.5 派遣後の対応 .....	20
<b>5. 土砂災害防止法に基づく緊急調査に係る連携</b> .....	<b>21</b>
5.1 緊急調査の概要 .....	22
5.2 緊急調査に係る連携対応の流れ .....	23
5.3 関係機関の連携対応内容 .....	25
<b>6. 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携</b> .....	<b>29</b>
6.1 緊急点検に係る連携対応の流れ .....	30
6.2 土砂災害危険箇所緊急点検における連携体制 .....	31
<b>7. 災害対策用資機材等の相互支援</b> .....	<b>32</b>
7.1 災害対策用資機材支援 .....	32
7.2 人的支援 .....	33
7.3 応援要請の方法 .....	34
<b>8. 住民等への情報提供に係る連携</b> .....	<b>35</b>
<b>9. 災害時における越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会の緊急開催</b> .....	<b>37</b>
9.1 連絡調整会開催までの流れ .....	37
9.2 連絡調整会開催の判断と協議事項 .....	38
9.3 連絡調整会の運営 .....	39

<b>10. TEC-FORCE の受入れに係る連携</b> .....	<b>40</b>
10.1 TEC-FORCE の概要 .....	40
10.2 TEC-FORCE 受入れ準備 .....	42
<b>11. 住民への普及・啓発</b> .....	<b>43</b>
11.1 各関係機関による住民向けの講習・講座 .....	43
11.2 災害に備えた対応 .....	43
<b>巻末資料</b> .....	<b>45</b>
巻末資料 1 主要関係機関の連絡窓口 .....	46
巻末資料 2 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画 .....	47
巻末資料 3 越美山系砂防事務所管内における監視観測機器一覧 .....	55
巻末資料 4 派遣職員が持参する携行品一覧 .....	59
巻末資料 5 河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に関わる役割分担 .....	60
巻末資料 6 地すべり緊急調査に関わる役割分担 .....	62
巻末資料 7 応援要請 様式 .....	64
巻末資料 8 現地支援センター選定時における留意事項 .....	66
巻末資料 9 TEC-FORCE 受入れ準備事項 .....	66
巻末資料 10 中部地方整備局が保有する資機材 .....	67
巻末資料 11 岐阜県が保有する災害対策資機材リスト .....	74
巻末資料 12 本巣市が保有する資機材 .....	77
巻末資料 13 揖斐川町が保有する資機材 .....	77
巻末資料 14 建設業協会が保有する資機材 .....	78
巻末資料 15 国土交通省の地域支援メニュー .....	77

# 1. 総則

## 1.1 目的

土砂災害は、発生する場所やその規模をあらかじめ精度よく予知・予測することが難しい事象である。また、大規模な土砂災害が発生した場合、その被害は激甚となり社会的な影響も大きく、市町村単独あるいは都道府県単独での対応が非常に困難な状況となる場合が想定される。そのため土砂災害発生時には、関係機関が実施すべき対応を互いに十分把握し、早期に連携を図りながら効果的・効率的に対応していく必要がある。

以上を踏まえ、本マニュアルは、越美山系砂防事務所管内において大規模な土砂災害等が発生、または発生するおそれがある場合に、国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所、木曾川上流河川事務所、岐阜県、本巣市および揖斐川町、独立行政法人水資源機構等の各機関が連携して対応するための基本的な事項を取りまとめることを目的とするものである。

## 1.2 本マニュアルにおいて対象とする土砂災害等

本マニュアルは、越美山系砂防事務所管内（本巣市及び揖斐川町）において、降雨や地震に起因する大規模な土砂災害等が発生、または発生するおそれがあり、国、県、市町等が連携して災害対応を行う必要がある場合に適用する。

なお、大規模土砂災害は、「大規模土砂災害危機管理計画（国土交通省河川局砂防部；H20.3.4）」において、次のように定義されている。

### <大規模土砂災害の定義>

大規模土砂災害とは、地震・豪雨・火山噴火等による土砂災害であって、

- ・大規模な土石流、地すべり等
- ・天然ダム（河道閉塞）のように現象が進行性のもの
- ・同時多発的に発生する土砂災害
- ・火山噴火による火砕流・溶岩流・火山泥流等の大規模土砂流出やそれに伴い発生する大規模な天然ダム

など、対応に高度な技術を要し、通常の土砂災害等に対する体制では限界があり、国の役割が重要なものをいう。また社会的な影響が甚大又は被害が広範囲に及ぶおそれがあるもの、現象の進行により、大規模土砂災害となるおそれのあると認められるものも含まれる。

なお、大規模土砂災害は、現象の時間スケールにより、主に下記の2つに大別されるが、現象が同時多発的若しくは複合的に発生する場合もある。

- (1) 突発型：地震や豪雨時などに発生する土石流や崩壊、地すべりのうち、短時間の現象で、予測やこれによる準備が困難であることから、激甚な被害が発生しやすいもの
- (2) 進行型：地すべり性の土塊の移動、天然ダムの形成とその決壊など現象が長時間にわたるもの及び同一箇所や周辺箇所においてさらなる災害が発生するおそれのあるもの

〔出典：大規模土砂災害危機管理計画（国土交通省砂防部；H20.3.4）〕

### 1.3 マニュアルの位置づけ（他の災害対応計画・マニュアルとの関係）

本マニュアルは、災害時の各機関の連携対応を意識した内容と、災害時における住民の「逃げ遅れゼロ」を支援するための平常時の住民への普及・啓発を意識した内容を記載する位置づけとしたが、主に前者の連携対応を重点に示している。

よって、各機関が有する災害対応計画等との整合を図りつつ運用するものであり、関係機関間で連携して災害対応を行う際の手続きや役割分担、留意事項等を定めるものである。

### 1.4 計画の更新

本マニュアルは、各機関の担当窓口の変更や管内外で生じる災害対応の経験等を踏まえ、適宜記載内容の見直しを行うものとする。

### 1.5 土砂災害対応の連携体制

本マニュアルでは、国、県及び市町等の基本的な連携項目として、下記に示す①～⑧を対象とする。また、土砂災害対応に係る国、県、市町の役割及び災害時における連携の概念的なイメージを図 1.1 に示す。（※本マニュアルでは、災害対策現地情報連絡員をリエゾン、緊急災害対策派遣隊を TEC-FORCE と示す。）

一般に降雨に起因する土砂災害は、突然発生するケースは少なく、降雨の総雨量、短時間雨量の組み合わせが相関して発生するものであり、土砂災害発生の前兆現象や小規模土砂災害の発生状況なども含め、情報を十分に共有しつつ、国、県、市町等の連携体制を構築することが重要となる。

一方、地震による土砂災害は震度 5 強以上で発生することが多く、実際には、崩壊に伴い二次的に河道閉塞（天然ダム）が形成されることもある。また、同じ現象であってもその規模等によって異なった対応を行う必要が生じる場合がある。

以上のように、降雨時及び地震時では土砂災害発生の様態が大きく異なることを踏まえ、それぞれの誘因による土砂災害が発生した時の時系列での対応に応じた連携項目及びタイミングを図 1.2 及び図 1.3 に示す。なお、同様の現象であってもその規模等によって異なる対応を行う場合があるため、実際の災害発生状況を踏まえ、本マニュアルに示す連携項目を臨機応変に適用する必要がある。

なお、岐阜県、本巣市及び揖斐川町にあつては、連携内容に応じて土木所管部署が対応するもの、消防防災所管部署が対応するもの及び両者が連携して対応するものがあるが、組織内での役割分担は適宜判断し、円滑な連携対応になるよう配慮する必要がある。

【本マニュアルで対象とする連携項目】

- ① 災害情報等の収集、伝達・共有
- ② リエゾンの派遣と受け入れ
- ③ 土砂災害防止法に基づく緊急調査に係る連携
- ④ 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携
- ⑤ 災害対策用資機材の相互支援
- ⑥ 住民等への情報提供に係る連携
- ⑦ 災害時における越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会の緊急開催
- ⑧ TEC-FORCE の受け入れに係る連携

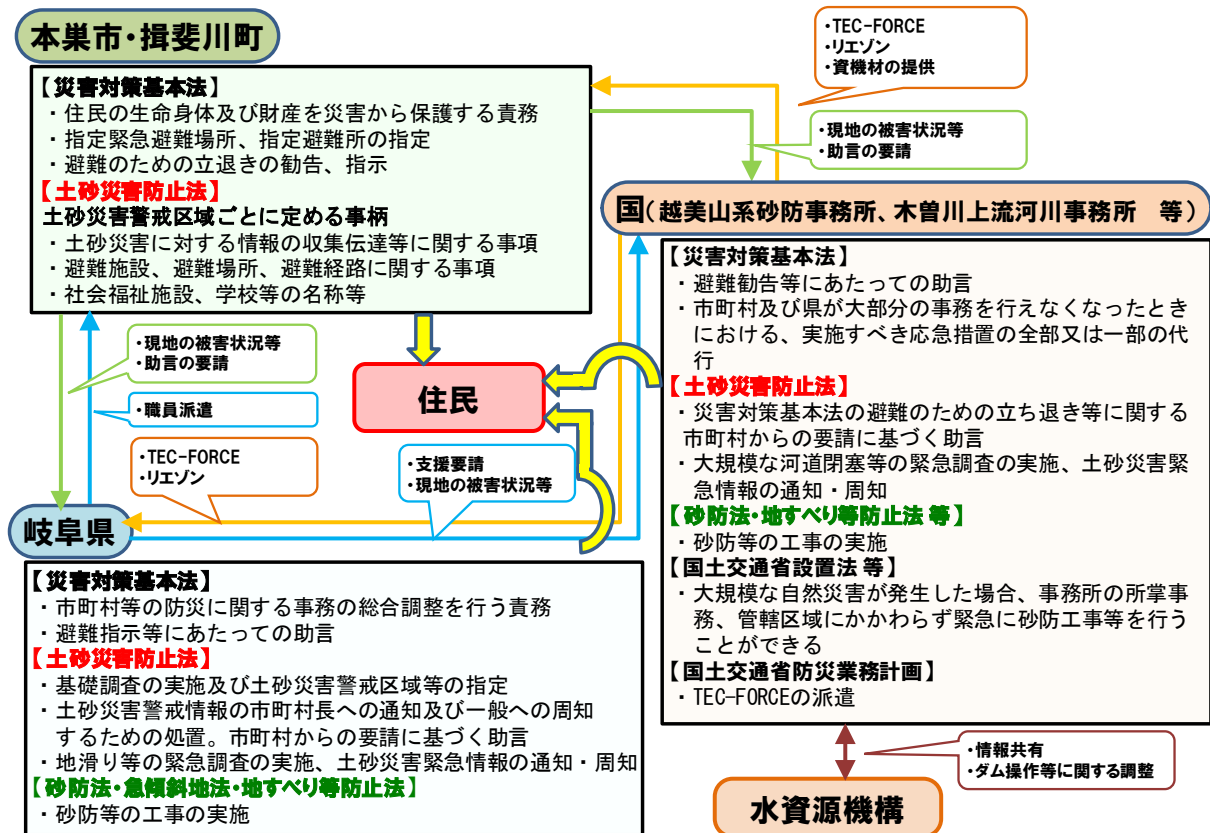
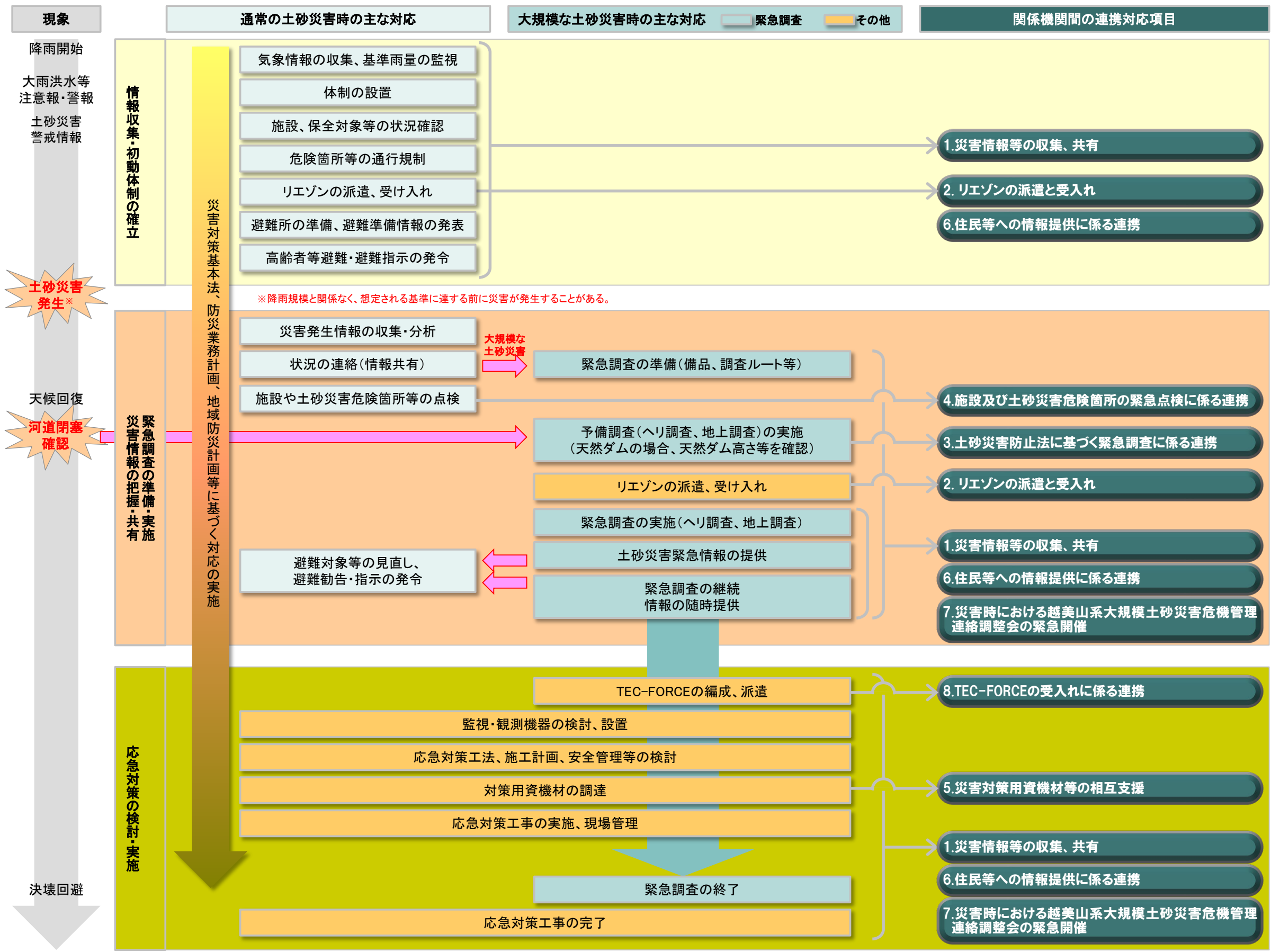


図 1.1 土砂災害対応に係る国、県、市町の役割及び災害時における連携イメージ

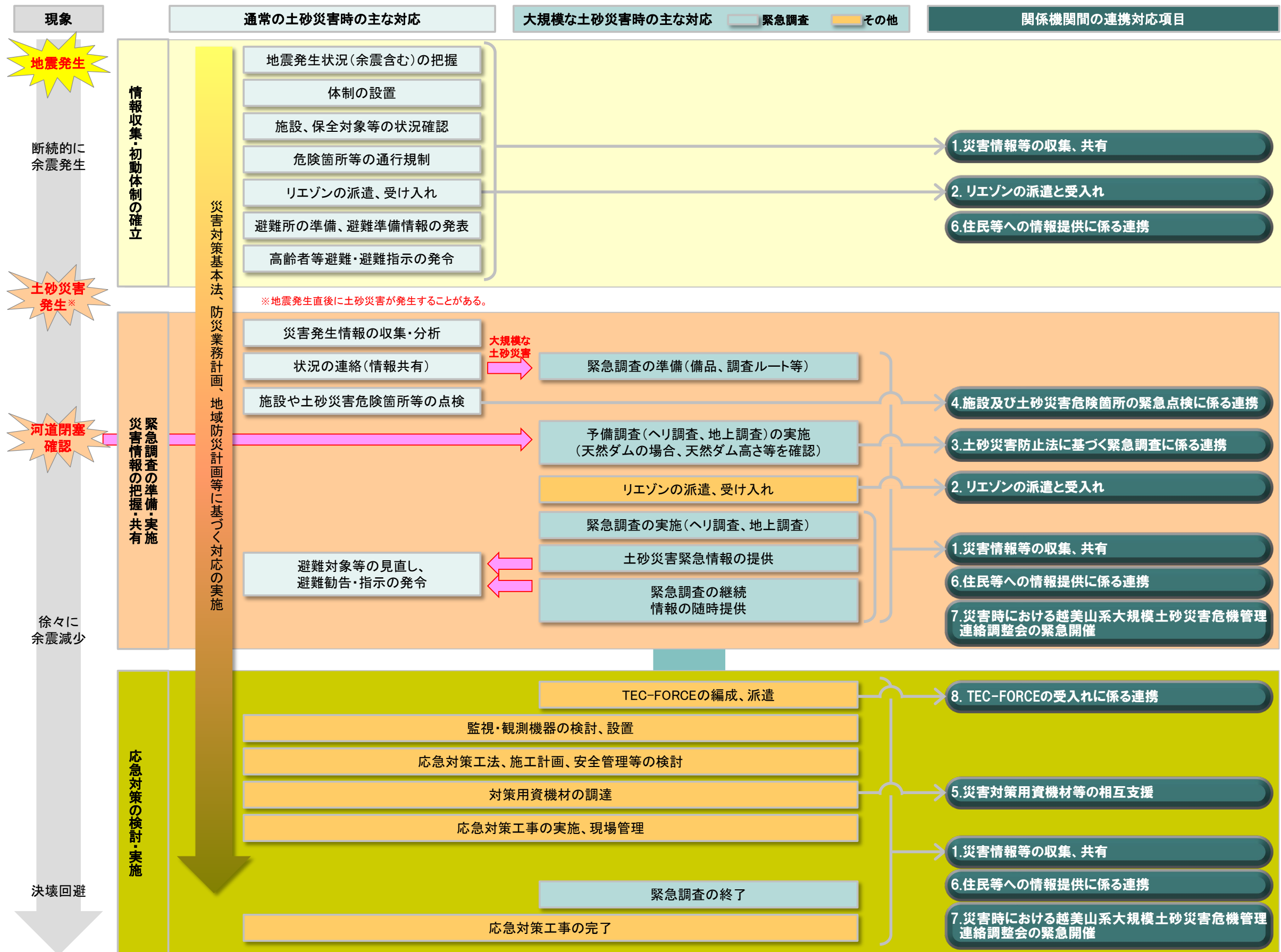


注) このフローは、土砂災害に対する一般的な対応の流れを示したものであり、実際の災害発生時には、それぞれの状況に応じて臨機応変に対応する必要がある。  
 なお、緊急調査の実施が決定した段階で、応急対策の検討を開始することが望ましい。

図 1.2 降雨による土砂災害時における一般的な対応・連携フロー







注)このフローは、土砂災害に対する一般的な対応の流れを示したものであり、実際の災害発生時には、それぞれの状況に応じて臨機応変に対応する必要がある。  
 なお、緊急調査の実施が決定した段階で、応急対策の検討を開始することが望ましい。

図 1.3 地震による土砂災害時における一般的な対応・連携フロー



## 2. 防災行動計画の活用

越美山系砂防管内では、これまでに防災訓練を継続的に実施するとともに、本マニュアルの作成・運用等を通じて、大規模土砂災害が発生するおそれのある時、及び発生時における、各機関の防災行動の整理・検討を行っている。一方で、実際の災害発生時には、住民避難を始めとするさまざまな対応を迅速かつ適切に実施する必要がある。

本章では越美山系砂防事務所（必要に応じて中部地方整備局を含む）、岐阜県、本巣市、揖斐川町等が連携して円滑な土砂災害対応を行うために、各機関が実施すべき防災行動を時系列に整理した“防災行動計画”の基本的な考え方及び活用方法を定める。また、巻末資料2に「越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画」を掲載する。

### 2.1 防災行動計画の基本的な考え方と検討経過

#### (1) 防災行動計画の基本的な考え方

防災行動計画は、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理し、各関係機関の対応等を明確にすることを目的とするものである。本マニュアルに示す土砂災害を対象とする防災行動計画は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報といった各種情報に対し、関係機関が実施すべき防災行動をとりまとめたものである。

本マニュアルに示す防災行動計画で対象としている災害事象及び適用期間は以下のとおりである。

- **想定災害**

- ・ 降雨を誘因とする土砂災害を対象とする。
- ・ 雨の降り始め以前の対応行動も含めた想定が可能な「台風」の接近・上陸を対象とする。
- ・ 災害シナリオは、「通常の土砂災害の発生→土砂災害の多発→天然ダム形成」という一連の土砂災害の発生を対象とする。

- **対象期間**

- ・ ①河道閉塞（天然ダム）形成まで（台風の接近・上陸から河道閉塞（天然ダム）の形成にいたる期間）、及び②河道閉塞（天然ダム）形成後（河道閉塞（天然ダム）形成後の初動対応から決壊に備えた警戒避難対応の完了、河道閉塞（天然ダム）決壊にいたる期間）を対象とする。

防災行動計画を活用することで、越美山系砂防管内における土砂災害発生時の被害軽減に対して、以下の効果が期待できる。

- チェックリストとして活用することで災害対応を事前に把握することが可能となり、対応の抜けをなくすることができる。
- 都度の調整が不要となることで、迅速かつ円滑に行動を行うことが可能となり、被害の防止・軽減が期待できる。
- 状況に応じた関係機関の防災行動及びリスクが事前に把握でき、連携強化につながる。また、関係機関間での対応のばらつきを改善できる。

## (2) 防災行動計画の検討経過

防災行動計画の検討経過を以下に示す。

- 第 11 回危機管理検討会 ～平成 26 年 9 月 24 日～
  - ・検討の着手（防災行動計画の説明）
    - 訓練 事前説明会・勉強会 ～平成 26 年 11 月 25 日～
      - ・防災行動計画（素案）の提示・意見照会
    - 合同防災訓練 ～平成 27 年 1 月 25 日～
      - ・防災行動計画（素案）に基づく訓練の実施
- 連絡調整会 第 1 回幹事会 ～平成 27 年 3 月 4 日～
  - ・防災行動計画（素案）に対する訓練結果の確認
- 平成 27 年度 第 2 回幹事会（事前説明会） ～平成 27 年 11 月 20 日～
  - ・修正方針の確認
    - 平成 27 年度 合同防災訓練 ～平成 27 年 12 月 24 日～
      - ・防災行動計画（案）訓練用改訂版に基づく訓練の実施
- 平成 27 年度 第 3 回幹事会 ～平成 28 年 2 月 10 日～
  - ・防災行動計画（案）改訂版の確認
  - ・今後の運用・改善の方針の確認
- 平成 28 年度 第 1 回幹事会 ～平成 28 年 5 月 25 日～
  - ・今後の活用方針の確認
- 平成 28 年度 第 2 回幹事会 ～平成 28 年 9 月 30 日～
  - ・今後の修正方針の確認
    - 平成 28 年度 合同防災訓練 ～平成 28 年 11 月 28 日～
      - ・防災行動計画（案）改訂版に基づく訓練の実施
- 平成 28 年度 第 3 回幹事会 ～平成 29 年 2 月 7 日～
  - ・防災行動計画（案）改訂版の確認
- 平成 29 年度 第 1 回幹事会 ～平成 29 年 5 月 29 日～
  - ・平成 28 年度修正版の確認
    - 平成 29 年度 合同防災訓練 ～平成 29 年 8 月 1 日～
      - ・防災行動計画（案）改訂版に基づく訓練の実施
- 平成 29 年度 第 2 回幹事会 ～平成 30 年 1 月 22 日～
  - ・平成 29 年度修正版の確認（平成 29 年台風 5 号における検証と修正）
- 平成 30 年度 第 2 回幹事会 ～平成 31 年 1 月 30 日～
  - ・平成 30 年度修正版の確認

## 2.2 防災行動計画の活用方法

- 平成 28 年度以降の出水期において、防災行動計画に基づく災害対応を実施する。
- 防災行動計画を活用した場合には、実際の災害対応行動と防災行動計画の記載事項との齟齬等、防災行動計画を活用するうえでの課題や改善点を、各機関において整理する。  
（災害対応状況に応じて自機関分の加筆・修正を行って構わない。加筆・修正した場合は、連絡調整会の各機関に情報共有するものとする）
- 出水期の途中、もしくは出水期後に、連絡調整会幹事会を開催し、災害対応結果に基づく防災行動計画の検証を行い、必要に応じて防災行動計画を修正する。
- 各機関においては、防災行動計画に基づき、防災計画の改訂を検討する。

### 3. 災害情報等の収集、共有

国、県、市町の各機関は、地域防災計画、防災業務計画に基づき、様々な手段によって、災害情報等を入手しているが、土砂災害に対して効率的、かつ的確な災害対応を実施するためには、それぞれが得た災害情報等を各機関で共有し、これを活用することが重要である。

本章では越美山系砂防事務所（必要に応じて中部地方整備局を含む）、岐阜県、本巣市、揖斐川町が連携して土砂災害対応を行う際の情報共有に関する基本的な事項を定める。

#### 3.1 連絡窓口

越美山系砂防事務所（必要に応じて中部地方整備局を含む）、木曾川上流河川事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町、水資源機構の連絡窓口を巻末資料1に、また、左記以外の関係機関も含む土砂災害時の主な情報連絡系統を図3.1に示す。

なお、災害時に円滑な情報共有を行うためには、平常時から顔の見える関係の構築に努めるとともに、人事異動が行われる都度、連絡窓口の更新を図る必要がある。連絡窓口の情報として把握しておくべき内容を表3.1に示す。

表 3.1 連絡窓口の情報として把握しておくべき内容

項目	更新・見直し
各機関の対応組織名（課名、係名まで）	組織改編時、所掌変更時
担当者役職と代理担当者役職	人事異動時、担当変更時
電話番号（夜間連絡先含む）	電話番号変更時
FAX番号	FAX番号変更時







## ■その他関係機関等連絡先

<p style="text-align: center;"><b>近隣市町</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>警察署</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>陸上自衛隊</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>建設業協会</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>通信関係</b></p>
<p>池田町役場 電話:0585-45-3111 FAX:0585-45-8314</p> <p>大野町役場 電話:0585-34-1111</p>	<p>揖斐警察署 電話:0585-23-0110 FAX:0585-22-6311</p> <p>北方警察署 電話:058-324-0110 FAX:058-324-2854</p>	<p>第35普通科連隊第3科 電話:052-791-2191</p>	<p>(一社)揖斐建設業協会 電話:0585-22-1168 FAX:0585-22-1444</p> <p>(一社)岐阜土木工業会 電話:058-265-0411 FAX:058-265-0413</p> <p>(一社)日本建設機械レンタル協会中部支部 電話:052-203-1657 FAX:052-203-1658</p>	<p>(株)NTTドコモ東海支社 岐阜支店 電話:058-252-7257</p> <p>NTT西日本 岐阜支店 電話:058-269-9556</p>
<p style="text-align: center;"><b>医療機関</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>交通関係</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>消防署</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>気象台</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>その他</b></p>
<p>揖斐厚生病院 電話:0585-21-1111</p> <p>坂内国保診療所 電話:0585-53-2107 FAX:0585-53-2293</p> <p>新生病院 電話:0585-45-3161</p> <p>根尾診療所 電話:0581-38-2571</p> <p>谷汲中央診療所 電話:0585-56-3133 FAX:0585-56-3757</p> <p>春日診療所 電話:0585-58-0011 FAX:0585-58-0066</p> <p>久瀬診療所 電話:0585-54-2040 FAX:0585-54-2715</p> <p>藤橋国保診療所 電話:0585-52-2100 FAX:0585-52-2123</p>	<p>榊見鉄道(株) 電話:0581-34-8039</p> <p>養老鉄道(株) 西大垣駅 電話:0584-78-2305</p> <p>JR東海(株) テレフォンセンター 電話:050-3772-3910</p> <p>名古屋鉄道(株) お客様センター 電話:052-582-5151</p> <p>岐阜バス 電話:058-266-8822</p> <p>名阪近鉄バス 電話:052-541-4902</p>	<p>揖斐郡消防組合消防本部 電話:0585-32-0119 FAX:0585-32-2797</p> <p>本巣消防事務組合消防本部 電話:058-324-0119 FAX:058-324-8922</p> <p>岐阜市消防本部 消防総務課 電話:058-262-7161</p>	<p>岐阜地方気象台 電話:058-271-4108 FAX:058-274-3352</p>	<p>東邦ガス(株)岐阜営業所 電話:058-272-2166</p> <p>大垣ガス(株) 電話:0584-78-9131</p> <p>岐阜県LPガス協会 本巣支部 電話:058-324-4482 :058-324-4406</p> <p>岐阜県LPガス協会 電話:058-274-7131</p> <p>本巣市社会福祉協議会 電話:058-324-8989</p> <p>中部電力(株) 揖斐川サービスステーション 電話:0120-985-925</p>

図 3.1 土砂災害時の情報連絡系統図 (2/2)



### 3.2 防災情報の入手

災害時には、対応時期・内容に応じて、さまざまな手段を活用して、必要となる防災情報を入手する必要がある。以下に各機関が取得、発信している情報を整理する。

#### (1) インターネットによる情報の入手

災害対応に関連する項目別にインターネットから入手できる情報及びサイト一覧を表 3.2 に示す。

表 3.2 防災情報サイト一覧

項目	サイト名または機関	URL
防災情報全般	中部地方整備局	<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/index.htm">http://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/index.htm</a>
	越美山系砂防事務所	<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/etsumi/index.html">http://www.cbr.mlit.go.jp/etsumi/index.html</a>
	木曽川上流河川事務所	<a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/">http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/</a>
	岐阜県	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/</a>
	岐阜土木事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kendo-seibi/doboku-jimusho/gifu/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kendo-seibi/doboku-jimusho/gifu/</a>
	揖斐土木事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kendo-seibi/doboku-jimusho/ibi/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kendo-seibi/doboku-jimusho/ibi/</a>
	本巣市	<a href="http://www.city.motosu.lg.jp/bousai/index.html">http://www.city.motosu.lg.jp/bousai/index.html</a>
	揖斐川町	<a href="http://www.town.ibigawa.lg.jp/category/13-15-0-0-0.html">http://www.town.ibigawa.lg.jp/category/13-15-0-0-0.html</a>
	水資源機構徳山ダム管理所	<a href="http://www.water.go.jp/chubu/tokuyama/">http://www.water.go.jp/chubu/tokuyama/</a>
気象情報、地震情報	気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>
	気象庁地震情報	<a href="http://www.jma.go.jp/jp/quake/">http://www.jma.go.jp/jp/quake/</a>
	岐阜地方气象台	<a href="http://www.jma-net.go.jp/gifu/index.html">http://www.jma-net.go.jp/gifu/index.html</a>
	国土交通省防災情報提供センター	<a href="http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/">http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/</a>
河川情報、土砂災害情報	国土交通省 川の防災情報	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>
	気象庁土砂災害警戒情報	<a href="http://www.jma.go.jp/jp/dosha/">http://www.jma.go.jp/jp/dosha/</a>
	ぎふ土砂災害警戒情報ポータル	<a href="http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/">http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/</a>
	ぎふ土砂災害防止法ポータル	<a href="http://portal.gifugis.jp/sabo/danger/portal.html">http://portal.gifugis.jp/sabo/danger/portal.html</a>
	ぎふ山と川危険箇所マップ	<a href="http://kikenmap.gifugis.jp/">http://kikenmap.gifugis.jp/</a>
交通規制情報	日本道路交通情報センター	<a href="http://www.jartic.or.jp/">http://www.jartic.or.jp/</a>

#### (2) 監視観測機器による情報の入手

越美山系砂防事務所管内における監視観測機器を以下に示す。また、監視観測機器の位置等を整理した一覧を巻末資料 3 に整理する。

表 3.3 越美山系砂防管内における監視観測機器

監視観測機器の種類	入手可能な情報
監視カメラ	流況、土石流による被害状況、孤立集落の状況等
地震観測所	観測所地点における地震発生時の震度
水位観測所	土砂災害発生時における水位変化
流量観測所	土砂災害発生時における流量変化
雨量観測所	観測所地点における時間雨量
大規模土砂移動検知センサー	概ねの深層崩壊発生位置、発生の有無

### 3.3 情報共有にあたっての留意点

情報共有にあたり、以下の点に留意し実施するものとする。

- 段階に応じた共有内容、判断

I. 気象警報等の発表時 II. 発災直後の初動対応時 III. 大規模土砂災害発生時 IV. 緊急調査や応急対策の実施時といった時間経過に応じて、情報共有すべき内容が異なることに留意しつつ、適時適切な情報共有を行うものとする。時間経過に応じた情報共有内容を、表 3.4 に整理する。

- 積極的な情報収集

過去の災害を鑑みても、災害規模が大きくなるほど、災害発生初期には情報が入ってこない可能性もあることから、さまざまな手段を通じて、自機関の災害対応に必要な情報を積極的に収集するよう心がける。

- 情報の埋没防止

災害情報については、人的被害がなくても、関係機関が対応・応援を行う場合に有用な情報となることが多いため、可能な限りすぐ（リアルタイム）に関係機関で共有するよう心がける。

- 情報共有の方法

大規模土砂災害発生時の情報共有の方法は、メールやFAXなどが想定されるが、災害発生後は、大量の情報が受信されるため、重要情報埋没の可能性もある。そのため、情報共有方法は、各関係機関で活用できるメーリングリストを作成するなど日常から利用可能な情報共有方法を検討する。メーリングリストは、毎年開催する幹事会や合同防災訓練での連絡にも活用し、普段から利用することが重要である。また、災害時に重要な情報は、タイトルのルールを決めるなど運用を工夫することで、重要情報埋没防止に努める。

- 状況に応じた情報の速度と精度の判断

災害は、時間に関わらず発生するため、体制が不十分なために対応が後手に回るケースが少なくないが、早期の対策着手によって未然防止、または被害軽減に成功する確率は高まる。（例：代表的な二次災害である火災は、消火開始が早いほど鎮火が早い。）判断に迷う事象も、早期に周囲と共有することによって、最善策の模索に努めることが肝要である。

- 相互確認の徹底

災害発生時には、情報の錯綜、通信中断などにより社会全体が混乱しがちであるが、特に災害対策関係者の連絡等においては、対応の齟齬を防止するため、発信者と受信者の双方によって、日時、情報源などの確認を徹底する。

- 情報内容に応じた優先度の判断

大規模な土砂災害が発生した場合には、各地で発生する被災情報や各機関の対応に関する情報が、同時に入ってくることになり、情報の整理や対応の判断が困難になることも想定される。こうした状況を回避するためにも、各機関に入ってくる情報について、各機関の役割に応じた優先順位をつけることが重要である。例えば、「住民の生命」という観点でみると、市町は、住民の安否確認や救助・救出活動状況（行方不明者や傷病者）等に関する情報は優先度が高く、砂防行政機関は、発生した事象の確認や二次災害の危険性（避難の優先度）に関する情報は優先度が高いと考えられる。

表 3.4 時間経過に応じた各機関が発信・共有すべき情報内容（案）

時間経過	越美山系砂防事務所（中部地方整備局）	岐阜県	本巣市・揖斐川町	木曾川上流河川事務所 ・木曾川水系ダム統合管理事務所 ・水資源機構・中部電力
I 土砂災害警戒情報の発表	<input type="checkbox"/> 直轄砂防管内、及び周辺*の土砂災害前兆現象 <input type="checkbox"/> 他地方整備局を含む広域防災（支援）体制 <input type="checkbox"/> 避難指示等の発令・解除に関する助言	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報 <input type="checkbox"/> 土砂災害危険度情報 <input type="checkbox"/> 土砂災害前兆現象 <input type="checkbox"/> 災害情報 <input type="checkbox"/> 交通規制状況 <input type="checkbox"/> 防災体制 <input type="checkbox"/> 避難指示等の発令・解除に関する助言	<input type="checkbox"/> 土砂災害前兆現象 <input type="checkbox"/> 避難所の開設状況 <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示 <input type="checkbox"/> 交通規制状況 <input type="checkbox"/> 防災体制	<input type="checkbox"/> ダムの水位 <input type="checkbox"/> 施設・設備点検結果 <input type="checkbox"/> ダムの運転方針（協議・調整結果等）
II 災害の発生	<input type="checkbox"/> 直轄砂防管内、及び周辺*の土砂災害発生情報（第一報） <input type="checkbox"/> 広域防災（支援）体制などの広域情報 <input type="checkbox"/> 避難指示等の発令・解除に関する助言	<input type="checkbox"/> 土砂災害前兆現象 <input type="checkbox"/> 被災状況 <input type="checkbox"/> 防災体制 <input type="checkbox"/> 避難指示等の発令・解除に関する助言	<input type="checkbox"/> 災害発生情報（第一報） <input type="checkbox"/> 土砂災害前兆現象 <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保 <input type="checkbox"/> 被災状況（特に、負傷者、要救助者の情報）	
III 大規模土砂災害の確認	<input type="checkbox"/> ヘリ調査の実施結果 <input type="checkbox"/> 大規模土砂災害の有無 <input type="checkbox"/> 発生箇所 <input type="checkbox"/> 被害状況 <input type="checkbox"/> 支援体制（準備） <input type="checkbox"/> 避難指示等の発令・解除に関する助言	<input type="checkbox"/> ヘリ調査の実施結果 <input type="checkbox"/> 大規模土砂災害の有無 <input type="checkbox"/> 発生箇所 <input type="checkbox"/> 被害状況 <input type="checkbox"/> 避難指示等の発令・解除に関する助言	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害の有無 <input type="checkbox"/> 発生箇所 <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示 <input type="checkbox"/> 被害状況（特に、負傷者、要救助者の情報） <input type="checkbox"/> 以降の対応	
IV 緊急調査、緊急対策の実施	<input type="checkbox"/> 応急対策工事の実施場所、開始・終了、進捗状況 <input type="checkbox"/> 応急対策工事に使用する資機材 <input type="checkbox"/> 監視観測機器の設置場所・目的、観測データ <input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の内容 <input type="checkbox"/> 重大な土砂災害が想定される区域・時期 <input type="checkbox"/> 支援体制（準備） <input type="checkbox"/> 避難指示等の発令・解除に関する助言	<input type="checkbox"/> 応急対策工事の実施場所、開始・終了、進捗状況 <input type="checkbox"/> 使用する資機材、 <input type="checkbox"/> 監視観測機器の設置場所・目的、観測データ <input type="checkbox"/> 重大な土砂災害が想定される区域・時期 <input type="checkbox"/> 避難指示等の発令・解除に関する助言	<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示等の変更の有無・内容 <input type="checkbox"/> 避難所の設置 <input type="checkbox"/> 運営状況 <input type="checkbox"/> 支援要請（要員、物資等の提供、放置車両撤去等による通行路の確保等） <input type="checkbox"/> その他、住民の被災状況	

\*直轄砂防管内周辺とは、大規模土砂災害発生時に越美山系砂防事務所が対応を行う可能性のある揖斐川流域、長良川流域及び三重県北部地域を想定する。

※避難指示等は発令基準に従い、避難場所の開設の有無に関わらず、躊躇なく発令する。

※緊急調査等は中部地方整備局が行う場合がある。

## 4. リエゾンの派遣と受入れ

降雨や地震に起因する大規模な土砂災害等が発生、または発生する恐れがあるときは市町単独では十分な災害対策の対応が困難であり、的確な初動対応を実施するためには、岐阜県や越美山系砂防事務所（必要に応じて中部地方整備局を含む）との連携が不可欠である。また、その後の災害対応を円滑に実施するためにも、情報共有は不可欠であり、情報伝達体制を整備しておくことは、災害後の各種問題の軽減・解決、早期復旧・復興にも大きく役立つ。

災害時における情報の伝達の手段の一つにリエゾンの活用がある。リエゾン派遣について、越美山系砂防事務所（必要に応じて中部地方整備局を含む）と岐阜県とは平成22年2月に「中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ」により、また本巣市、揖斐川町とは「災害時の情報交換に関する協定」により重大な災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、越美山系砂防事務所（必要に応じて中部地方整備局を含む）がリエゾンを派遣し、各種情報を交換することになっている。中部地方整備局が行うリエゾン派遣は、「現地情報連絡員（リエゾン）派遣要領」（H24.11）に基づくこととされている。

本章では、「現地情報連絡員（リエゾン）派遣要領」（H24.11）に基づき、越美山系砂防事務所から岐阜県、本巣市、揖斐川町にリエゾンが派遣される場合における対応の基本的な事項を定める。

### 4.1 中部地整のリエゾン派遣制度の概要

「中部地方整備局 現地情報連絡員（リエゾン）派遣要領」（H24.11）に示される、リエゾン派遣制度の概要は以下のとおりである。

#### (1) リエゾンの定義（第2条）

リエゾンとは、地方公共団体の所管施設等に著しい被害が発生または発生が予想される場合に、災害対策本部長または災害対策支部長（以下「本部長等」という）の指示により、該当する地方公共団体へ派遣する職員のことをいう。

#### (2) 業務の内容（第3条）

リエゾンは、派遣先の地方公共団体と連絡・調整を図り、次の業務を遂行する。

- ① 災害情報、一般被害情報、応急対策活動情報等の収集
- ② 中部地方整備局直轄施設に関する被災情報の提供
- ③ 災害対策用機械、TEC-FORCE等の派遣に関する情報の収集、提供
- ④ その他、特に重要と思われる情報の収集、提供等

### (3) 派遣基準（第4条）

リエゾン派遣は、表 4.1 に示す派遣基準に基づき、本部長等が判断するものとする。

なお、地方公共団体から派遣要請があった場合は、下記に準じて本部長等が判断するものとする。

表 4.1 リエゾンの派遣基準

対象となる災害 事象	派 遣 基 準
地震災害	①本巢市・揖斐川町で震度5強以上の地震を観測した場合 ②南海トラフ地震関連情報が発令された場合 ③その他本部長等が必要と認める場合
風水害	①本巢市・揖斐川町で土砂災害警戒情報が発表された場合 ②本巢市・揖斐川町へ大型台風が接近又は上陸する恐れがある場合 ③大規模な浸水被害の発生又は発生する恐れのある場合 ④その他本部長等が必要と認める場合
大規模土砂災害	①本巢市・揖斐川町の国道、県道、市町村道が被災し、孤立集落が発生した場合 ②本巢市・揖斐川町で崩落斜面下部の河道閉塞により、河道閉塞（天然ダム）が発生する恐れのある場合 ③同時多発的な土砂災害が発生した場合 ④土砂災害による二次災害が発生した場合 ⑤その他本部長等が必要と認める場合
その他の災害	本巢市・揖斐川町で大規模で社会的な影響が甚大と予想される災害で、本部長等が必要と認める場合

## 4.2 リエゾン派遣の流れ

リエゾン派遣に係る対応の流れは、図 4.1 によるものとする。

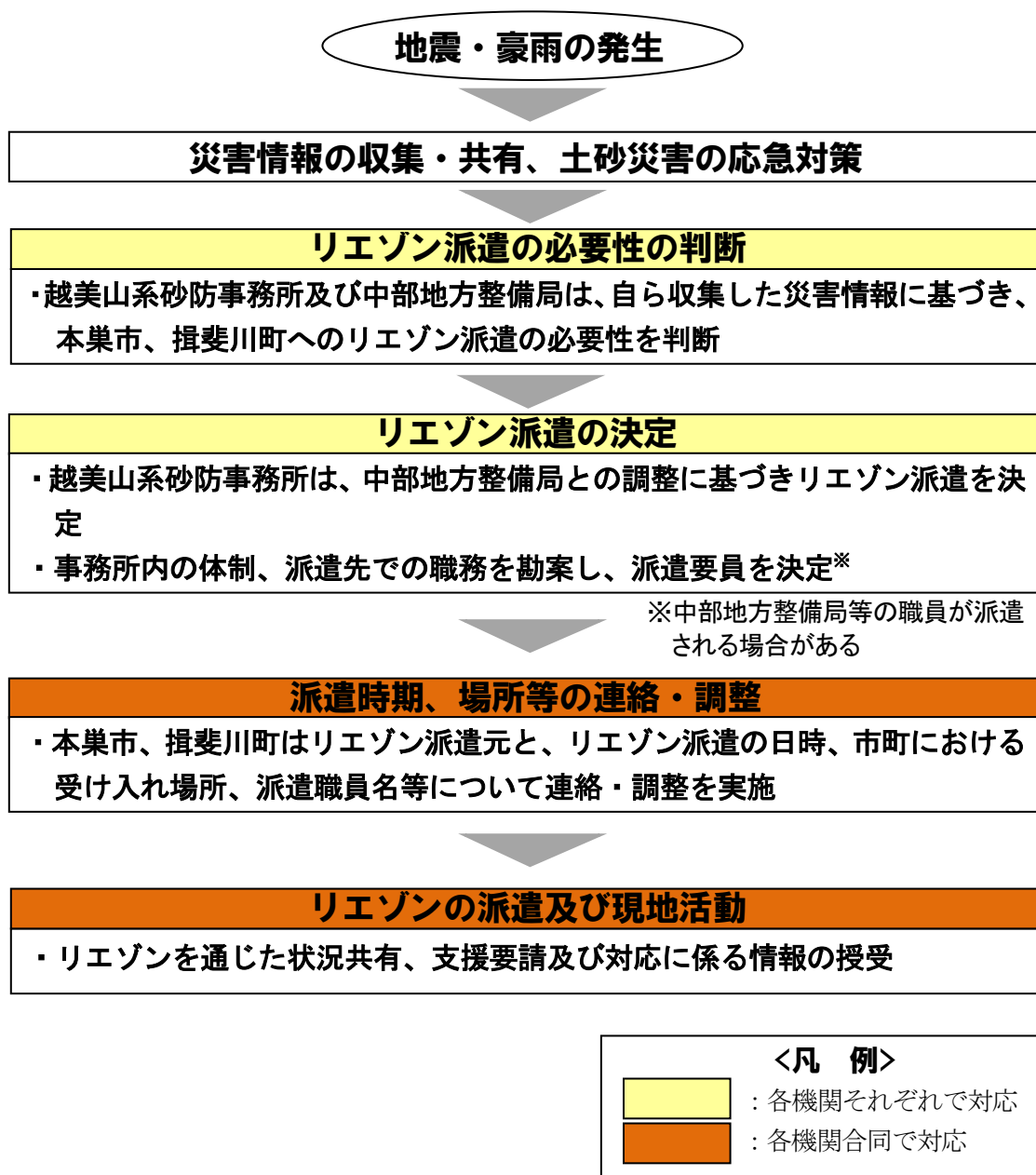


図 4.1 リエゾン派遣の流れ



### 4.3 連絡系統

越美山系砂防事務所（必要に応じて中部地方整備局を含む）から、岐阜県、本巣市、揖斐川町へリエゾンを派遣した場合の連絡等は、以下のとおりとする。

#### ①情報の流れ

- リエゾンは、派遣先において収集した情報を派遣元である越美山系砂防事務所災害対策支部へ連絡するものとする。また、越美山系砂防事務所災害対策支部は、災害対策本部へその内容を伝達するものとする。
- 越美山系砂防事務所災害対策支部は、リエゾンからの情報を本部及び支部内で情報共有するものとする。
- 中部地方整備局災害対策本部は、リエゾンが市町村から収集した情報を必要に応じて、県へ伝達するものとする。

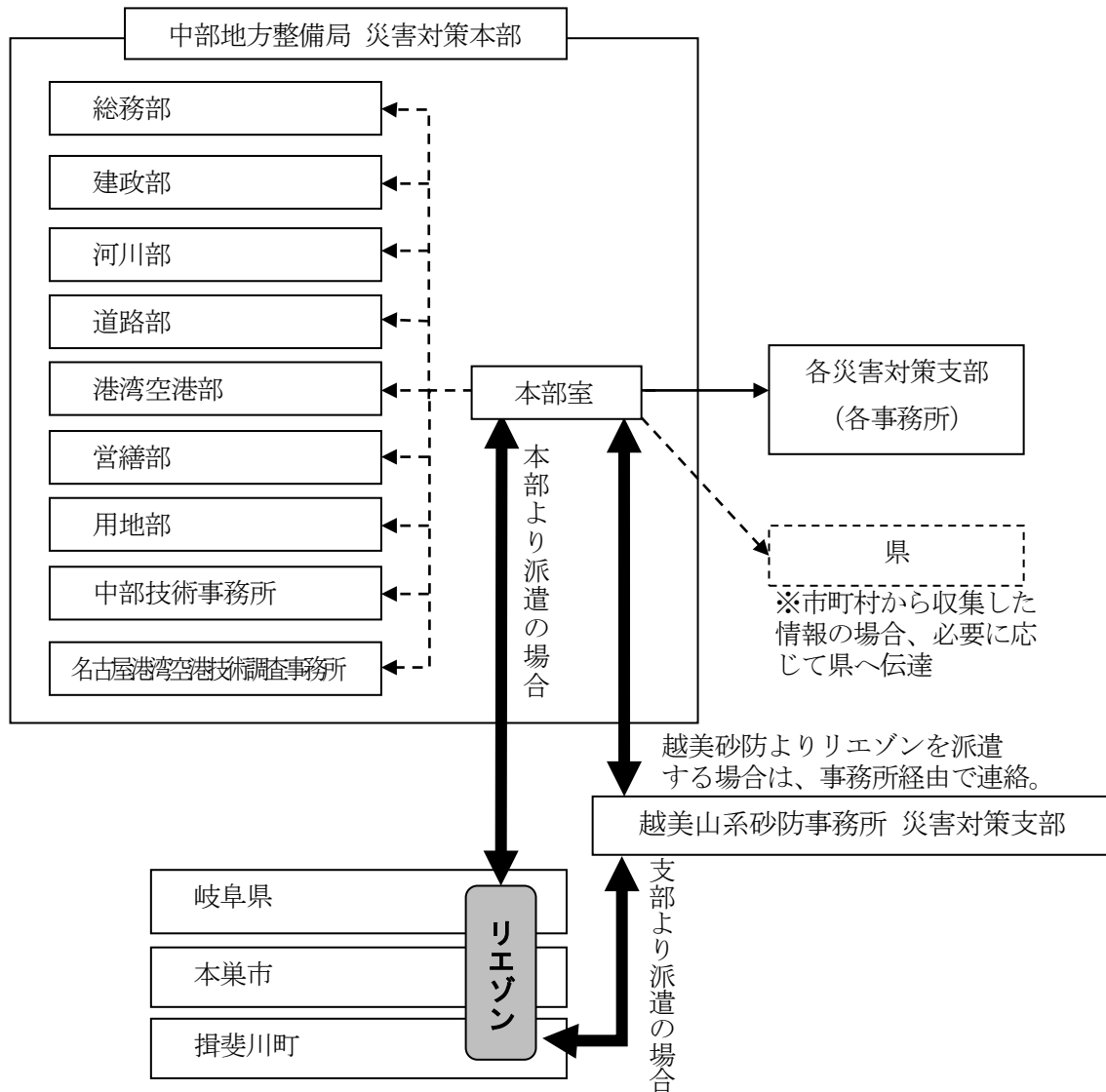


図 4.2 越美山系砂防事務所管内におけるリエゾン連絡系統

(資料) リエゾン派遣要領（中部地方整備局、H24.11）に加筆

## ②リエゾンを介した支援要請と対応の流れ

- リエゾンが地方公共団体から支援・助言等を求められた場合は、派遣元である越美山系砂防事務所災害対策支部へ連絡するものとする。また、越美山系砂防事務所災害対策支部は、災害対策本部へその内容を伝達するものとする。
- 中部地方整備局は、支援要請に対して支援・助言内容を検討し、越美山系砂防事務所災害対策支部に支援・助言等の指示を行う。
- 越美山系砂防事務所は、李中部地方整備局の指示を受け、解決のための支援を行うものとする。

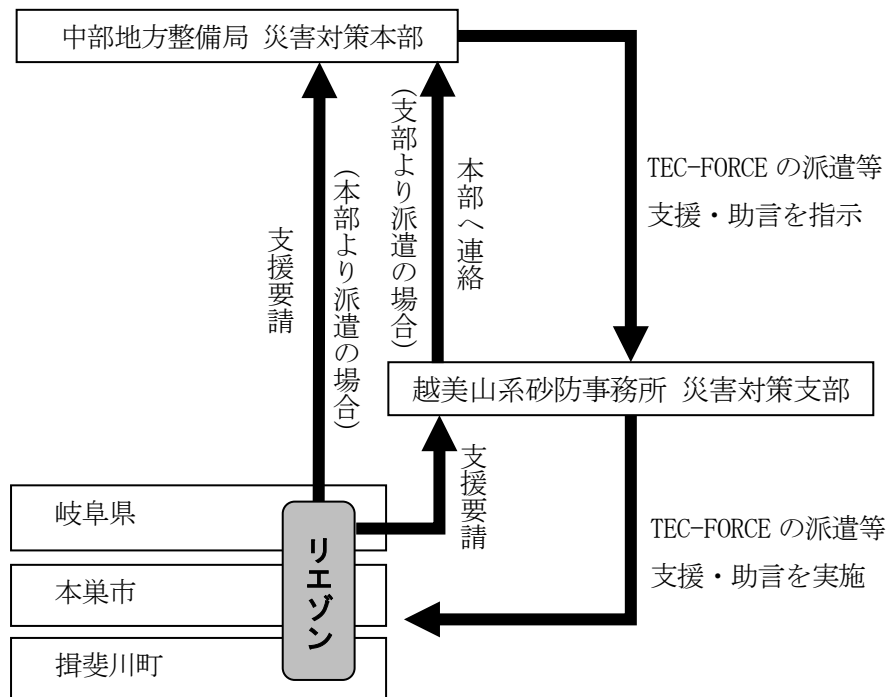


図 4.3 越美山系砂防事務所管内におけるリエゾン介した支援要請と対応の流れ

#### 4.4 派遣前の対応

リエゾンが円滑に活動できるように派遣前に準備・調整すべき事項を表 4.2 に示す。リエゾンの派遣元となる越美山系砂防事務所（必要に応じて中部地方整備局を含む）及び派遣先の地方公共団体は協力してこれにあたるものとする。なお、発災時にリエゾンが円滑に活動できるよう下記の事項について、越美山系砂防事務所と岐阜県、本巣市、揖斐川町は平常時から調整しておくものとする。

連絡窓口／災害対策本部内の座席／作業スペース／作業設備の貸与

また、リエゾン派遣職員が派遣時に持参する備品は巻末資料 4 に示すものを基本とし、派遣時の状況を踏まえ必要な所持品を持参するものとする。

表 4.2 リエゾン派遣前の準備調整事項及び役割分担

	項目	実施主体 (○：実施主体 △：必要に応じて支援)	
		派遣元 (越美山系砂防事務所 (中部地方整備局))	派遣先 (岐阜県、本巣市、揖斐川町)
		<input type="checkbox"/>	連絡窓口の確認
<input type="checkbox"/>	災害対策本部内での席の確保		○
<input type="checkbox"/>	作業スペースの確保		○
<input type="checkbox"/>	作業設備・備品の準備	○	△※1
<input type="checkbox"/>	宿泊・傷病時に係る情報の収集	○	△※2

※1：リエゾンの活動に必要な備品等は派遣職員が準備することを原則とするが、電源、固定電話、FAX 等については派遣先と調整する。

※2：宿泊場所や傷病時の病院等に関する手配は、派遣元が行うことを原則とするが、必要に応じて派遣先も情報提供等の協力を行うものとする。

#### 4.5 派遣後の対応

越美山系砂防事務所からのリエゾン派遣職員が実施する主な対応を表 4.3 に示す。派遣先となる岐阜県、本巣市、揖斐川町は、極力リエゾン派遣職員に協力するものとする。

表 4.3 リエゾンが地方公共団体で実施する主な対応項目

項目	対応内容
① 災害情報、一般被害情報、応急対策活動情報等の収集	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の体制 体制移行情報 <input type="checkbox"/> 一般被害情報（災害対策本部、消防部局） <input type="checkbox"/> 人的被害（死者、行方不明者、負傷者） <input type="checkbox"/> 住宅被害（全壊、半壊） <input type="checkbox"/> 浸水被害（床下浸水、床上浸水、その他田畑浸水等） <input type="checkbox"/> 避難情報（避難指示、避難指示（緊急）、避難） <input type="checkbox"/> 浸水、道路寸断等による孤立情報 <input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 施設被害情報『鉄道、電力会社の管理施設』に関する被害情報の収集
② 中部地方整備局直轄施設に関する被災情報の提供	<input type="checkbox"/> 直轄施設（河川、道路等）に関する被害情報の提供 <input type="checkbox"/> 施設被害情報『河川・ダム・砂防』に関する被害情報の提供 <input type="checkbox"/> 河川破堤・氾濫情報 <input type="checkbox"/> 浸水被害（床下浸水、床上浸水、その他田畑浸水等） <input type="checkbox"/> 管理施設の被害状況及び対応状況（市町村施設情報含む） <input type="checkbox"/> 水防活動状況 <input type="checkbox"/> 土砂災害発生状況（土石流、地滑り、崖崩れ） <input type="checkbox"/> 通行止め、孤立情報、迂回情報 <input type="checkbox"/> 施設被害情報『道路』に関する被害情報の提供 <input type="checkbox"/> 道路被害状況（人的被害や市町村施設情報含む） <input type="checkbox"/> 通行止め、孤立情報、迂回情報 <input type="checkbox"/> 緊急輸送道路の状況
③ 災害対策用機械、TEC-FORCE 等の派遣に関する情報の収集、提供	<input type="checkbox"/> <b>TEC-FORCE 等に対するニーズに関する情報の収集</b> <input type="checkbox"/> 中部地方整備局が実施し得る支援内容や活動事例の提供 <input type="checkbox"/> 人員派遣関連（TEC-FORCE、専門家等） <input type="checkbox"/> 災害対策機器の派遣関連（建設機械類、防災情報通信機器） <input type="checkbox"/> 応急対策用資機材の調達関連 <input type="checkbox"/> 映像配信関連（ヘリコプター、CCTV カメラ、ハンディカメラ、ネットワークカメラ等からの配信） <input type="checkbox"/> ヘリコプターによる上空調査（調査箇所、搭乗者等） <input type="checkbox"/> TEC-FORCE、ヘリコプターや照明車等の災害対策用資機材等の地方公共団体への派遣に係る調整
④ その他、特に重要と思われる情報の収集、提供等	<input type="checkbox"/> 支援に係る地方公共団体からの相談受け付け <input type="checkbox"/> <b>災害対策基本法に基づく避難指示等にあたっての助言の伝達、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の事前説明の伝達、土砂災害防止法に基づく避難指示等を解除しようとする場合の助言の伝達 等</b> <input type="checkbox"/> 隣県を含む広域的な被害情報の提供 <input type="checkbox"/> 営繕施設、公園施設、都市施設（下水道等）の被害情報 <input type="checkbox"/> ライフライン被害情報（ガス、水道、電気等）

※太字＝重要度の高い情報収集項目

## 5. 土砂災害防止法に基づく緊急調査に係る連携

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）の一部改正（平成23年5月1日施行）により、大規模な土砂災害が急迫している状況において市町村が適切に住民の高齢者等避難・避難指示等の判断を行えるよう、国土交通省または都道府県は緊急調査等を実施し、被害の想定される区域・時期の情報を市町村へ提供しなければならないことが法律上明確化された。土砂災害防止法一部改正に伴う対応の概要を図5.1に示す。

本章では、同法に基づく緊急調査に係る連携の流れや役割分担等に関する基本的な事項を定める。

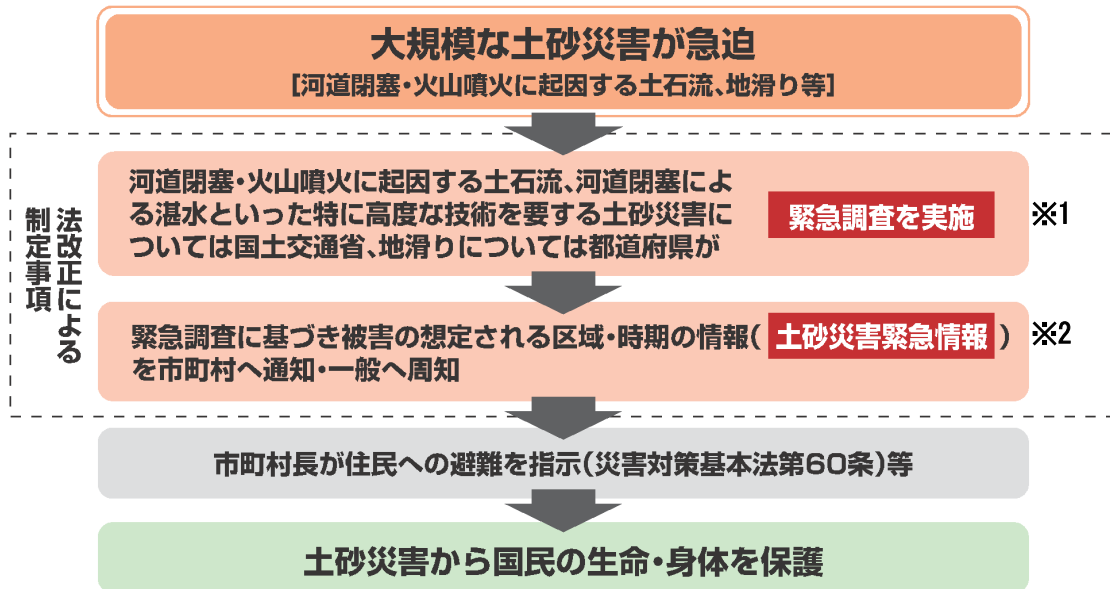


図 5.1 土砂災害防止法一部改正に伴う対応の概要

(出典：土砂災害防止法の一部改正に関するパンフレット（国土交通省砂防部砂防計画課）)

※1 土砂災害防止法第28～29条

※2 土砂災害防止法第31条

## 5.1 緊急調査の概要

緊急調査の対象となる土砂災害の種類及び要件を図 5.2 に示す。

越美山系砂防事務所管内における緊急調査にあつては、

- 河道閉塞（河道閉塞の高さ等の確認）：越美山系砂防事務所（中部地方整備局を含む）
- 地すべり（地割れ等の発生状況等の確認）：岐阜県

が実施することとなる。

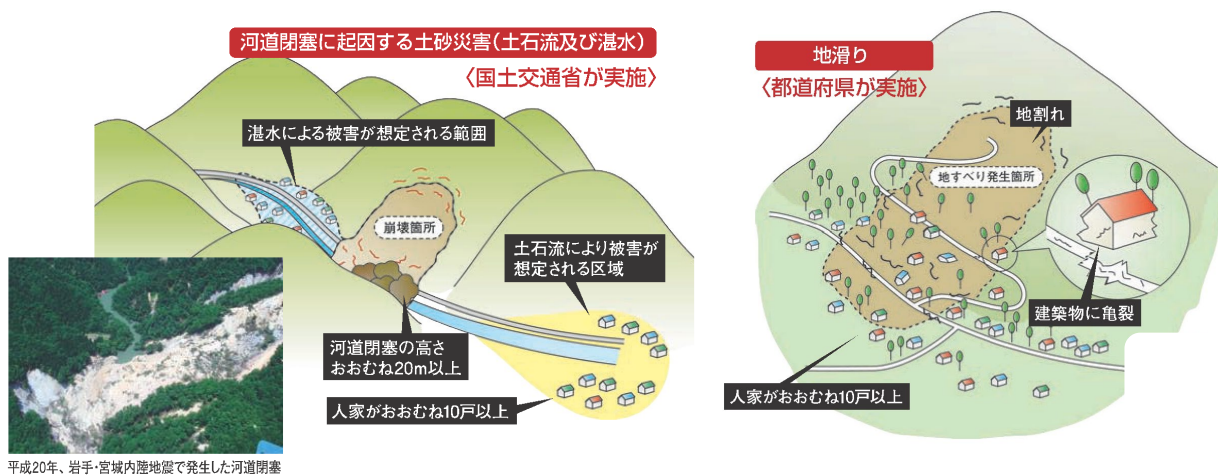
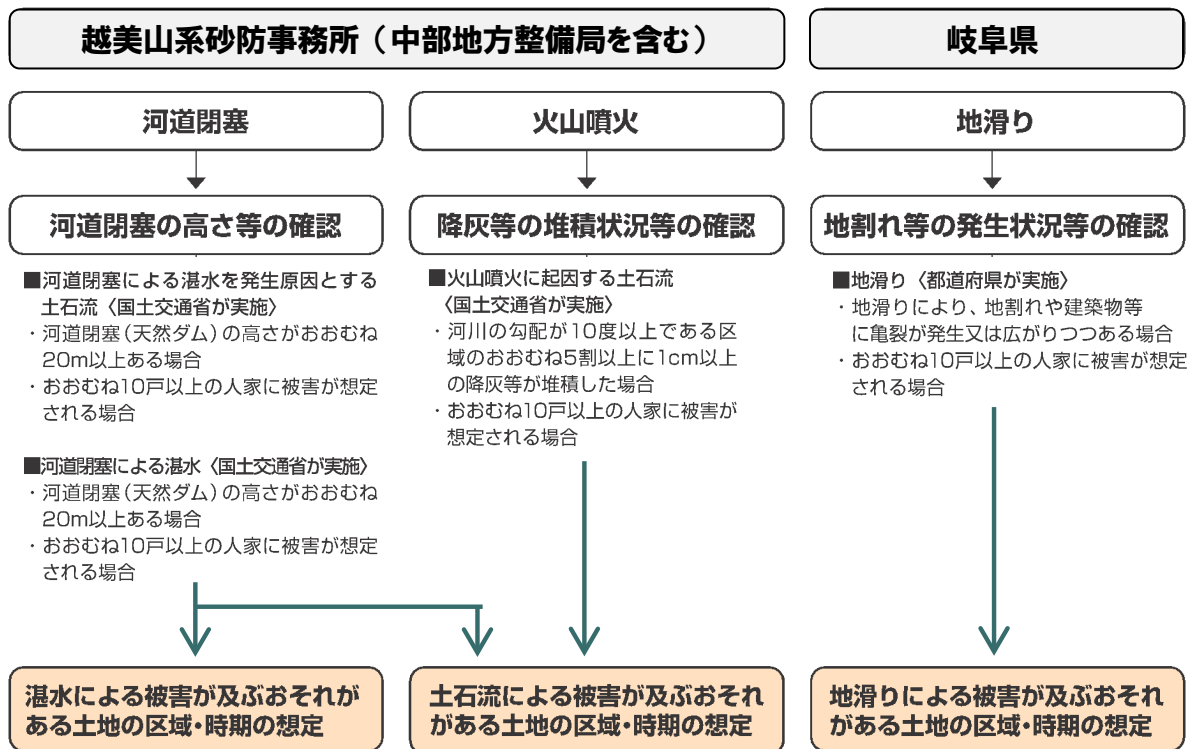


図 5.2 緊急調査の概要

## 5.2 緊急調査に係る連携対応の流れ

河道閉塞（天然ダム）及び地すべりの緊急調査に係る連携対応の流れを以下に示す。

### (1) 河道閉塞（天然ダム）

河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に係る国、県、市町の実施内容に基づく連携対応の流れを図 5.3 に示す。

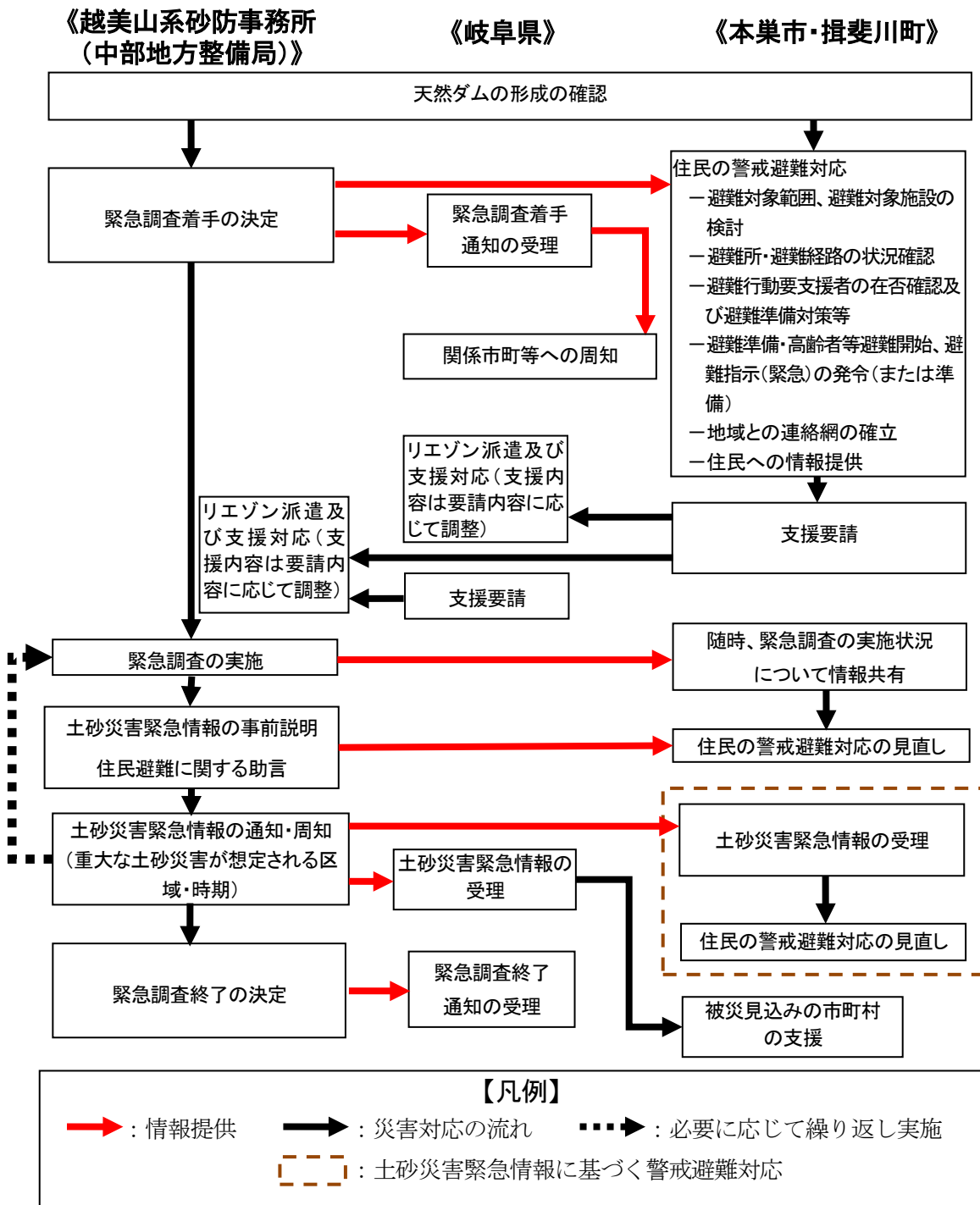


図 5.3 河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に係る国、県、市町の連携対応の流れ

※土砂災害防止法に規定される緊急調査に該当しない場合も、上図に準じて岐阜県が対応を行うことが望ましい。

(2) 地すべり

地すべりの緊急調査に係る国、県、市町の実施内容に基づく連携対応の流れを図 5.4 に示す。

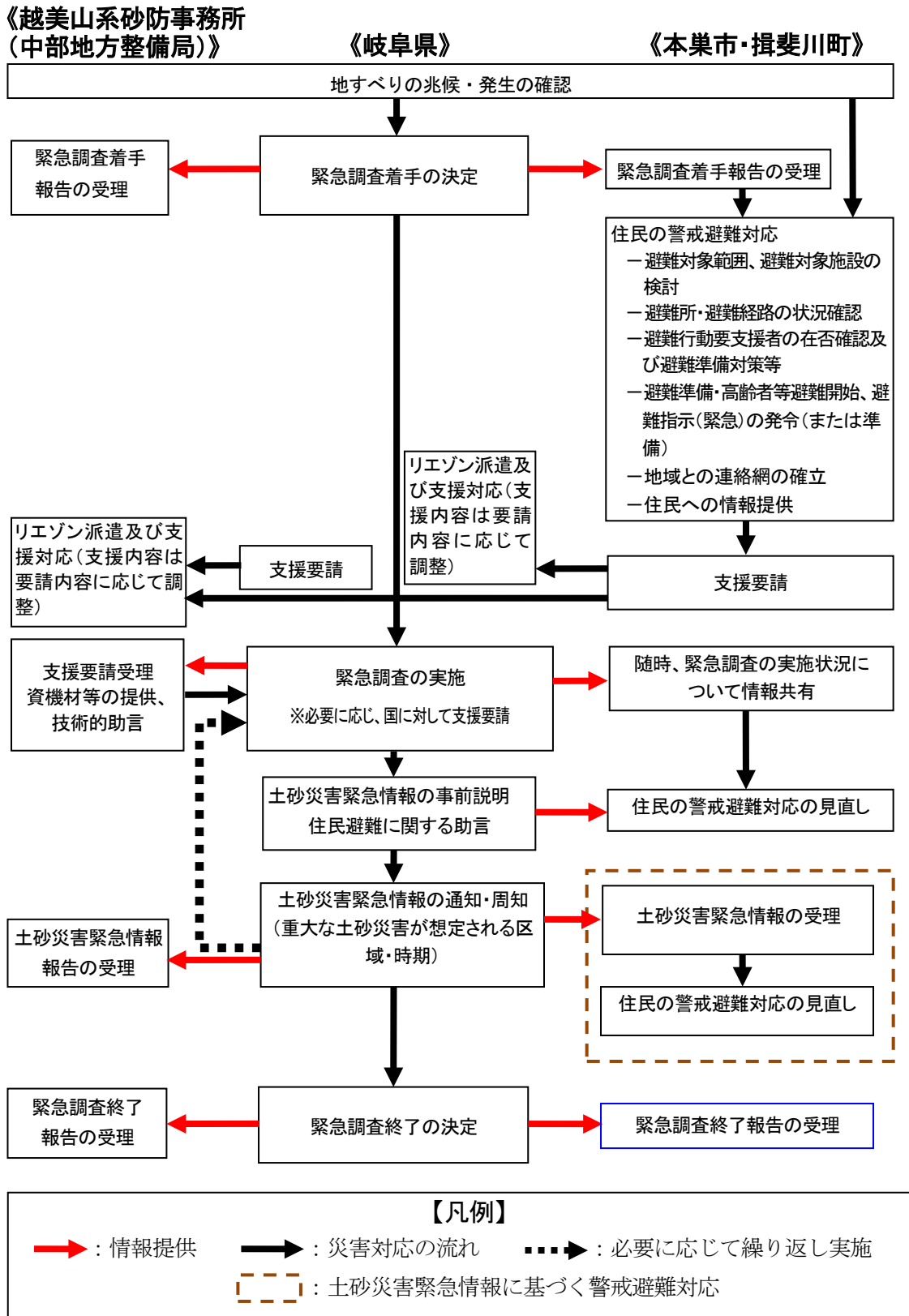


図 5.4 地すべりの緊急調査に係る国、県、市町の連携対応の流れ

資料：「土砂災害防止法に基づく緊急調査実施手引き（案）」(H24.9、岐阜県) をもとに作成



### 5.3 関係機関の連携対応内容

越美山系砂防事務所管内における緊急調査は、河道閉塞（天然ダム）の場合は越美山系砂防事務所（必要に応じて中部地方整備局を含む）が、地すべりの場合は岐阜県が一義的には実施することとなるが、その円滑な実施のため国、県、市町が適切に役割分担をして、対応するものとする。

河道閉塞（天然ダム）及び地すべりの緊急調査に係る役割分担を以下に示す。

#### (1) 河道閉塞（天然ダム）

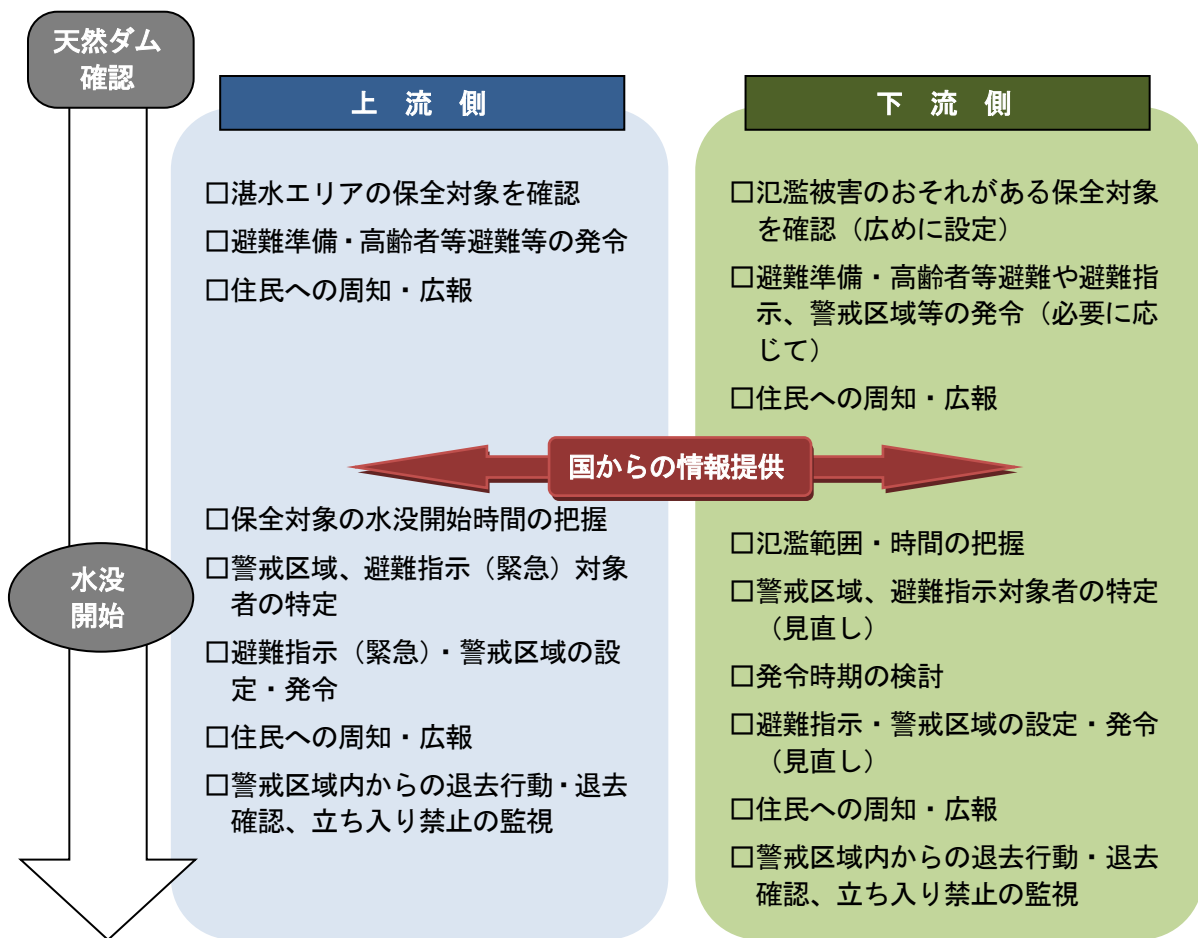
河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に係る役割分担を表 5.1 に示す。また、国土交通省内の各組織が実施すると想定される役割分担は巻末資料 5 に整理する。

表 5.1 河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に係る各機関の連携対応内容

タイミング	越美山系砂防事務所 (中部地方整備局)	岐阜県	本巣市・揖斐川町
①事象発生 の確認～緊急 調査着手 の判断	<input type="checkbox"/> 災害発生情報の関係機関 への報告 <input type="checkbox"/> 現地確認（予備調査） <input type="checkbox"/> 緊急調査着手の判断 ※緊急調査に該当しない場 合は、越美山系砂防事務 所（中部地方整備局）と 岐阜県で対応を協議	<input type="checkbox"/> 災害発生情報の関係機 関への報告 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> 岐阜県が所有する情報 （斜面、河川、道路関 連等）の越美砂防事務 所（中部地方整備局） への提供 <input type="checkbox"/> 緊急調査の必要性に関 する越美山系砂防事務 所（中部地方整備局） との協議	<input type="checkbox"/> 災害発生情報の関係機関へ の報告 <input type="checkbox"/> 非常事態に備えた警戒避難 対応（または準備） ー避難対象範囲、避難対象施 設の検討 ー避難所・避難経路の状況確認 ー避難行動要支援者の在否 確認及び避難準備対策等 ー避難準備・高齢者等避難開 始、避難指示の発令（また は準備） ー地域との連絡網の確立 ー住民への情報提供
②緊急調査 着手～土砂 災害緊急情 報の提供前	<input type="checkbox"/> 岐阜県へ緊急調査着手の 通知 <input type="checkbox"/> 記者発表やHPなどを通じ た住民への緊急調査着手 の情報発信 <input type="checkbox"/> 緊急調査の実施 <input type="checkbox"/> 緊急調査結果の整理・分析 <input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の作成 <input type="checkbox"/> 岐阜県、本巣市、揖斐川町 に対し、土砂災害緊急情報 の事前説明 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町から求 められた場合の住民避難 に関する助言	<input type="checkbox"/> 緊急調査着手の通知の 本巣市、揖斐川町への 伝送 <input type="checkbox"/> 岐阜県が所有する情報 （斜面、河川、道路関 連等）の越美砂防事務 所（中部地方整備局） への提供 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町の災 害対応の支援 <input type="checkbox"/> 支援要請 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町から 求められた場合の住民 避難に関する助言	<input type="checkbox"/> 住民、土地所有者に対する 緊急調査の周知 <input type="checkbox"/> 緊急調査の実施状況等の確 認 <input type="checkbox"/> 緊急調査の実施状況等を踏 まえた警戒避難対応の見直 し <input type="checkbox"/> 支援要請
③土砂災害 緊急情報の 提供後	<input type="checkbox"/> 岐阜県、本巣市、揖斐川町 へ土砂災害緊急情報の通知 <input type="checkbox"/> 記者発表やHPなどを通じ た住民への土砂災害緊急 情報の情報発信	<input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町の災 害対応の支援 <input type="checkbox"/> 岐阜県管理施設に対す る対応	<input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の通知を 踏まえた警戒避難対応の見 直し
④緊急調査 終了時	<input type="checkbox"/> 緊急調査終了の判断 <input type="checkbox"/> 岐阜県へ緊急調査終了の 通知 <input type="checkbox"/> 記者発表やHPなどを通じ た住民への緊急調査終了 の情報発信 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町から求 められた場合の住民避難（避 難指示（緊急）の解除）に 関する助言	<input type="checkbox"/> 緊急調査終了の通知の 本巣市、揖斐川町への 伝送 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町から 求められた場合の住民 避難（避難指示（緊急） の解除）に関する助言	<input type="checkbox"/> 緊急調査終了結果を踏ま えた、今後の警戒避難対応 の見直しまたは終了

また、河道閉塞（天然ダム）形成時における住民への警戒避難は、河道閉塞（天然ダム）の上下流それぞれの地域での対応が必要であることに留意する必要がある。河道閉塞（天然ダム）形成後の時間経過に応じた本巢市、揖斐川町の対応行動例を図 5.5 に示す。

また、本巢市、揖斐川町の対応行動を行う際に、越美山系砂防事務所（中部地方整備局を含む）からの提供が想定される資料イメージ（①河道閉塞（天然ダム）上流部の湛水範囲図、②河道閉塞（天然ダム）上流部の時間経過と浸水状況の相関図（H-T 曲線）、③河道閉塞（天然ダム）決壊時における下流部の浸水範囲図）を図 5.6～図 5.8 に示す。



**注意）国からの情報提供が無くても、災害対策基本法に則り自治体は、可能な限り、被災前に上記行動を取ることが望まれる**

図 5.5 河道閉塞（天然ダム）形成時における本巢市、揖斐川町の対応行動例

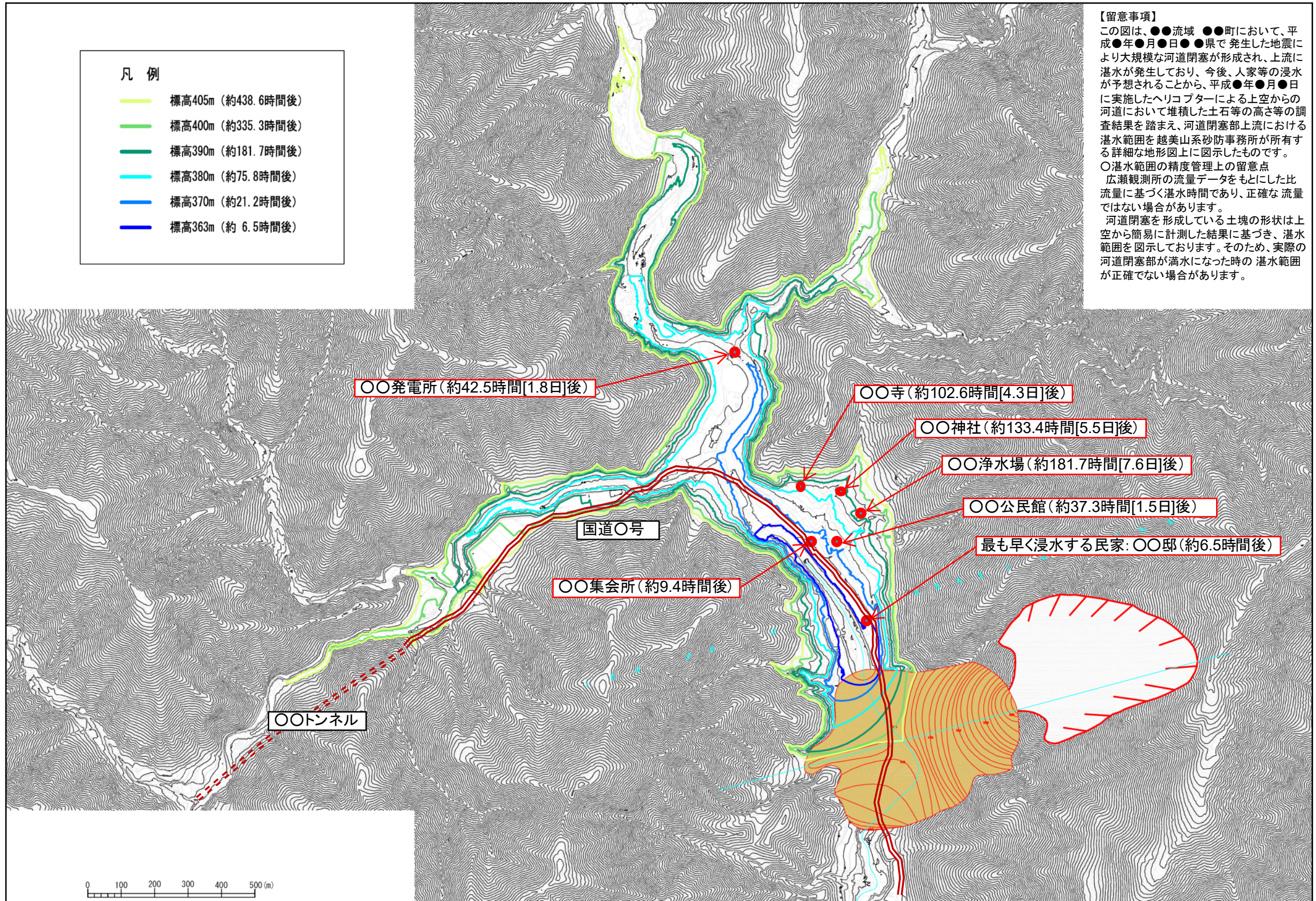


図 5.6 河道閉塞 (天然ダム) 上流部の湛水範囲図例



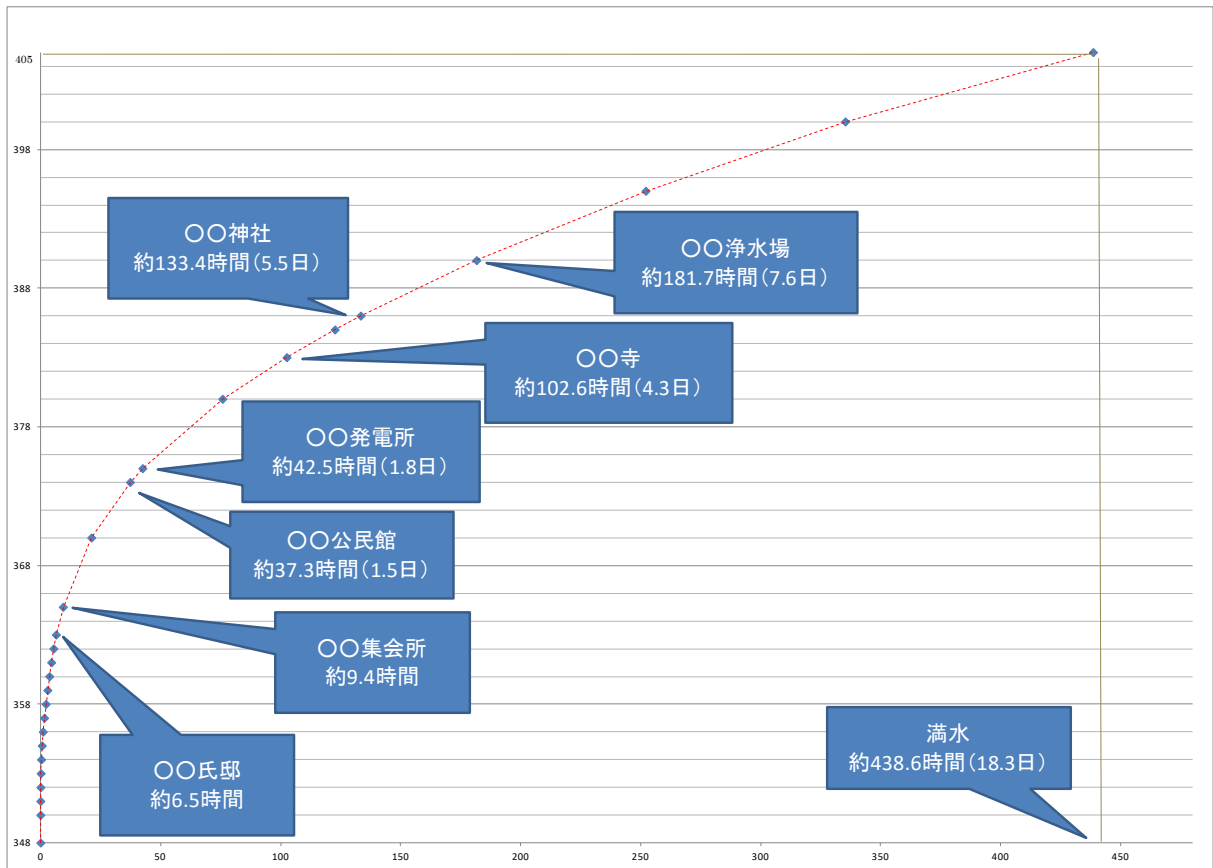


図 5.7 河道閉塞（天然ダム）上流部の時間経過と浸水状況の相関図（H-T 曲線）例

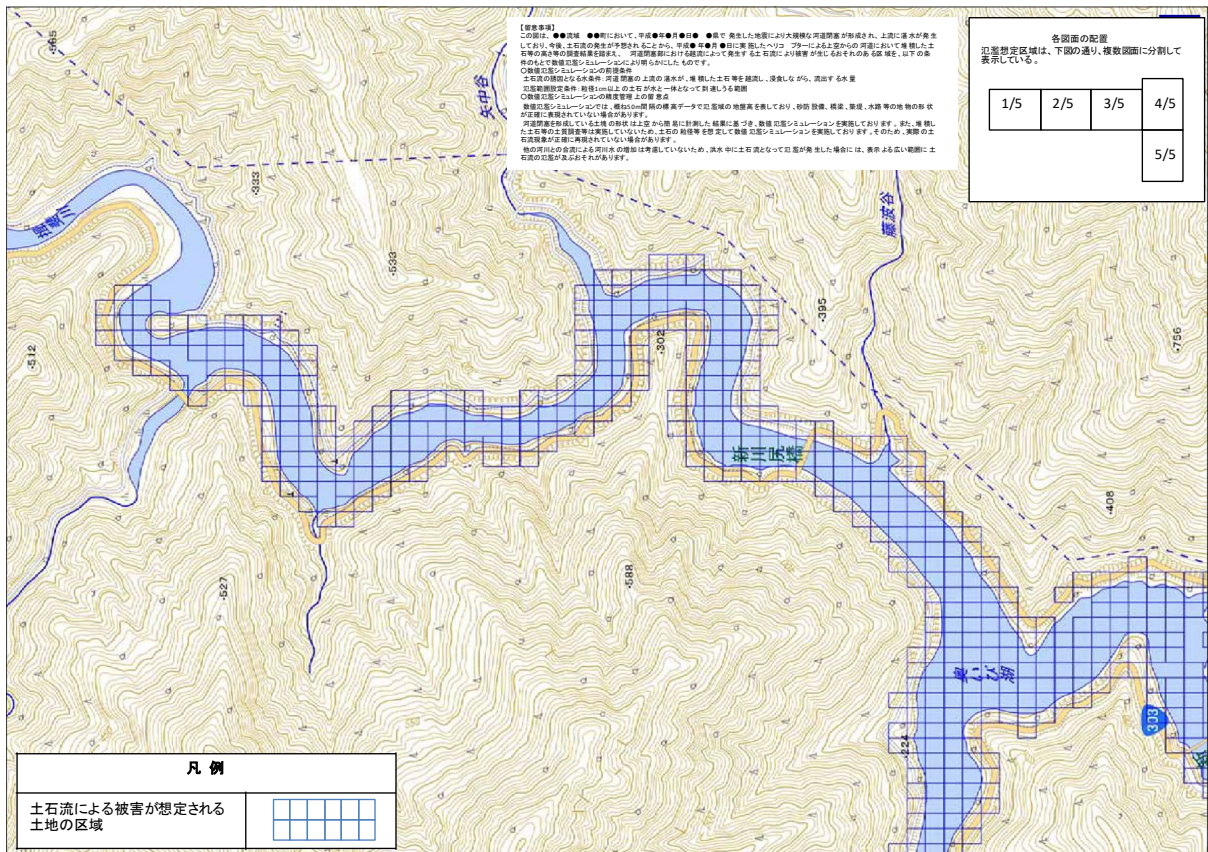


図 5.8 河道閉塞（天然ダム）決壊時における下流部の浸水範囲図例

## (2) 地すべり

地すべりの緊急調査に係る役割分担を表 5.2 に示す。

表 5.2 地すべりの緊急調査に係る役割分担

タイミング	越美山系砂防事務所 (中部地方整備局)	岐阜県	本巣市・揖斐川町
① 事象発生の確認～緊急調査着手の判断	<input type="checkbox"/> 災害発生情報の関係機関への報告	<input type="checkbox"/> 災害発生情報の関係機関への報告 <input type="checkbox"/> 現地確認・調査(建設部局、農政部局、治山部局で対応の調整) <input type="checkbox"/> 緊急調査着手の判断	<input type="checkbox"/> 災害発生情報の関係機関への報告 <input type="checkbox"/> 非常事態に備えた警戒避難対応(または準備) - 避難対象範囲、避難対象施設の検討 - 避難所・避難経路の状況確認 - 避難行動要支援者の在否確認及び避難準備対策等 - 避難準備・高齢者等避難、避難指示の発令(または準備) - 地域との連絡網の確立 - 住民への情報提供
② 緊急調査着手～土砂災害緊急情報の提供前	<input type="checkbox"/> 緊急調査着手の報告の受理 <input type="checkbox"/> 岐阜県へ資機材等の提供、技術的助言 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町から求められた場合の住民避難に関する助言	<input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町へ緊急調査着手の通知 <input type="checkbox"/> 一般へ緊急調査着手の周知 <input type="checkbox"/> 越美山系砂防事務所(中部地方整備局)へ緊急調査着手の報告 <input type="checkbox"/> 緊急調査の実施 <input type="checkbox"/> 緊急調査結果の整理・分析 <input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の作成 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町に対し、土砂災害緊急情報の事前説明 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町から求められた場合の住民避難に関する助言 <input type="checkbox"/> 支援要請	<input type="checkbox"/> 住民、土地所有者に対する緊急調査の周知 <input type="checkbox"/> 緊急調査の実施状況等の確認 <input type="checkbox"/> 緊急調査の実施状況等を踏まえた警戒避難対応の見直し <input type="checkbox"/> 支援要請
③ 土砂災害緊急情報の提供後	<input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の報告の受理 <input type="checkbox"/> 岐阜県へ資機材等の提供、技術的助言	<input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町へ土砂災害緊急情報の通知 <input type="checkbox"/> 一般へ土砂災害緊急情報の周知 <input type="checkbox"/> 越美山系砂防事務所(中部地方整備局)へ土砂災害緊急情報の報告	<input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の通知を踏まえた警戒避難対応の見直し
④ 緊急調査終了時	<input type="checkbox"/> 緊急調査終了の報告の受理 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町から求められた場合の住民避難(避難指示(緊急)の解除)に関する助言	<input type="checkbox"/> 緊急調査終了の判断 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町へ緊急調査終了の通知 <input type="checkbox"/> 一般へ緊急調査終了の周知 <input type="checkbox"/> 越美山系砂防事務所(中部地方整備局)へ緊急調査終了の報告 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町から求められた場合の住民避難(避難指示(緊急)の解除)に関する助言	<input type="checkbox"/> 緊急調査終了結果を踏まえた、今後の警戒避難対応の見直しまたは終了

## 6. 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携

大規模な土砂災害の発生時、またはそのおそれのある時には、越美山系砂防事務所及び岐阜県が管理する砂防関連施設、及び土砂災害危険箇所の緊急点検が必要になる。このため、必要に応じて、相互に緊急点検の支援を行い、迅速な応急対策や二次災害の防止に資する。本章では、施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携の手続き等に関する事項を定める。

各機関の管理施設の数及び土砂災害危険箇所等の数を表 6.1～表 6.3 に示す。

表 6.1 本巣市・揖斐川町における砂防施設数（砂防堰堤、溪流保全工、床固工等）

	揖斐川町	本巣市
直轄施設（越美山系砂防事務所管内）	101 施設	80 施設
県管理施設（溪流保全工を除く）	245 施設	228 施設

（平成 28 年 3 月時点）

表 6.2 本巣市・揖斐川町における土砂災害危険箇所数

	揖斐川町	本巣市
急傾斜崩壊危険箇所	314	182
土石流危険溪流	147	92
地すべり危険箇所	1	1

（平成 28 年 3 月時点）

表 6.3 本巣市・揖斐川町における土砂災害（特別）警戒区域

	揖斐川町	本巣市
土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）	804	352
土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）	740	314

（平成 28 年 3 月時点）

※「ぎふ土砂災害防止法ポータル」(<http://portal.gifugis.jp/sabo/koji/ichiran.html>) から県内の土砂災害（特別）警戒区域の指定状況が確認可能

表 6.4 に上記施設、指定箇所に係る台帳等の管理者及び保管場所を整理した。

表 6.4 管理施設、危険箇所等の管理者及び保管場所一覧

区分	管理者	保管場所（媒体）
砂防施設台帳	直轄管理施設	越美山系砂防事務所
	県管理施設	岐阜県
土砂災害危険箇所カルテ	岐阜県	2 階執務室内（紙、電子(PDF)）
		県庁砂防課執務室内 各土木事務所河川砂防課執務室内
土砂災害（特別）警戒区域調書	岐阜県	県庁砂防課執務室内 各土木事務所河川砂防課執務室内
		本巣市
		揖斐川町

## 6.1 緊急点検に係る連携対応の流れ

地震時には、大規模な土砂災害が発生する可能性が高く、また地震発生後も降雨等により、二次的な土砂災害が発生する危険性がある。

二次災害による被害の拡大防止に有効な応急対策を実施するために、国、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者は連携して、二次災害発生危険性のある箇所把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。

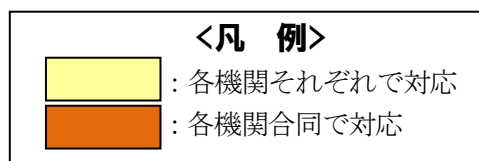
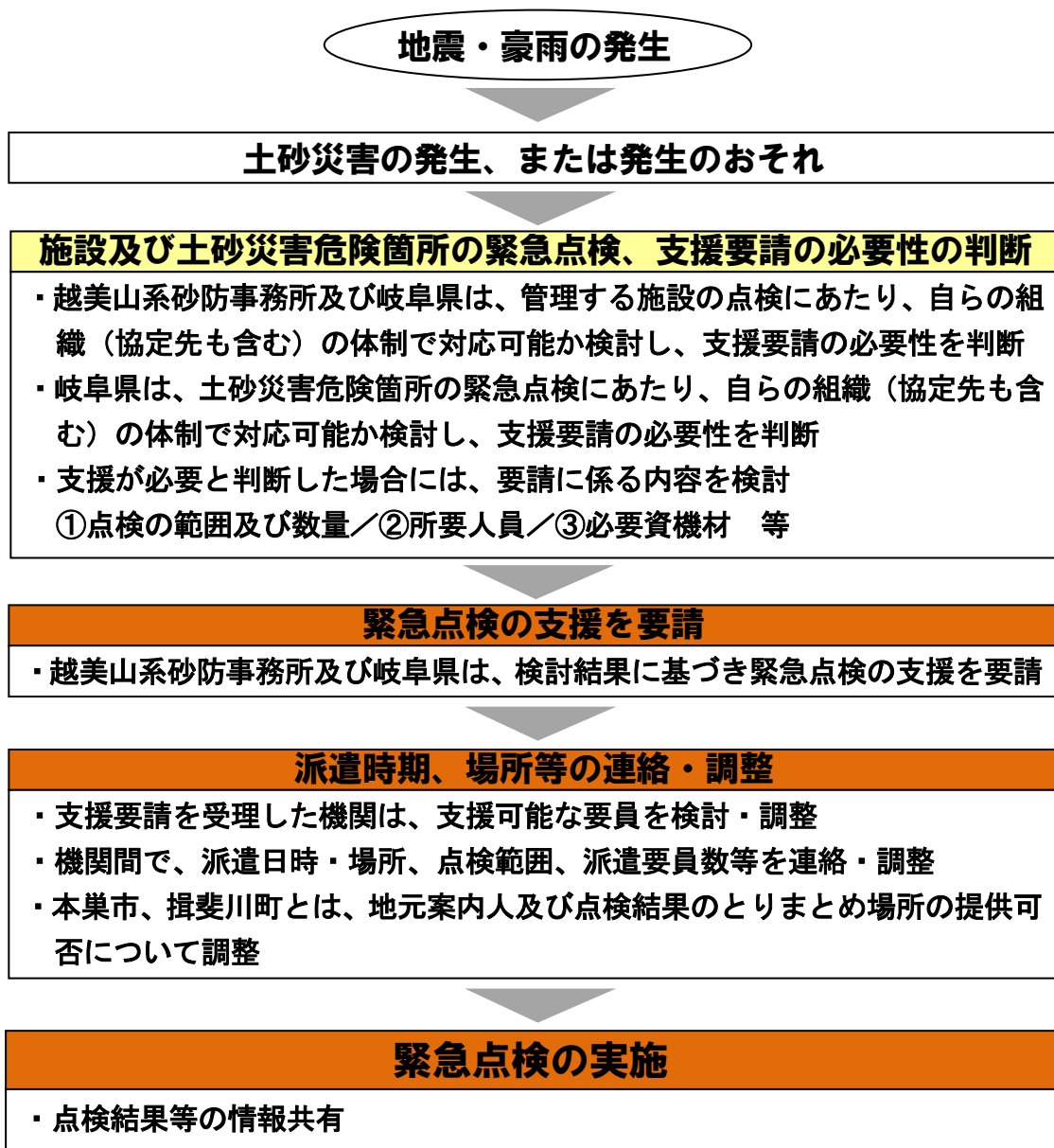


図 6.1 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携対応の流れ



## 6.2 土砂災害危険箇所緊急点検における連携体制

土砂災害危険箇所の緊急点検は、災害発生後、5～7日程度の期間内に全箇所を点検することとなっている。緊急点検は、岐阜県が実施することを基本とする。ただし、最大震度6弱以上の地震が発生した場合及び大規模土砂災害が発生した場合には、点検対象箇所が多数、広範囲となり、被災県単独で実施できない可能性が高くなるため、国土交通省および他の都道府県に支援を要請する可能性が高い（人員が足りない場合は、TEC-FORCEの支援を要請してもよい）。

以上のように土砂災害の緊急点検には、各機関が緊密に連携して対応を行う必要があり、国、県、市町の役割分担を表6.5に示す。

表 6.5 土砂災害危険箇所の緊急点検に係る役割分担

	越美山系砂防事務所	岐阜県	本巣市・揖斐川町
平常時	<input type="checkbox"/> 危険箇所データの受理、確認 <input type="checkbox"/> 点検要員の人材育成	<input type="checkbox"/> 危険箇所データの整理、提供 <input type="checkbox"/> 点検要員の人材育成	—
災害時：点検開始前 (震度5強以上の地震等)	<input type="checkbox"/> 地震情報、被災情報の収集 <input type="checkbox"/> 支援要請の受理、中部地方整備局への共有 <input type="checkbox"/> 支援チームの結成 <input type="checkbox"/> 支援チーム現地本部の設置 <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町等関係機関への周知 <input type="checkbox"/> 点検資料の準備(岐阜県と協力) <input type="checkbox"/> 班別点検範囲の検討 <input type="checkbox"/> 点検方針(連絡体制、中止基準)の検討・周知	<input type="checkbox"/> 地震情報、被災情報の収集 <input type="checkbox"/> 点検箇所数の把握 <input type="checkbox"/> 必要点検班数の検討 <input type="checkbox"/> 必要に応じて支援要請(中部地方整備局、砂防ボランティア等) <input type="checkbox"/> 本巣市、揖斐川町等関係機関への周知 <input type="checkbox"/> 点検資料の準備(越美山系砂防事務所と協力) <input type="checkbox"/> 班別点検範囲の検討 <input type="checkbox"/> 点検方針(連絡体制、中止基準)の検討・周知	<input type="checkbox"/> 地震情報、被災情報の収集 <input type="checkbox"/> 住民等への周知(緊急点検の実施、緊急時における一時退避等の対応)
災害時：点検開始後	<input type="checkbox"/> 点検結果とりまとめの支援 <input type="checkbox"/> 点検結果の公表	<input type="checkbox"/> 点検結果の確認 <input type="checkbox"/> 点検結果とりまとめ <input type="checkbox"/> 点検結果の公表 <input type="checkbox"/> 危険度A・B箇所のフォローアップ※	<input type="checkbox"/> 点検結果の住民への周知

※危険度A・B箇所のフォローアップ：緊急点検結果の報告を受け、危険度ランクA（直ちに応急対応するもの）またはB（再調査後対応を決めるもの）の箇所について、それぞれ応急対応、二次点検を検討する。また、調査結果を保存・管理し、カルテの更新等を行う。（「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」より）

なお、揖斐川町及び本巣市を対象に以下の条件で土砂災害危険箇所の点検を実施した場合、点検に必要な人員は延べ50班、150人となる（支援チーム現地本部要員を除く）。

- 対象箇所数：737箇所（揖斐川町：462箇所、本巣市：275箇所）
- 一日一班当たり点検箇所数：15箇所
- 一班当たり人数：3人

## 7. 災害対策用資機材等の相互支援

大規模な土砂災害の発生時には、各機関が保有する災害対策用資機材を相互に貸与するため、また専門家等人的資源の相互支援のための調整を行い、円滑かつ迅速な応急対策の実施に資する。本章では、災害対策用資機材、ならびに人的資源の相互支援の手続きを整理する。また、巻末資料に国土交通省による支援メニューを整理する。

### 7.1 災害対策用資機材支援

各機関（越美山系砂防事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町、岐阜土木工業会、揖斐建設業協会、他）が保有する災害対策用資機材の支援に係る連携対応の流れを図 7.1 に示す。また、各機関が保有する資機材及び支援要請の際の様式を巻末資料 7 に整理する。

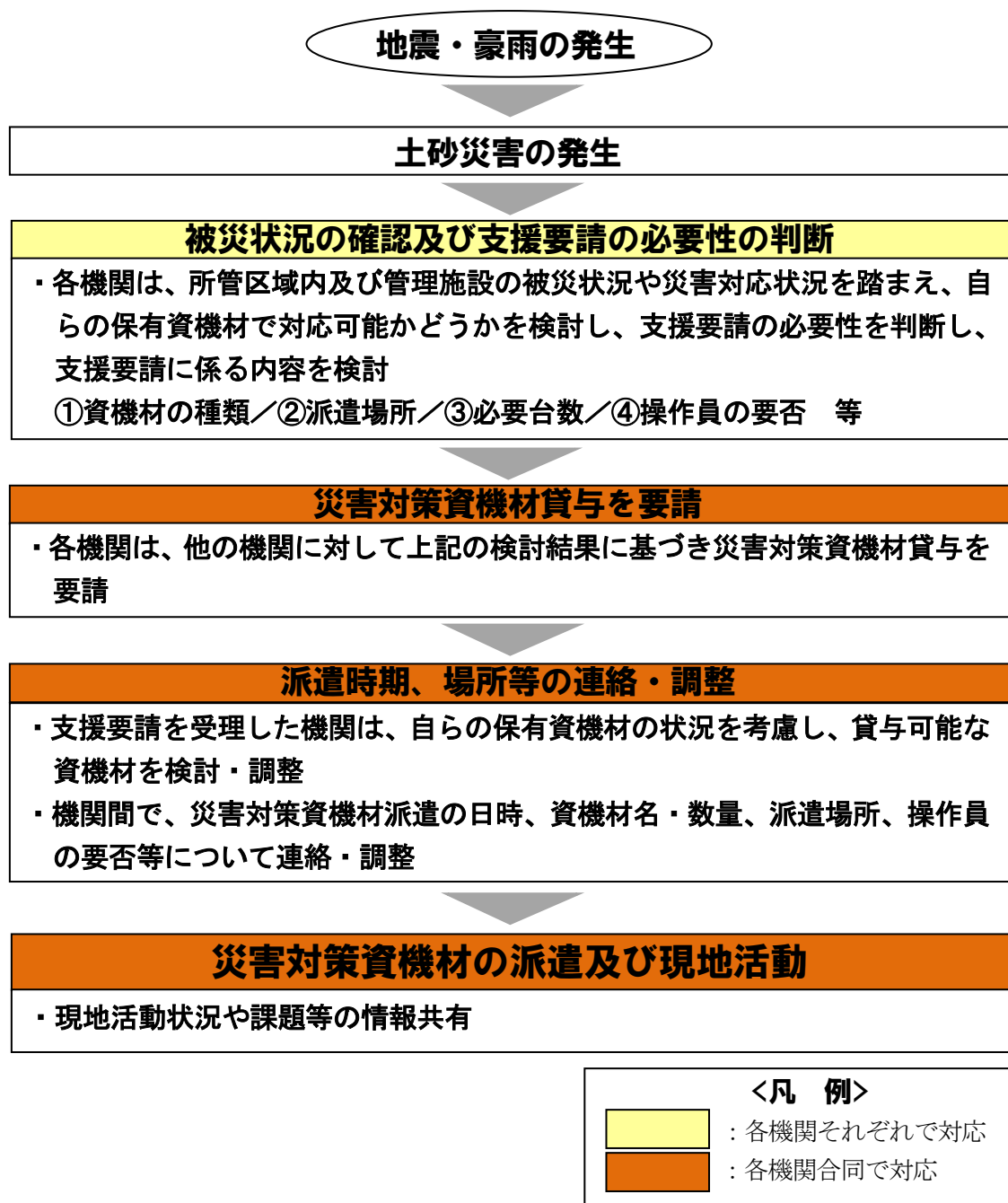


図 7.1 災害対策用資機材の支援に係る連携対応の流れ

## 7.2 人的支援

各機関の人的資源の支援に係る連携対応の流れをに示す。

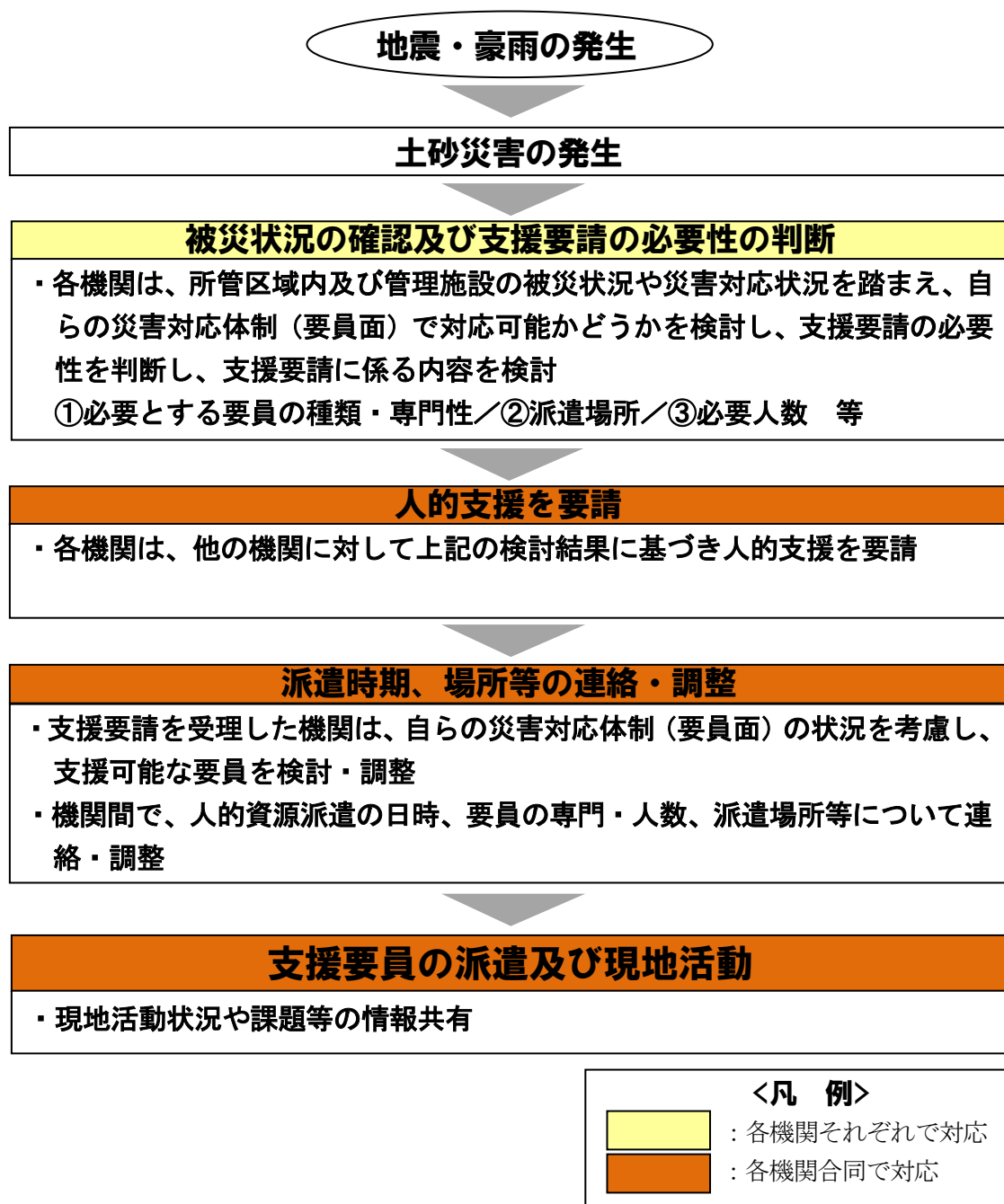


図 7.2 人的支援に係る連携対応の流れ

### 7.3 応援要請の方法

大規模な土砂災害等が発生、または発生のおそれがあり、関係機関の応援を必要とする場合、「巻末資料1 主要関係機関の連絡窓口」に第一報を連絡し、応援要請するものとする。

- 応援が必要な対応の内容
- 資機材の種類、専門家の分野、ならびにこれらの数量
- 応援が必要な時期
- 派遣場所 など

応援要請する際には、上記事項を含め、必要な事項を可能な限り具体的に記載した様式（巻末資料5に掲載）等を要請先に送付し、要請内容を確認するものとする。

参考：災害対策基本法（抄）

（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

#### 第七十八条の二

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

## 8. 住民等への情報提供に係る連携

大規模な土砂災害等が発生した場合には、社会的な反響が大きいことから、各行政機関が実施する各種の災害対応について適時一般住民やマスコミ等にその内容を提供し、混乱の未然防止やアカウントビリティ向上に努めるとともに、一般住民等の理解・協力を促進し、迅速かつ円滑な災害対応に資する必要がある。本章では、住民等の情報提供に際して、越美山系砂防事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町による連携に係る基本的な事項を定める。

災害発生時において住民が求める情報（住民に伝えなければならない情報）は、以下の通りである。

- **【自身に関する災害情報】** 自分や家族等の土地、家屋等が被害を受けていないか、危険にさらされていないか
- **【自身に関する警戒避難情報】** 自分や家族等は避難しなくては行けないか、いつどこに避難するのか
- **【防災体制情報、災害情報全般】** 現在の災害の全般的な状況はどうなっているか
- **【交通規制情報】** 道路は通行できるか、公共交通機関は運行しているか
- **【応急・復旧対策情報】** 今後の対策や復旧の見通しはどうなっているか

以上の情報を提供する際の手法は以下の4つが基本となる。①～③について、災害対応の段階に応じた実施のタイミング（例）を表 8.1 に示す。

- ① 記者発表
- ② 記者会見
- ③ 住民説明会
- ④ 住民などからの問い合わせ対応

表 8.1 時間経過に応じた情報提供のタイミングと内容（例）

段階	①記者発表	②記者会見	③住民説明会
<b>第1段階</b> 初動対応の実施中、災害情報が少ない段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関の災害体制【体制変更の都度】</li> <li>・各機関が入手した被災情報や対応状況【随時⇒定時】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の記者発表のうち、各機関が重要と判断した内容【必要性を判断した時】</li> </ul>	—
<b>第2段階</b> 河道閉塞（天然ダム）、地すべり等の調査が進行し、今後の災害対応について、見直し変更、確認調整を要する段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時更新される被災状況等の調査結果【調査結果の整理の都度】</li> <li>・土砂災害緊急情報【緊急調査の取りまとめ時】</li> <li>・応急対策、緊急対策の実施状況【対策内容決定時、実施中、実施後】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の記者発表のうち、各機関が重要と判断した内容【必要性を判断した時】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急調査の実施内容【緊急調査の実施時】</li> <li>・土砂災害緊急情報の内容【土砂災害緊急情報の通知後】</li> <li>・応急対策、緊急対策の実施状況【対策内容決定時】</li> </ul>
<b>第3段階</b> 復旧・復興を実施する段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本復旧対策の実施状況【対策内容決定時、実施中、実施後】</li> <li>・対策の長期化に伴う一時帰宅の予定【一時帰宅決定時】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の記者発表のうち、各機関が重要と判断した内容【必要性を判断した時】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の長期化に伴う一時帰宅の予定【一時帰宅決定時】</li> </ul>

住民等に情報提供する際には以下の事項に留意して越美山系砂防事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町が連携して対応するものとする。

①記者発表

- 事前に発表内容の共有に努める。

②記者会見

- 会見内容について事前に共有するとともに、必要に応じて内容の調整を行う。
- 特に、土砂災害緊急情報の周知にあたっては、関係機関との事前調整を可能な限り実施するよう努める。
- 越美山系砂防事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町の合同記者会見は、越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会実施後に行うことが望ましい。

③住民説明会

- 越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会等を活用して、実施のタイミングや各機関が準備する資料等に関する調整を行う。
- 原則として、関係機関合同で実施するよう努める。

④住民などからの問い合わせ対応

- あらかじめ各機関が有する情報の共有に努め、問い合わせがあった場合にたらい回しにしない。

## 9. 災害時における越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会の緊急開催

越美山系砂防事務所管内で発生した大規模土砂災害に対して、速やかにかつ効率よく災害対応を行うためには、越美山系砂防事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町間の緊密な情報共有や調整が重要となる。このため必要に応じて、その場で判断可能な権限を持つ関係者が集まり、必要な連絡や調整を行う「越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会」（以下、「連絡調整会」という）を開催する。本章では連絡調整会の設置・開催に必要な事項を定める。

### 9.1 連絡調整会開催までの流れ

連絡調整会開催までの流れを図 9.1 に示す。

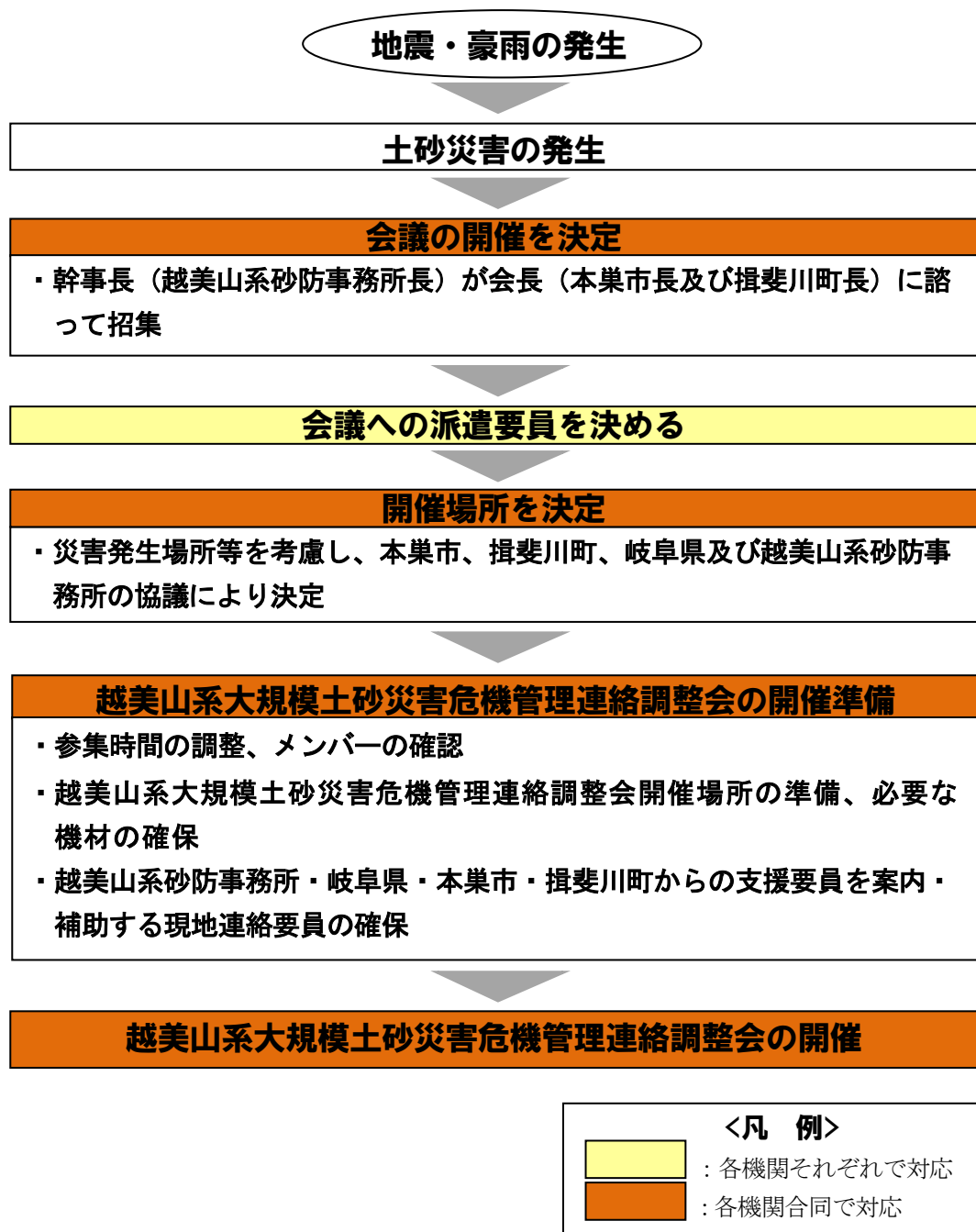


図 9.1 連絡調整会開催までの流れ

## 9.2 連絡調整会開催の判断と協議事項

### (1) 開催の判断

連絡調整会は、大規模土砂災害等の発生時において、災害の状況や各機関の対応状況等を勘案したうえで開催可否を判断し、関係者が一同に会して情報共有や調整を行うことが必要な場合に開催するものとする。例えば、岐阜県や本巣市、揖斐川町に災害対策本部が設置され、本部会議に他の関係機関が参加して必要な調整を行うことができる場合など、連絡調整会を開催しなくてもその目的を達成することができる時には、他の会議で代替することも可能である。

連絡調整会の開催は、幹事長（越美山系砂防事務所長）が会長（本巣市長及び揖斐川町長）に諮り招集するものとする。

### (2) 開催場所

災害発生場所や現地対策本部の設置場所、災害対応状況等を勘案しつつ、各機関の庁舎等の中から連絡調整会の開催場所を選定する。選定にあたっては、本巣市、揖斐川町、岐阜県及び越美山系砂防事務所が協議して決定するものとする。但し、災害対応においては迅速性が求められること、合同防災訓練や幹事会でのWeb会議システム使用の実績があることに鑑み、有事の際の連絡調整の手段として、Web会議システムの柔軟な活用が望まれる。

### (3) 協議事項

大規模土砂災害の状況に応じた連絡調整会の協議事項例を表 9.1 に示す。

表 9.1 連絡調整会の協議事項（例）

大規模土砂災害等の状況	協議事項（例）
<b>第1段階</b> 初動対応の実施中、災害情報が少ない段階	①各機関が収集した災害情報の共有 ②各機関の初動対応状況の情報共有 ③被害状況調査や応急対策等に係る役割分担の協議・調整
<b>第2段階</b> 河道閉塞（天然ダム）、地すべり等の調査が進行し、今後の災害対応について、見直し変更、確認調整を要する段階	①各機関が収集した災害情報の共有 ②河道閉塞（天然ダム）、地すべり等に対する調査分析結果の情報共有 ③各機関が実施している応急対策等の実施状況の情報共有 ④市町が実施している住民の警戒避難対応の情報共有 ⑤国・県による住民避難に関する助言 ⑥応急対策等の役割分担の協議・調整 ⑦被災地支援に関する協議・調整
<b>第3段階</b> 復旧・復興を実施する段階	①各機関が実施している応急対策等の実施状況の情報共有 ②同時多発型災害の場合の対応の優先順位の調整 ③市町が実施している住民の警戒避難対応の情報共有 ④復旧・復興対策等の役割分担の協議・調整 ⑤住民の一時帰宅に関する協議・調整（タイミング、単位、安全確保） ⑥被災地支援に関する協議・調整

※各段階で複数回の会議を実施する可能性もある



### 9.3 連絡調整会の運営

#### (1) 体制

連絡調整会の参加者は、表 9.2 に示すとおり越美山系砂防事務所、木曽川上流河川事務所、岐阜県岐阜土木事務所及び揖斐土木事務所、本巣市、揖斐川町、水資源機構徳山ダム管理所の長を基本としつつ、対象となる現象の状況や、各機関の災害対応の状況にあわせて適宜調整するものとする。また、連絡調整会の事務局は越美山系砂防事務所に置く。

参集が困難な場合には、テレビ会議を実施する等、臨機応変な会議形態による対応を検討する。

表 9.2 連絡調整会の参加者

参加機関		参加者
参加機関	越美山系砂防事務所	事務所長
	木曽川上流河川事務所	事務所長
	岐阜県揖斐土木事務所	事務所長
	岐阜県岐阜土木事務所	事務所長
	本巣市	市長
	揖斐川町	町長
	水資源機構徳山ダム管理所	管理所長
必要に応じて呼びかける機関等	岐阜県県土整備部	
	中部地方整備局	総合土砂管理官
	警察署（北方警察署、揖斐警察署）	
	消防署（岐阜市消防本部本巣消防署、揖斐郡消防組合消防本部）	
	建設業協会（（社）岐阜土木工業会、（社）揖斐建設業協会）	
	電力関係（中部電力など）	
	学識経験者	

#### (2) 開催準備

開催までに各機関で準備すべき事項を表 9.3 に示す。

表 9.3 連絡調整会開催までの準備事項

	項目	備考
<input type="checkbox"/>	会議開催の判断	幹事長（越美山系砂防事務所長）が会長（本巣市長及び揖斐川町長）に諮り招集
<input type="checkbox"/>	会議メンバーの調整決定	規約に基づき会員を基本としつつ、各機関と調整
<input type="checkbox"/>	議題の調整	原案を事務局が作成し、各機関と調整
<input type="checkbox"/>	開催日時、場所の選定	原案を事務局が作成し、各機関と調整
<input type="checkbox"/>	連絡調整会の開催場所の準備	原則として事務局が実施し、開催場所の所有者（管理者）がこれに協力
<input type="checkbox"/>	連絡調整会資料の作成	議題（参考：表 9.1）に準じて作成する資料項目を事務局が中心となって調整し、各機関が作成
<input type="checkbox"/>	連絡調整会の備品の準備	原則として事務局が実施し、開催場所の所有者（管理者）がこれに協力

## 10. TEC-FORCE の受入れに係る連携

TEC-FORCE は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災した県や市町が行う災害応急対策に対し技術的な支援を実施する組織である。TEC-FORCE は、中部地方整備局が国土交通防災業務計画に基づき、各地方整備局等を単位として設置され、災害時にはあらかじめ選任された職員が派遣される。本章では、TEC-FORCE の概要及び TEC-FORCE 受入れ側としての役割を定める。

### 10.1 TEC-FORCE の概要

TEC-FORCE の具体的な任務を図 10.1 に、構成を図 10.2 に示す。

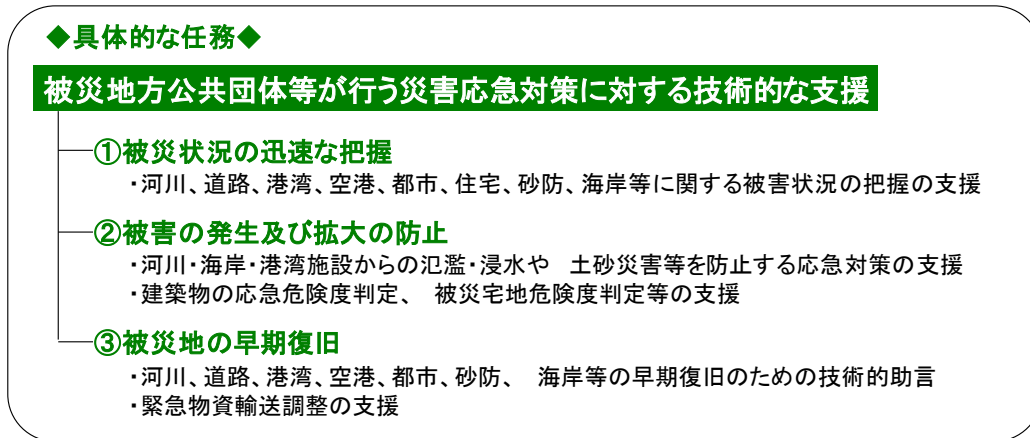


図 10.1 TEC-FORCE の任務

### ◆TEC-FORCEの構成◆

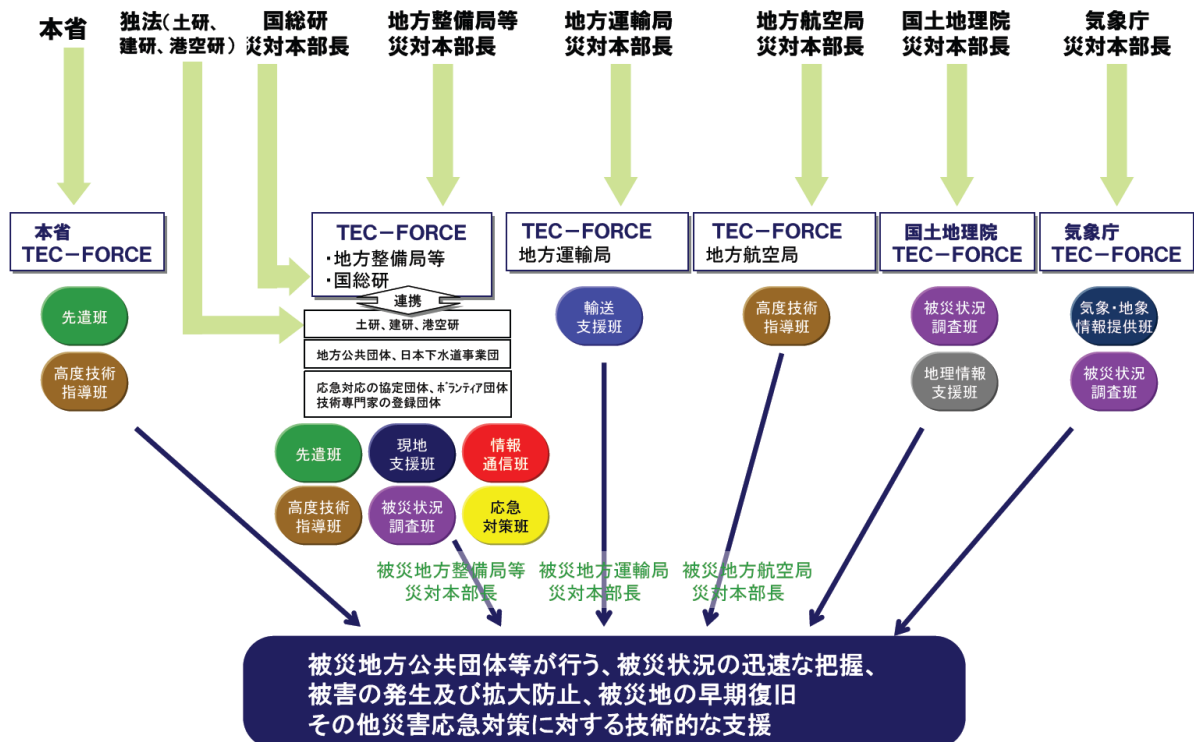


図 10.2 TEC-FORCE の構成

TEC-FORCE の派遣基準は中部地方整備局「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 派遣・受入マニュアル」に示されており、甚大な災害が発生し、情報収集等を行う必要があると認めた場合、又は本省から TEC-FORCE の派遣指揮がなされた場合、局内に応援対策本部を設置するものとされている。

応援対策本部を設置し、情報収集等を行う必要があると認められる激甚な災害とは、次のような場合とされている。

- ① 震度 6 弱以上（東京 23 区の場合は震度 5 強以上）の地震が発生した場合
- ② 地方整備局等の本局が被災しその本部機能等が一部停止した場合、またはそのような状況に陥ったと考えられる場合
- ③ 河川堤防が破堤し、市街地等における浸水被害が広範囲に及んだ場合
- ④ 当該する災害にかかり都道府県知事が自衛隊に派遣要請をした場合
- ⑤ 当該する災害にかかり都道府県知事から国土交通本省または地方整備局等に支援要請があった場合

TEC-FORCE の班の種類及び役割を、表 10.1 に示す。

**表 10.1 TEC-FORCE の班の種類と役割**

班の種類	役割
①先遣班	先行的に派遣され、被災状況、必要とされる応援・支援の規模を把握のうえ、事後の支援活動の内容を判断するための情報を中部地方整備局へ報告
②現地支援班	現地の TEC-FORCE 各班及びそれぞれ指揮を受ける災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況等の情報収集、被災地の支援ニーズの把握等を実施
③情報通信班	被災状況の映像の配信、電話等の通信回線の構築
④高度技術指導班	特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導
⑤被災状況調査班	
1) 災害対策用ヘリコプターグループ	災害対策用ヘリコプターにより、被災状況を把握
2) 現地調査グループ	踏査等により、被災状況を把握
⑥応急対策班	ポンプ排水、応急仮閉め切り、土砂の撤去、迂回路の設置等の応急対策を実施
⑦広報・ロジ班	TEC-FORCE の現地での活動状況を記録し、広報・ロジ活動を行う。
⑧その他	必要に応じてその他の班を設置することができる

## 10.2 TEC-FORCE 受入れ準備

大規模な土砂災害等が発生し、TEC-FORCE を受け入れることになった場合、中部地方整備局、越美山系砂防事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町は表 10.2 に示す役割分担により、受け入れ体制を構築する。

現地支援センターの選定にあたっては、表 10.3、巻末資料 8 を踏まえつつ、調整を行うとともに、中部地方整備局、越美山系砂防事務所、岐阜県、本巣市、揖斐川町が協力して、巻末資料 9 に示す準備を行うものとする。

表 10.2 TEC-FORCE 受入れにあたっての役割分担

機関	役割
中部地方整備局、 越美山系砂防事務所 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省災害対策室への応援要請</li> <li>・TEC-FORCE 受け入れに係る連絡調整担当窓口の設置</li> <li>・被災自治体等との連絡調整</li> <li>・現地支援センターの確保</li> <li>・前線基地の設置</li> <li>・業務に必要な機器類（マイクロ電話、PC 等）の配備</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況等に関する被災地整との情報共有</li> <li>・現地支援センターの確保に係る被災地整との連絡調整、利用可能な施設の提供</li> <li>・土砂災害危険箇所等の点検におけるカルテ等の資料提供</li> </ul>
本巣市 揖斐川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況等に関する被災地整との情報共有</li> <li>・現地支援センターの確保に係る被災地整との連絡調整、利用可能な施設の提供</li> <li>・TEC-FORCE 及びその活動に係る住民への周知、住民理解の推進</li> </ul>

表 10.3 現地支援センター候補施設

施設名	住所	電話番号	FAX
岐阜土木事務所	岐阜市藪田南 5-14-53	058-214-9525	058-278-0052
揖斐土木事務所	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1	0585-23-1111	0585-23-1105
本巣市根尾分庁舎	本巣市根尾板所 625-1	0581-38-2511	0581-38-2202
本巣市本庁舎	本巣市文殊 324	0581-34-2511	0581-34-5034

## 11. 住民への普及・啓発

大規模土砂災害時における対応については前章までに示してきた。一方で、平常時からの取り組みとして、住民への普及・啓発に関する活動もあり、今後においては関係機関の連携体制構築（顔の見える関係の構築）や協働での取り組み、あるいは情報交換等も重要と考えられる（平成30年7月豪雨災害対応における課題からもこれは裏付けられている）。

ここでは、住民への教育・啓発に関する取り組み事例や取り組むべき事項等について記載する。

### 11.1 各関係機関による住民向けの講習・講座

越美山系砂防管内における代表的な取り組みを以下に示す。これらの取り組みは、各機関が連携して、継続することが望ましい。

#### (1) 越美山系砂防事務所

越美山系砂防事務所では、揖斐川下流域等の住民を対象に、揖斐川上流域や山間部の自然や土砂災害の様子、下流域との関わりを学び、体験していただくことを目的とした「里山探検隊」と題した現地見学会を開催している。

#### (2) 岐阜県

岐阜県では、大規模地震時に避難所で起こる様々な事案にどのように対応していくかを模擬体験する避難所運営ゲーム（HUG）を通して、避難所の運営方法を学ぶための「避難所運営指導者養成講座（基礎講習）」を開催している。

#### (3) 本巣市、揖斐川町

本巣市、揖斐川町では、住民と協働して、大規模地震や豪雨等を対象に、発生初期における初動体制の確認、災害対策本部設置訓練、避難所開設訓練等、多種多様な訓練を行い、地域の防災力及び自助・共助の意識の高揚を図るための総合防災訓練を行っている。

### 11.2 災害に備えた対応

平成30年における土砂災害発生件数は3,451件で（12/26時点）、過去10年で最多の災害発生件数となった。特に災害規模の大きかった平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震においては、平常時における地域住民に対する普及・啓発や行政機関の防災体制の整備の必要性が課題として挙げられた。

以下に、その具体的な事項を示す。

#### (1) 住民への普及・啓発の理解促進

- ・ 土砂災害警戒区域を示したハザードマップの周知
- ・ 土砂災害警戒情報を含めた防災気象情報
- ・ 避難情報
- ・ 地区防災計画等

## (2) 行政機関の連携内容

- ・ 先進的な普及・啓発の事例やメニューの共有
- ・ 勉強会・講演会・講習会等への専門家派遣
- ・ 住民と連携した防災訓練の実施
- ・ 地区防災計画の策定支援

## 巻末資料

- 巻末資料 1 主要関係機関の連絡窓口
- 巻末資料 2 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画
- 巻末資料 3 越美山系砂防事務所管内における監視観測機器一覧
- 巻末資料 4 派遣職員が持参する携行品一覧
- 巻末資料 5 河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に関わる役割分担
- 巻末資料 6 河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に関わる役割分担
- 巻末資料 7 応援要請 様式
- 巻末資料 8 現地支援センター選定時における留意事項
- 巻末資料 9 TEC-FORCE 受入れ準備事項
- 巻末資料 10 中部地方整備局が保有する資機材
- 巻末資料 11 岐阜県が保有する災害対策資機材リスト
- 巻末資料 12 本巣市が保有する資機材
- 巻末資料 13 揖斐川町が保有する資機材
- 巻末資料 14 建設業協会が保有する資機材
- 巻末資料 15 国土交通省の地域支援メニュー

## 巻末資料 1 主要関係機関の連絡窓口

表 主要関係機関の連絡窓口

(令和4年2月現在)

	組織名	電話	FAX	役職
越美山系 砂防事務所	調査課	0585-22-2163	0585-22-6971	課長、専門官
木曾川上流 河川事務所	河川環境課	058-251-1378	058-251-1150	事業対策官
木曾川水系 ダム統合管 理事務所	管理課	058-255-2560	058-255-2561	事務所長
	横山ダム管理支所	0585-52-2211	0585-52-2227	支所長
岐阜県	県土整備部 砂防課	058-272-8621	058-278-2755	土砂災害対策監
	危機管理部 防災課	058-272-1125	058-271-2522	
	危機管理部 危機管理政策課 岐阜地域防災係	058-272-1120	058-278-2524	岐阜地域防災対策監
	揖斐県事務所 振興防災課	0585-23-1111	0585-22-1829	課長
	岐阜土木事務所 河川砂防課	058-215-0979	058-278-0052	課長
	揖斐土木事務所 河川砂防課	0585-23-1111	0585-23-1105	課長
揖斐川町	総務部 総務課	0585-22-2111	0585-22-4496	課長、防災担当
	産業建設部 建設課	0585-22-2111	0585-22-4496	課長、土木建設係長
	谷汲振興事務所 地域振興課	0585-55-2111	0585-55-2714	課長
	春日振興事務所 地域振興課	0585-57-2111	0585-58-3402	課長
	久瀬振興事務所 地域振興課	0585-54-2111	0585-54-2829	課長
	藤橋振興事務所 地域振興課	0585-52-2111	0585-52-2146	課長
	坂内振興事務所 地域振興課	0585-53-2111	0585-53-2114	課長
本巣市	総務部 総務課	0581-34-2511	0581-34-5034	課長、防災担当
	産業建設部 建設課	058-323-7757	058-323-1157	課長、建設係長
	根尾総合支所 総務産業課	0581-38-2511	0581-38-2202	課長
水資源機構	徳山ダム管理所 管理課	0585-52-2910	0585-52-2325	課長

※役職は、兼務の場合も含む。

※中部地方整備局 河川部 河川計画課の連絡先はP9を参照。



巻末資料2 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画

■天然ダム形成まで

(凡例) 【 】 防災行動の実施時期の目安

気象状況	災害状況	各種情報	時間	対応行動								
				国土交通省 (中部地方整備局、越美山系砂防事務所)	岐阜県 県事務所等	岐阜県 土木事務所	岐阜県 県庁(砂防課)	本巣市	揖斐川町	その他機関	住民	
○台風の発生、 接近の可能性		台風情報(5日先までの位置予報)[①]	① -120 hr	<input type="checkbox"/> 防災情報の収集・分析 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の収集・分析 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の収集・分析 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の収集・分析 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の収集・分析 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の収集・分析 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の収集・分析 (ダム管理者) 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 日頃確認しておく事項 ・周辺の危険箇所 ・避難場所・避難ルート ・家族との連絡方法	
				<input type="checkbox"/> 防災情報の共有 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の共有 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の共有 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の共有 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の共有 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の共有 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】	<input type="checkbox"/> 防災情報の共有(ダム管理者) 【台風情報(5日先までの位置予報)①以降随時】		
			② -72 hr	<input type="checkbox"/> 所管する工事現場の巡視・風対策等の指示		<input type="checkbox"/> 河川・道路・砂防等の巡視 【雨の降り始める前までに完了】		<input type="checkbox"/> 台風対応調整会議  <input type="checkbox"/> 防災施設の巡視・点検	<input type="checkbox"/> 所管する工事現場の進捗状況確認・巡視の指示	<input type="checkbox"/> 浸水や土砂災害の危険性のある地域の確認【台風情報(5日先までの位置予報)①の8時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 浸水や土砂災害の危険性のある地域の確認【台風情報(5日先までの位置予報)①の1.5~5時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 工事現場の巡視(工事業者) 【降り始め前に完了】
								<input type="checkbox"/> 過去の災害教訓を共有  <input type="checkbox"/> 管内の防災機関調整会議	<input type="checkbox"/> 過去の災害教訓を共有  <input type="checkbox"/> 管内の防災機関調整会議  <input type="checkbox"/> 過去の災害教訓を共有  <input type="checkbox"/> 防災施設の巡視・点検	※台風の規模や事前情報により被害が予想される場合  <input type="checkbox"/> 台風対応調整会議  <input type="checkbox"/> 管内の防災機関調整会議  <input type="checkbox"/> 過去の災害教訓を共有  <input type="checkbox"/> 防災施設の巡視・点検		
		台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)[②]	-48 hr	<input type="checkbox"/> 連絡手段の事前確認	<input type="checkbox"/> 土砂災害が発生した地域における、再度災害の危険性について情報提供	<input type="checkbox"/> 土砂災害が発生した地域における、再度災害の危険性について情報提供	<input type="checkbox"/> 連絡手段の事前確認	<input type="checkbox"/> 自主防災・消防団との調整(避難行動要支援者対応等)	<input type="checkbox"/> 自主防災・消防団との調整(避難行動要支援者対応等)	<input type="checkbox"/> 国や県、気象台との連絡手段の事前確認 【台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)②の2時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 自衛隊派遣手順の確認  <input type="checkbox"/> 国や県、気象台との連絡手段の事前確認 【台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)②の1時間後を目途に完了】	
				<input type="checkbox"/> 連絡手段の事前確認	<input type="checkbox"/> 連絡手段の事前確認	<input type="checkbox"/> 連絡手段の事前確認	<input type="checkbox"/> 連絡手段の事前確認	<input type="checkbox"/> 国や県、気象台との連絡手段の事前確認 【台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)②の2時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 自衛隊派遣手順の確認  <input type="checkbox"/> 国や県、気象台との連絡手段の事前確認 【台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)②の1時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 自衛隊派遣手順の確認  <input type="checkbox"/> 国や県、気象台との連絡手段の事前確認 【台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)②の1時間後を目途に完了】		
○雨の降り始め				<input type="checkbox"/> 台風説明会情報の所内共有				<input type="checkbox"/> 住民への定期的な周知・広報  <input type="checkbox"/> 避難場所の確認 【台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)②の2時間後を目途に完了】  <input type="checkbox"/> 報道機関対応	<input type="checkbox"/> 気象台開催の台風説明会内容把握(防災担当)  <input type="checkbox"/> 台風説明会資料の情報共有  <input type="checkbox"/> 警戒配備(第1次体制)の確認・情報共有  <input type="checkbox"/> 避難場所の確認 【台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)②の1時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 台風説明会の開催(気象台)	<input type="checkbox"/> 気象情報への注意  <input type="checkbox"/> 窓や雨戸など家の外の点検  <input type="checkbox"/> 防災グッズ準備	
					<input type="checkbox"/> 本部連絡委員会開催(テレビ会議)	<input type="checkbox"/> 本部連絡委員会開催(テレビ会議)	<input type="checkbox"/> 本部連絡委員会開催	<input type="checkbox"/> 避難場所の開設準備・開設決定 【台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)②の4時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 住民への定期的な周知・広報  <input type="checkbox"/> 報道機関対応  <input type="checkbox"/> 避難場所の開設準備・開設決定 【台風情報(3日先までの位置と暴風域の予報)②の30分後を目途に完了】			

図 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画 (1/7)



気象状況	災害状況	各種情報	-24 hr	対応行動							
				国土交通省 (中部地方整備局、越美山系砂防事務所)	岐阜県 土木事務所	県庁(砂防課)	本巣市	揖斐川町	その他機関	住民	
			③	<input type="checkbox"/> 台風説明会情報の所内共有				<input type="checkbox"/> 警戒避難方針の検討 【③の4時間後を目途に完了】  <input type="checkbox"/> 必要に応じて自主避難の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 警戒避難方針の検討 【③の1~2時間後を目途に完了】  <input type="checkbox"/> 必要に応じて自主避難の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 台風説明会の開催(気象台)	<input type="checkbox"/> 必要に応じて自主避難(住民)
強い降雨を伴う台風が接近・通過することが予想される【③】			③	<input type="checkbox"/> 市町村の求めに応じた技術的助言の実施 【強い降雨を伴う台風が接近・通過することが予想される【③】以降随時】	<input type="checkbox"/> 市町村の求めに応じた技術的助言の実施 【強い降雨を伴う台風が接近・通過することが予想される【③】以降随時】	<input type="checkbox"/> 市町村の求めに応じた技術的助言の実施 【強い降雨を伴う台風が接近・通過することが予想される【③】以降随時】		※夜間から翌日早朝にかけて接近・通過することが予想される場合  <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始の発表 ↓ <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等への避難呼びかけ  <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難誘導 【避難準備・高齢者等避難開始の1~3時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始の検討 ↓ <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等への避難呼びかけ  <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難誘導 【避難準備・高齢者等避難開始の1~2時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 避難誘導の支援(消防、警察)	<input type="checkbox"/> 立退き避難の準備(一般住民)  <input type="checkbox"/> 避難(避難行動要支援者)
大雨になることが予想される	大雨・洪水注意報【④】		④	<input type="checkbox"/> 職員体制の検討  <input type="checkbox"/> 警戒体制 (避難準備・高齢者等避難開始の発表の場合)  <input type="checkbox"/> リエゾン派遣可能性の連絡	<input type="checkbox"/> 気象台からの耳打ち情報入手  <input type="checkbox"/> 警戒準備体制  <input type="checkbox"/> 職員体制の検討	<input type="checkbox"/> 気象台からの耳打ち情報入手  <input type="checkbox"/> 警戒準備体制  <input type="checkbox"/> 職員体制の検討	<input type="checkbox"/> 気象台からの耳打ち情報入手  <input type="checkbox"/> 警戒準備体制  <input type="checkbox"/> 職員体制の検討	<input type="checkbox"/> 準備体制  <input type="checkbox"/> 注意呼びかけ  <input type="checkbox"/> 担当職員を配置し、防災気象情報の把握・収集  <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始の発表 ↓ <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等への避難呼びかけ  <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難誘導 【避難準備・高齢者等避難開始の1~3時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 注意呼びかけ  <input type="checkbox"/> 担当職員を配置し、防災気象情報の把握・収集  <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始の検討 ↓ <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等への避難呼びかけ  <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難誘導 【避難準備・高齢者等避難開始の1~2時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 関係機関との連絡並びに気象に関する観測及び情報収集を密にする(ダム管理者)  <input type="checkbox"/> 避難誘導の支援(消防、警察)	<input type="checkbox"/> 窓や雨戸など家の外の点検  <input type="checkbox"/> 避難場所の確認  <input type="checkbox"/> 立退き避難の準備(一般住民)  <input type="checkbox"/> 避難(避難行動要支援者)

図 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画 (2/7)



気象状況	災害状況	各種情報	対応行動							
			国土交通省 (中部地方整備局、越美山系砂防事務所)	岐阜県 土木事務所	岐阜県 県庁(砂防課)	本巣市	揖斐川町	その他機関	住民	
○台風の接近 大雨が始まる、降雨の強さが増す		国道157・417 県道254・255・271 雨量規制(連=80、 R1=30)〔5〕	〔5〕	県事務所等 <input type="checkbox"/> 本部連絡委員会開催(テレビ会議)	管理道路(雨量規制区間)通行止め 【規制基準値に達した路線から随時】  <input type="checkbox"/> 本部連絡委員会開催(テレビ会議)	<input type="checkbox"/> 本部連絡委員会開催	<input type="checkbox"/> 警戒すべき区域の巡視  <input type="checkbox"/> 避難場所の開設検討・開設準備  <input type="checkbox"/> 管理職を配置し、避難準備・高齢者等避難開始の発表を判断する体制の構築  <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難場所受入体制の整備ができる要員の確保	<input type="checkbox"/> 避難場所の開設検討・開設準備  <input type="checkbox"/> 管理職を配置し、避難準備・高齢者等避難開始の発表を判断する体制の構築  <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難場所受入体制の整備ができる要員の確保		<input type="checkbox"/> 窓や雨戸など家の外の点検  <input type="checkbox"/> 避難場所の確認
重大な災害が起こるおそれがある	大雨(浸水害)・洪水警報〔6〕		〔6〕	<input type="checkbox"/> 建設業協会や委託業者に対し、資機材確保の依頼及び連絡体制の確認	<input type="checkbox"/> 警戒第1体制  <input type="checkbox"/> 建設業協会や委託業者に対し、資機材確保の依頼及び連絡体制の確認	<input type="checkbox"/> 警戒第1体制	<input type="checkbox"/> 警戒第1体制  <input type="checkbox"/> 避難場所の開設準備  <input type="checkbox"/> 避難場所の受入体制が整備できる要員の確保	<input type="checkbox"/> 警戒配備(第1次体制)〔重大な災害発生の恐れがある場合警戒第2次体制〕  <input type="checkbox"/> 各振興事務所における警戒班の参集状況・気象状況の確認  <input type="checkbox"/> 避難場所の開設検討  <input type="checkbox"/> 避難場所の受入体制が整備できる要員の確保		<input type="checkbox"/> 立退き避難の必要性の検討、避難の準備  <input type="checkbox"/> 危険な場所に近づかない
土砂災害の危険度が高まる	大雨(土砂災害)警報〔7〕  土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報(土砂災害)の土壌雨量指数基準を超過〔7〕		〔7〕	<input type="checkbox"/> 市町の災害体制確認(被害集約システム)  <input type="checkbox"/> 市町に対し避難準備・高齢者等避難開始発表の検討状況を確認	<input type="checkbox"/> 警戒第2体制  <input type="checkbox"/> 警戒第2体制	<input type="checkbox"/> 警戒第2体制	<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始の発表 ↓ <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等への避難呼びかけ  <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難誘導 避難準備・高齢者等避難開始の1~3時間後を目途に完了  <input type="checkbox"/> 首長あるいは首長代理により避難勧告の発令ができる体制の構築【大雨(土砂災害)警報〔7〕の1~2時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 警戒配備(第1次体制)継続  <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始の検討発表(避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合、第2次体制に移行) ↓ <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等への避難呼びかけ  <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難誘導【避難準備・高齢者等避難開始の1~2時間後を目途に完了】  <input type="checkbox"/> 首長あるいは首長代理により避難勧告の発令ができる体制の構築【大雨(土砂災害)警報〔7〕の1時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 避難誘導の支援(消防、警察)	<input type="checkbox"/> 日頃と異なったことがあれば通報  <input type="checkbox"/> 避難(避難行動要支援者)  <input type="checkbox"/> 必要に応じて避難(一般住民)
	越美砂防管内の雨量観測所で実効雨量100mmを超過			<input type="checkbox"/> 注意体制  <input type="checkbox"/> 市町に対し避難状況等の確認【以降随時】						

図 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画 (3/7)



気象状況	災害状況	各種情報	対応行動							
			国土交通省 (中部地方整備局、越美山系砂防事務所)	県事務所等	岐阜県 土木事務所	県庁(砂防課)	本巣市	揖斐川町	その他機関	住民
土砂災害発生の危険度が高まる		土砂災害警戒情報【⑧】	<input type="checkbox"/> 警戒体制 <input type="checkbox"/> 市町の災害体制確認(被害集約システム) <input type="checkbox"/> 県・市町に対して災害発生の有無を確認(以降随時) <input type="checkbox"/> 市町へのリエゾン派遣の検討	<input type="checkbox"/> 第1非常体制 <input type="checkbox"/> 市町に対し、土砂災害警戒情報の受信確認 <input type="checkbox"/> 市町に対し、現状の情報(通行止め路線、近隣市町の被災状況、県管理河川の水位情報等)の提供 <input type="checkbox"/> 災害発生の有無を確認(被害情報集約システム等) <input type="checkbox"/> 第2非常体制(市町が避難指示(緊急)を発令した場合、速やかに第1非常体制から移行)	<input type="checkbox"/> 第1非常体制 <input type="checkbox"/> 土木事務所長から首長等へ避難勧告の発令に関する助言 <input type="checkbox"/> 市町に対し、現状の情報(通行止め路線、近隣市町の被災状況、県管理河川の水位情報等)の提供 <input type="checkbox"/> 災害発生の有無を確認(被害情報集約システム等) <input type="checkbox"/> 第2非常体制(市町が避難指示(緊急)を発令した場合、速やかに第1非常体制から移行)	<input type="checkbox"/> 第1非常体制 <input type="checkbox"/> 土砂災害の危険度が高いメッシュの箇所を情報提供 <input type="checkbox"/> 災害発生の有無を確認(被害情報集約システム等) <input type="checkbox"/> 第2非常体制(市町が避難指示(緊急)を発令した場合、速やかに第1非常体制から移行)	<input type="checkbox"/> 警戒第2体制 <input type="checkbox"/> 必要地域に避難勧告の発令 <input type="checkbox"/> 避難の呼びかけ <input type="checkbox"/> 避難誘導【避難勧告の2時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 警戒配備(第3体制) <input type="checkbox"/> 必要地域に避難勧告の発令 <input type="checkbox"/> 避難の呼びかけ <input type="checkbox"/> 避難誘導【避難勧告の1~2時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 避難誘導の支援(消防、警察)	<input type="checkbox"/> 避難場所にすぐ避難(外出が危険なときは、自宅の安全な場所へ移動)
土砂災害発生の危険度が一層高まる	がけ崩れ、土石流等	土砂災害警戒情報の基準を実況で超過【⑨】				<input type="checkbox"/> 土木事務所長等から首長等へ危険度情報等を提供	<input type="checkbox"/> 必要地域に避難指示(緊急)の発令 <input type="checkbox"/> 救助・避難誘導【避難指示(緊急)の1時間後を目途に完了】 <input type="checkbox"/> 避難完了の確認	<input type="checkbox"/> 必要地域に避難指示(緊急)の発令 <input type="checkbox"/> 救助・避難誘導【避難勧告の1~2時間後を目途に完了】 <input type="checkbox"/> 避難完了の確認	<input type="checkbox"/> 避難誘導の支援(消防、警察)	<input type="checkbox"/> 避難場所にすぐ避難(外出が危険なときは、自宅の安全な場所へ移動)
重大な災害が起こるおそれ著しく大きく、非常に危険な状況にある		特別警報に準ずる情報【⑩】	<input type="checkbox"/> 第2非常体制の継続 <input type="checkbox"/> 市町に対し、特別警報に準ずる情報の受信確認、対象市町に電話で連絡	<input type="checkbox"/> 第2非常体制の継続	<input type="checkbox"/> 第2非常体制の継続	<input type="checkbox"/> 非常に危険な状況であることの住民への周知 <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示(緊急)が未発令の場合は発令の検討【特別警報に準ずる情報【⑩】の1時間後を目途に完了】 <input type="checkbox"/> すでに避難勧告・指示(緊急)が発令されている場合は、避難勧告・指示(緊急)対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置内容を確認、追加措置の検討	<input type="checkbox"/> 非常に危険な状況であることの住民への周知 <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示(緊急)が未発令の場合は発令の検討【特別警報に準ずる情報【⑩】の1時間後を目途に完了】 <input type="checkbox"/> すでに避難勧告・指示(緊急)が発令されている場合は、避難勧告・指示(緊急)対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置内容を確認、追加措置の検討		<input type="checkbox"/> ただちに命を守る行動の実施 <input type="checkbox"/> 避難場所にすぐ避難(外出が危険なときは、自宅の安全な場所へ移動)	
○台風の最接近【0hr】		大雨・暴風特別警報  越美砂防管内の雨量観測所で実効雨量100mmを超過	<input type="checkbox"/> 災害対策車両の事前配備を実施				<input type="checkbox"/> 大雨特別警報発表による住民への周知義務に基づき、直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示(緊急)対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置内容を確認、追加措置の検討【台風最接近の1時間後を目途に完了】	<input type="checkbox"/> 大雨特別警報発表による住民への周知義務に基づき、直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ <input type="checkbox"/> 自治体・区長と連絡を取りながら状況を把握 <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示(緊急)対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置内容を確認、追加措置の検討【台風最接近の1時間後を目途に完了】		<input type="checkbox"/> ただちに命を守る行動の実施 <input type="checkbox"/> 避難場所にすぐ避難(外出が危険なときは、自宅の安全な場所へ移動)

図 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画 (4/7)





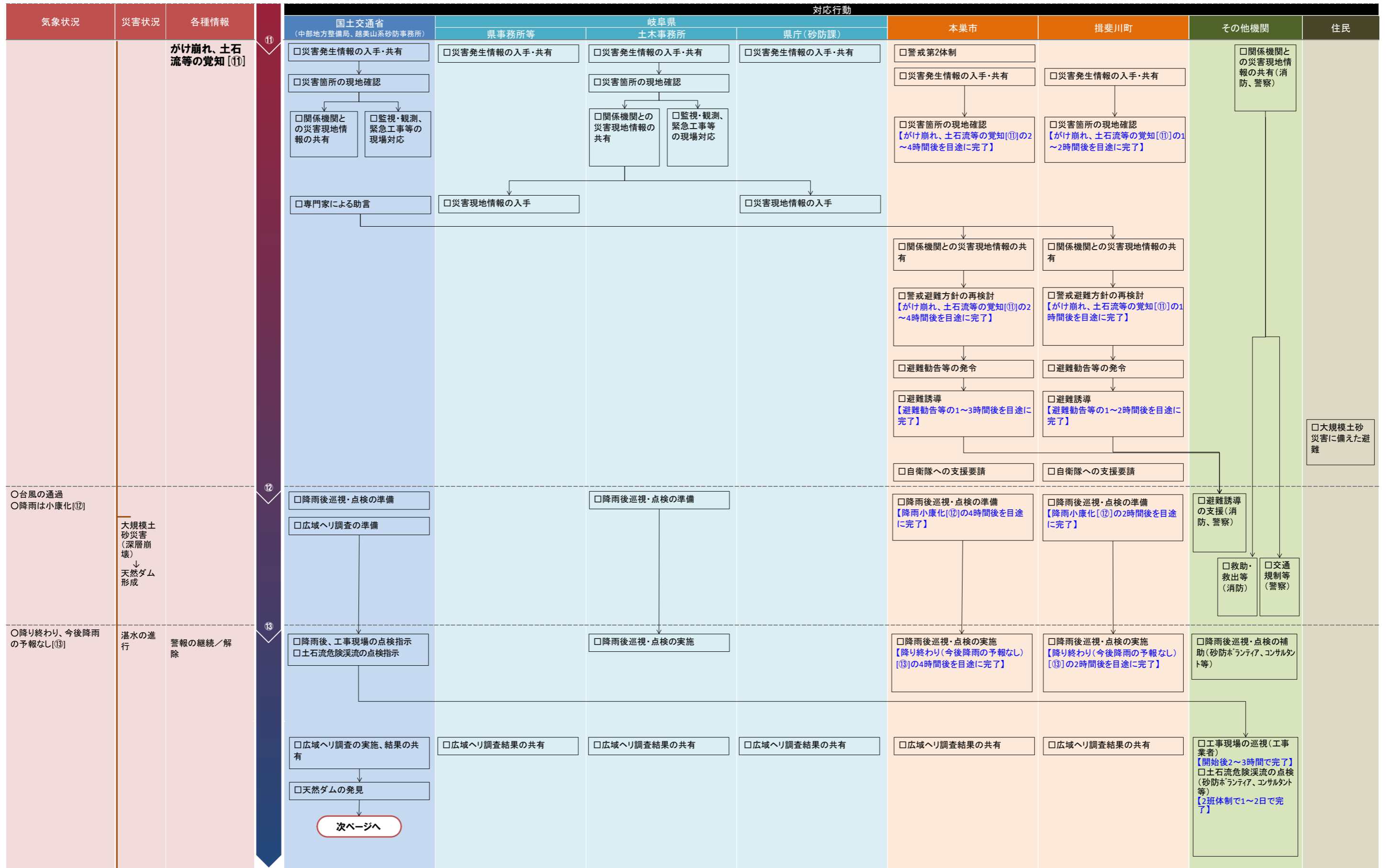


図 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画 (5/7)



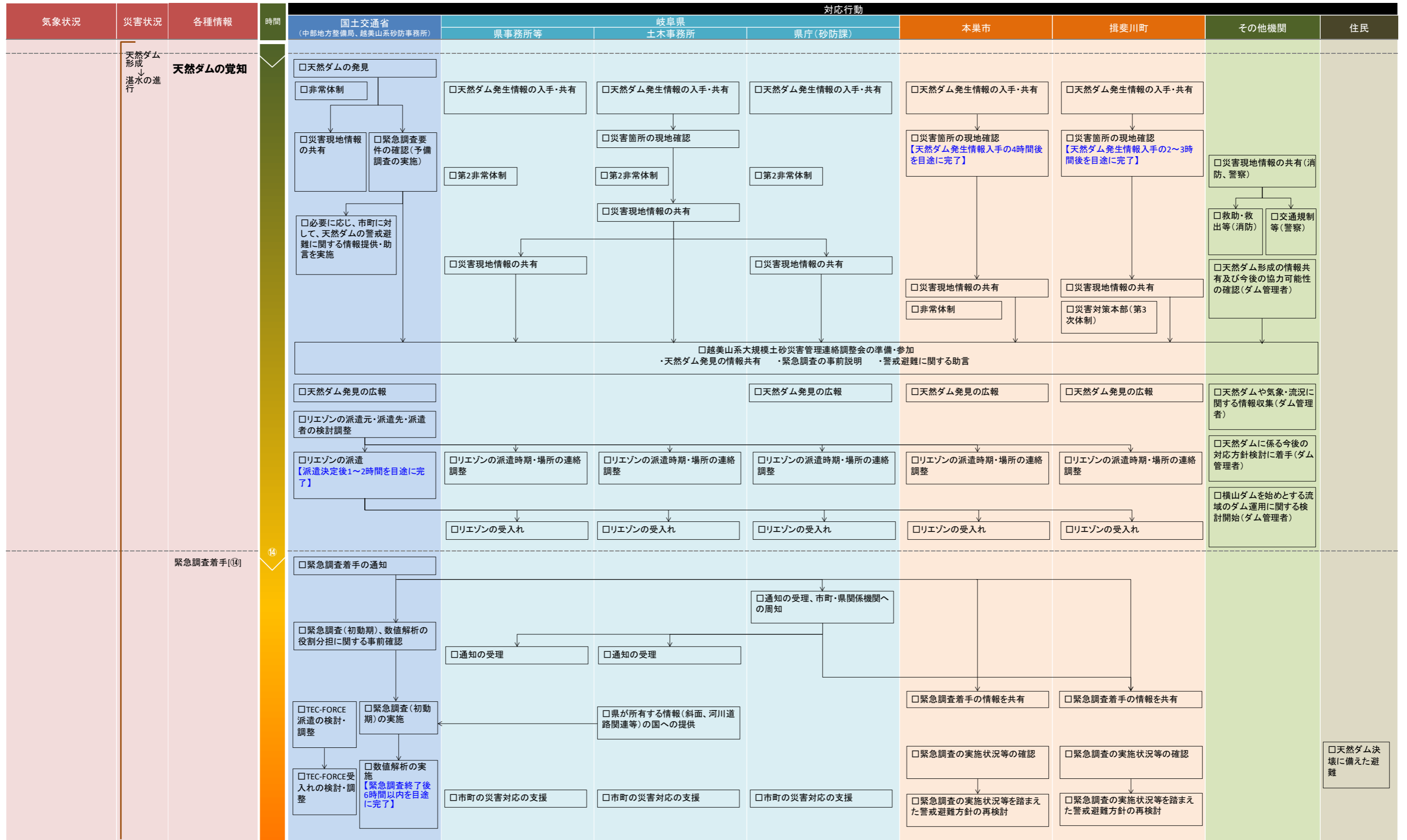


図 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画 (6/7)



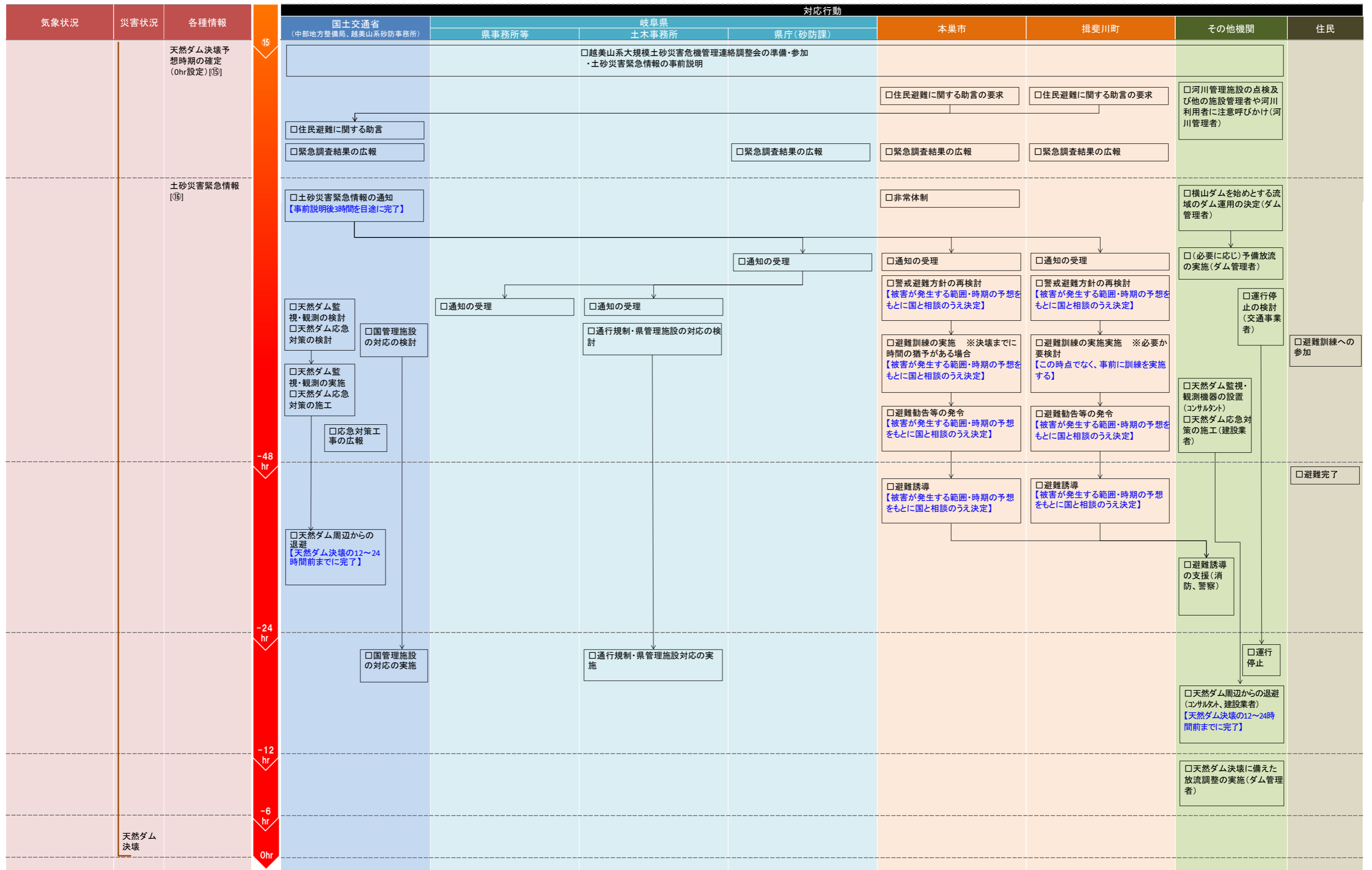


図 越美山系砂防管内における土砂災害に関する防災行動計画 (7/7)



巻末資料3 越美山系砂防事務所管内における監視観測機器一覧

表 監視カメラ一覧

番号	カメラ名	溪流名	位置	緯度	軽度	用途
1	川上	坂内川	揖斐川町坂内川上	35° 36' 53"	136° 21' 38"	流況監視
2	川上赤岩	赤岩谷	揖斐川町坂内川上	35° 36' 48"	136° 21' 50"	土石流監視
3	坂内広瀬	揖斐川	揖斐川町坂内広瀬	35° 36' 4"	136° 23' 5"	流況監視
4	大谷川合流点	大谷川	揖斐川町坂内広瀬	35° 36' 9"	136° 24' 29"	流況監視
5	白川合流点	白川	揖斐川町坂内坂本	35° 35' 48"	136° 25' 25"	流況監視
6	西横山	寺谷	揖斐川町西横山	35° 34' 52"	136° 27' 17"	土石流、孤立集落監視
7	貝月	貝月	揖斐川町日坂	35° 32' 17"	136° 25' 47"	土石流監視
8	日坂	日坂川	揖斐川町日坂	35° 32' 57"	136° 26' 54"	流況、孤立集落監視
9	西津汲	日坂川	揖斐川町西津汲	35° 33' 33"	136° 29' 34"	流況監視
10	外津汲	揖斐川	揖斐川町外津汲	35° 31' 56"	136° 30' 49"	流況、土石流、孤立集落監視
11	小津	高地谷	揖斐川町小津	35° 34' 45"	136° 31' 22"	流況、孤立集落監視
12	樽見	根尾川	本巣市根尾樽見	35° 38' 1"	136° 36' 46"	流況監視
13	能郷	根尾西谷川	本巣市根尾能郷	35° 41' 28"	136° 34' 2"	流況監視
14	下大須	根尾東谷川	本巣市根尾下大須	35° 42' 37"	136° 40' 8"	流況、孤立集落監視
15	八谷	八谷	本巣市根尾大井	35° 39' 31"	136° 34' 15"	土石流、孤立集落監視
16	板屋	根尾東谷川	本巣市根尾西板屋	35° 38' 41"	136° 37' 15"	流況監視
17	大井	根尾西谷川	本巣市根尾大井	35° 39' 14"	136° 35' 16"	流況監視
18	水鳥	根尾川	本巣市根尾水鳥	35° 36' 48"	136° 37' 18"	流況監視
19	松田	根尾東谷川	本巣市根尾松田	35° 39' 38"	136° 39' 30"	土石流、孤立集落監視
20	東小鹿	根尾東谷川	本巣市根尾東小鹿	35° 39' 8"	136° 38' 40"	土石流、孤立集落監視
21	久瀬振興事務所	揖斐川	揖斐川町東津汲	35° 33' 24"	136° 30' 25"	流況、孤立集落監視
22	藤橋振興事務所	揖斐川	揖斐川町西横山	35° 35' 5"	136° 27' 27"	流況、孤立集落監視
23	坂内振興事務所	坂内川	揖斐川町坂内広瀬	35° 36' 11"	136° 24' 11"	流況、孤立集落監視
24	根尾総合支所	根尾川	本巣市根尾板所	35° 38' 5"	136° 36' 56"	流況、孤立集落監視
25	本巣市役所	根尾川	本巣市文殊	35° 28' 59"	136° 40' 44"	広域監視

表 地震観測所一覧

	観測所名	所在地
26	揖斐川町三輪	揖斐郡揖斐川町三輪 133 (揖斐川町役場)

表 水位観測所一覧

	観測所名	水系名	河川名	所在地	所管	位置
27	板所	木曾川	根尾川	本巢市根尾板所 (淡墨桜近接(桜橋下流)の吊り橋地点)	木曾川上流河川事務所	左岸 32.00k

表 流量観測所一覧

	観測所名	水系名	河川名	所在地	所管	位置
28	岡島	木曾川	揖斐川	揖斐郡揖斐川町岡島地先(国交省「揖斐川第一出張所」近接の岡島橋地点)	木曾川上流河川事務所	右岸 57.30k
29	広瀬	木曾川	坂内川	揖斐郡揖斐川町坂内広瀬 (新大橋上流約 10m)	木曾川水系 ダム統合管理事務所 (横山ダム管理支所)	右岸 4.80k



表 雨量観測所一覧

	観測所名	水系名	河川名	所在地	所管
30	藤橋	木曽川	揖斐川	揖斐郡揖斐川町藤橋東横山 1330 (横山ダム敷地内)	木曽川水系 ダム統合管理事務所 (横山ダム管理支所)
31	美束	木曽川	粕川	揖斐郡揖斐川町春日美束千疋 4091 番地 (県道 32 号線春日揖斐川線尾 西橋を国見岳方面約 1km)	木曽川上流河川事務所
32	金原	木曽川	根尾川	本巣市金原 (円勝寺から約 100m)	木曽川上流河川事務所
33	山口	木曽川	根尾川	本巣市山口字筋甲斐 841-2 (山口水位観測所隣接)	木曽川上流河川事務所
34	杉原	木曽川	揖斐川	揖斐郡揖斐川町藤橋杉原字尾蔵 765 (どんどん橋上流約 2km)	木曽川水系 ダム統合管理事務所 (横山ダム管理支所)
35	揖斐	木曽川	揖斐川	揖斐郡揖斐川町大字下岡島 (岡島水位観測所隣接)	木曽川上流河川事務所
36	徳山ダム	木曽川	揖斐川	揖斐郡揖斐川町開田	水資源機構 徳山ダム管理所
37	久瀬	木曽川	揖斐川	揖斐郡揖斐川町東津汲 (揖斐川町久瀬振興事務所)	揖斐土木事務所
38	黒津	木曽川	根尾川	本巣市根尾能郷 (能郷白山神社から約 200m 先)	木曽川上流河川事務所
39	樽見(気象)	木曽川	その他	本巣市根尾神所	岐阜地方気象台
40	諸家	木曽川	坂内川	揖斐郡揖斐川町坂内坂本字下諸家 1146-1(新穂谷橋北約 150m)	木曽川水系 ダム統合管理事務所 (横山ダム管理支所)
41	川上	木曽川	坂内川	揖斐郡揖斐川町坂内川上字地藏平 879-4(地藏橋西)	木曽川水系 ダム統合管理事務所 (横山ダム管理支所)
42	上大須	木曽川	根尾東谷川	本巣市根尾上大須 (奥美濃発電所への坂路口地点)	木曽川上流河川事務所
43	根尾	木曽川	根尾川	本巣市根尾板所字中野 (淡墨桜入り口「グラウンド横」)	木曽川上流河川事務所
44	揖斐川 (気象)	木曽川	その他	揖斐郡揖斐川町三輪	岐阜地方気象台

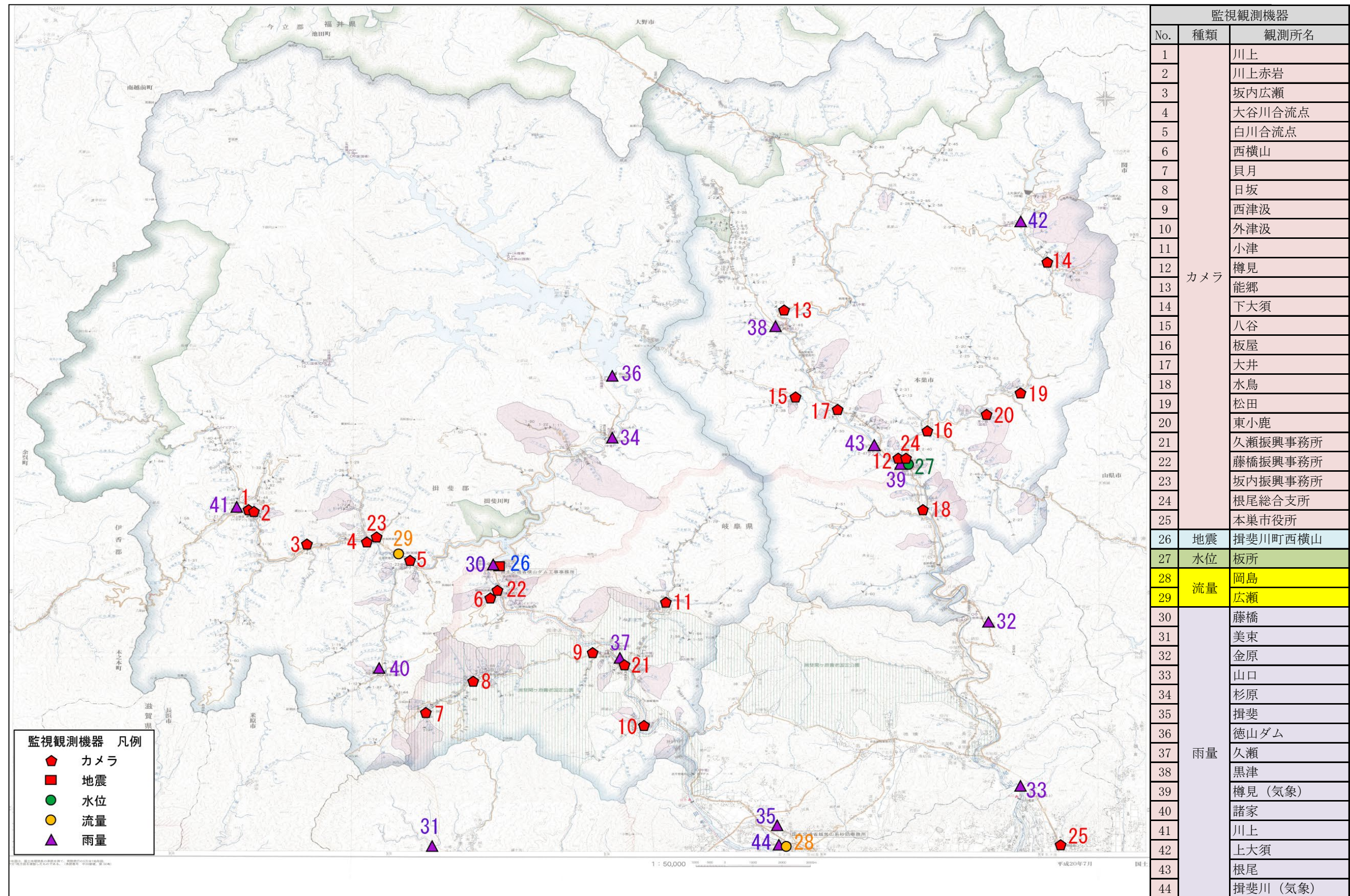


図 監視観測機器位置図



## 巻末資料 4 派遣職員が持参する携行品一覧

表 派遣職員が持参する携行品一覧

	携行品	備考
<input type="checkbox"/>	デジタルカメラ	災害対策本部の掲示板等に記載された災害情報を撮影 等
<input type="checkbox"/>	カードリーダー、USB メモリー	デジタルカメラの写真データの受け渡し 等
<input type="checkbox"/>	ノート PC、延長コード	情報の取りまとめ作業 等
<input type="checkbox"/>	インターネット接続用の通信カード等	派遣元とのメール写真データ等の送受信
<input type="checkbox"/>	携帯電話、衛星携帯電話、周辺機器（充電器等）	派遣元との連絡
<input type="checkbox"/>	筆記用具、計算機、	
<input type="checkbox"/>	災害対応に必要な要領・マニュアル等	災害時行動の確認 等
<input type="checkbox"/>	寝袋・着替え・生活用品	
<input type="checkbox"/>	その他、派遣元の指示による携行品	

表 河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に関わる役割分担（案） (1/3)

	土砂災害防止対策基本指針	緊急調査等に伴う情報共有対応等の項目			
	河道閉塞（天然ダム）対応	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部	災害対策本部（中部地整）	現地災害対策本部（中部地整）	災害対策支部（越美山系砂防事務所）
I 予備調査	1 予備調査に係る対応と情報共有				
	六 1 緊急調査を行うべき状況の確認 豪雨、地震等の発生を受け、自ら行う点検又は関係機関、住民等からの情報提供により、河道閉塞の発生を把握した場合には、速やかに必要な調査を行い、状況の有無を確認する。 地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果又は地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等の活用により、緊急調査を行うべき状況か否かを迅速に確認することが重要である。		① 予備調査実施の判断 （地震等による河道閉塞の可能性ありなどの場合） <input type="checkbox"/> 予備調査実施の報告（関係機関へ）		① 施設点検等 ② ホットライン等による情報提供 （市町村→事務所長）
			② 予備調査体制の構築（調査員の招集など） <input type="checkbox"/> 必要資料（図面等）の準備指示（事務所に）		③ 必要資料（図面、空中写真等）の準備（管外の場合は県、市町村に依頼し収集） <input type="checkbox"/> 準備した資料内容の報告（局へ）
					④ リエゾン派遣の準備 ⑤ リエゾン派遣 <input type="checkbox"/> リエゾンによる情報収集結果の報告（局へ）
			③ ヘリ調査の準備		⑥ 地上調査の準備
			④ ヘリ調査の実施 <input type="checkbox"/> 予備調査結果の報告（関係機関へ）		⑦ 地上調査の実施 <input type="checkbox"/> 地上調査結果の報告（局へ）
		① 予備調査の結果受理・確認	⑤ 緊急調査の必要性の検討		
		⑥ 緊急調査の着手 <input type="checkbox"/> 緊急調査着手の判断（中部地方整備局長） <input type="checkbox"/> 緊急調査着手の通知（中部地方整備局長→県知事）			



表 河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に関わる役割分担（案）（2/3）

	土砂災害防止対策基本指針	緊急調査等に伴う情報共有対応等の項目			
	河道閉塞（天然ダム）対応	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部	災害対策本部（中部地整）	現地災害対策本部（中部地整）	災害対策支部（越美山系砂防事務所）
II 緊急調査	<b>2 緊急調査着手に係る対応と情報共有</b>				
	六 2 緊急調査の実施 関係機関・部局と情報を共有する等の連携を図り、1と同様に、 <u>地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果又は地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等の活用により、迅速に調査を行うとともに、避難に際して配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設等の立地の状況、現地の状況の変化等の把握に努めるものとする。</u>		① 緊急調査体制の構築 <input type="checkbox"/> 必要資料（図面等）の準備指示（事務所に）		① 地上調査体制の構築 <input type="checkbox"/> 地上調査体制の報告（局へ）
					② 必要資料（図面、空中写真等）の準備（管外の場合は県、市町村に依頼し収集） <input type="checkbox"/> 準備した資料内容の報告（局へ）
			② 現地対策本部体制の構築 <input type="checkbox"/> 現地対策本部の応援要員の準備指示（事務所に）		③ 現地対策本部の応援要員の招集 <input type="checkbox"/> 応援体制の報告（局へ）
			③ 現地対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 現地対策本部の設置場所の確認（事務所に）		④ 現地対策本部の設置場所の準備 <input type="checkbox"/> 現地対策本部の設置場所の報告（局へ）
			④ 緊急調査の準備 <input type="checkbox"/> 緊急調査開始の通知（関係機関へ）	① 現地対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 現地対策本部の設置の報告（局へ） <input type="checkbox"/> 地上調査開始の報告（局へ）	
	<b>3 緊急調査の実施に係る対応と情報共有</b>				
	六 2 緊急調査の実施 (1) 土石流 イ 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流 <u>河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域及び下流域の地形、下流域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、河道閉塞の形状の変化、湛水位の変化等の監視を継続的に行う。</u>		① ヘリ調査の実施 ・土石流（下流域への影響） ・河道閉塞による湛水（上流域への影響） <input type="checkbox"/> 緊急調査結果の報告（関係機関へ） ・河道閉塞の位置及び形状 ・上流の湛水域及び下流域の地形 ・上下流域の住宅等の立地状況	① 地上調査の実施 ・土石流（下流域への影響） ・河道閉塞による湛水（上流域への影響） <input type="checkbox"/> 地上調査結果の報告（局へ） ・河道閉塞の位置及び形状 ・上流の湛水域及び下流域の地形 ・上下流域の住宅等の立地状況	① 応急対策検討の実施 <input type="checkbox"/> 応急対策検討結果の報告（局へ）
	(3) 河道閉塞による湛水 <u>河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形、上流の湛水域における住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、河道閉塞の形状の変化、湛水位の変化等の監視を継続的に行う。</u>		② 監視の継続的な実施 <input type="checkbox"/> 監視体制構築の指示（現地対策本部へ） <input type="checkbox"/> 監視状況の報告（関係機関へ） ・河道閉塞の形状の変化 ・湛水位の変化	② 監視対応の実施 <input type="checkbox"/> 監視状況の報告（局へ） ・河道閉塞の形状の変化 ・湛水位の変化	② 監視の継続的な実施（地上） <input type="checkbox"/> 監視体制構築の準備（資機材などの手配）
			③ 緊急調査終了の判断 <input type="checkbox"/> 緊急調査終了の報告（関係機関へ）		





表 河道閉塞（天然ダム）の緊急調査に関わる役割分担（案） (3/3)

	土砂災害防止対策基本指針	緊急調査等に伴う情報共有対応等の項目			
	河道閉塞（天然ダム）対応	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部	災害対策本部（中部地整）	現地災害対策本部（中部地整）	災害対策支部（越美山系砂防事務所）
III 土砂災害緊急情報の作成	4 数値解析に係る対応と情報共有				
	七 1 土砂災害緊急情報の作成 土砂災害が想定される土地の <u>区域及び時期を明らかにした土砂災害緊急情報を作成する。</u>		① 解析に用いる情報のチェック（地上調査結果と比較）	① 河道閉塞（天然ダム）諸元（調査結果）のチェック □ 河道閉塞（天然ダム）諸元（調査結果）の報告（局へ）	
	(1) 土石流 イ 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流 河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域及び下流域の地形、下流域の地形等を基に <u>数値解析を行い、土石流による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に土石流による被害が想定される時期を明らかにする。</u>		② 氾濫する時期（満水時間）の算定（算定結果の二重チェック対応） □ 氾濫する時期（満水時間）の報告（本省へ） □ 算定結果のチェック指示（事務所に）	② 湛水域の満水時間の算定 □ 湛水域の満水時間の算定結果の報告（局へ）	
	(3) 河道閉塞による湛水 河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形等の状況を基に湛水による被害が想定される <u>土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に湛水による被害が想定される時期を明らかにする。</u>	① 土石流氾濫シミュレーションの確認 □ 土石流氾濫シミュレーション結果の受理と調整（局と）	③ 土石流氾濫シミュレーションの実施 □ 土石流氾濫シミュレーション結果の報告（本省へ）と調整	③ 土石流氾濫範囲の確認（詳細地図上に展開しチェック）	
	5 土砂災害緊急情報に係る対応と情報共有				
	七 2 土砂災害緊急情報の通知及び周知 土砂災害緊急情報に係る <u>都道府県知事及び市町村長に書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法により通知するとともに、報道機関、インターネット等を通じて一般に周知する。</u> 土砂災害緊急情報の通知及び周知は <u>住民等の避難の状況、避難に要する時間、土砂災害が想定される時間帯等を考慮し、適切な時期に行うことが重要である。</u> 住民の自主的な備えを促し、市町村長による避難勧告等の措置と相まって円滑な避難に資するため、住民等が適切な時期に、より確実に情報を入手できるよう、 <u>周知の方法に配慮することが必要である。</u>	① 土砂災害緊急情報の確認 □ 土砂災害緊急情報の受理と調整（局と）	① 土砂災害緊急情報の作成 □ 土砂災害緊急情報の報告（本省へ）と調整	① 土砂災害緊急情報の確認	① 土砂災害緊急情報の確認
		② 土砂災害緊急情報の通知 □ 土砂災害緊急情報（案）の事前説明 □ 土砂災害緊急情報の通知（中部地方整備局長→県知事、市町村長）		② 土砂災害緊急情報の通知状況の確認 □ 関係機関（県、市町村等）	
		③ 土砂災害緊急情報の一般への周知 □ 報道機関へ提供 □ ホームページ作成		③ 土砂災害緊急情報の一般への周知 □ ホームページ作成	
IV 情報提供	6 継続的な監視情報に係る対応と情報共有				
	七 3 その他緊急調査により得られた情報の随時提供 土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた河道閉塞の形状、湛水位の状況等、重大な土砂災害の発生の危険性の把握に資する情報を関係する都道府県知事及び市町村長に対し、 <u>適時適切に提供するよう努める。</u>		① 関係情報の提供 □ 監視情報などの確認（現地対策本部へ） □ 監視情報などの提供（関係機関へ） ・河道閉塞の形状の変化 ・湛水位の変化	① 現地監視情報等のチェック □ 監視状況の報告（局へ） ・河道閉塞の形状の変化 ・湛水位の変化	



巻末資料6 地すべり緊急調査に関わる役割分担

表 地すべりの緊急調査に関わる役割分担（案） (1/2)

	土砂災害防止対策基本指針	緊急調査等に伴う情報共有対応等の項目				
	地すべり対応	本巣市、揖斐川町	岐阜県 土木事務所	岐阜県 砂防課	岐阜県 防災課	国土交通省 本省・地整・事務所
I 地すべり兆候情報	1 予備調査に係る対応と情報共有					
	六 1 緊急調査を行うべき状況の確認 都道府県知事又は国土交通大臣は、豪雨、地震、火山噴火等の発生を受け、自ら行う点検等又は関係機関、住民等からの情報提供により、河道閉塞、降灰等の堆積又は地滑りによる地割れ若しくは建築物の外壁の亀裂の発生を把握した場合には、速やかに必要な調査を行い、令第8条に規定する状況の有無を確認する。 なお、時間の経過とともに土砂災害の発生の危険性が高まるおそれがある場合や、現地における詳細な調査が困難な場合も想定されることから、 <u>地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果</u> 又は <u>地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等の活用</u> により、緊急調査を行うべき状況か否かを調査を行う者の安全確保を図りながら迅速に確認することが重要である。	<input type="checkbox"/> 土木事務所へ地すべり兆候情報を提供し、現地確認に同行	<input type="checkbox"/> 市町村等から地すべり兆候情報を入手し、現地確認 → 地すべり発生を確認			
		<input type="checkbox"/> 市町村災害対策本部を通じ、役所内で地すべり発生情報を共有	<input type="checkbox"/> 県庁砂防課、国砂防事務所へ現地状況を連絡	<input type="checkbox"/> 本省、地整、県災害対策本部へ災害報告	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部を通じ、県庁内で地すべり発生情報を共有	<input type="checkbox"/> 地すべり発生情報を入手し、必要に応じ現地確認（事務所）
		<input type="checkbox"/> 災害現地の詳細調査に同行	<input type="checkbox"/> 災害現地の詳細調査、地すべり観測機器の設置			<input type="checkbox"/> 必要に応じ、災害現地の詳細調査に同行（事務所）
		<input type="checkbox"/> 市町村災害対策本部を通じ、役所内で地すべり情報を共有 → 避難体制の検討	<input type="checkbox"/> 県庁砂防課、国砂防事務所へ災害現地情報を連絡	<input type="checkbox"/> 災害現地情報を受理し、本省、地整、県災害対策本部へ報告	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部を通じ、県庁内で災害現地情報を共有	<input type="checkbox"/> 災害現地情報の連絡受理
		<input type="checkbox"/> 住民等への地すべり発生の周知		<input type="checkbox"/> 地すべり発生の広報		
			<input type="checkbox"/> 緊急調査着手について砂防課と協議	<input type="checkbox"/> 緊急調査着手の判断（急迫性、重大性）		
		<input type="checkbox"/> 警戒避難体制の検討（対象範囲、避難所準備、避難指示等の発令など）	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、市町村に対し、警戒避難体制に関する最新の地すべりの情報を提供			
	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議（地すべり発生の報告と緊急調査の事前説明）	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議（地すべり発生の報告と緊急調査の事前説明）	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議	
	<input type="checkbox"/> リエゾンの受入れ（市町村災害対策本部）			<input type="checkbox"/> リエゾンの受入れ（県災害対策本部、支部）	<input type="checkbox"/> リエゾンの派遣	
II 緊急調査	2 緊急調査着手に係る対応と情報共有					
	六 2 緊急調査の実施 都道府県知事又は国土交通大臣は、1により緊急調査を行うべき状況が確認された場合には、次に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、次に定める調査を行う。 なお、緊急調査の実施に当たっては、必要に応じ関係機関・部局と情報を共有等の連携を図り、1と同様に、 <u>地上若しくは上空からの目視若しくは遠隔計測技術等を用いた調査の結果</u> 又は <u>地形図、航空写真等の既存資料のほか、関係機関・部局が有する情報等を活用</u> し、調査を行う者の安全確保を図りながら迅速に調査を行うとともに、避難に際して配慮を要する者が利用する <u>要配慮者利用施設等の立地の状況、現地の状況の変化等の把握</u> に努めるものとする。	<input type="checkbox"/> 緊急調査着手通知の受理	<input type="checkbox"/> 緊急調査着手通知等について情報共有	<input type="checkbox"/> 市町村へ緊急調査着手の通知 <input type="checkbox"/> 本省・地整へ着手の報告	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部を通じ、県庁内で緊急調査着手情報を共有	<input type="checkbox"/> 緊急調査着手報告の受理
	<input type="checkbox"/> 住民、土地所有者へ緊急調査の周知	<input type="checkbox"/> 緊急調査着手の広報	<input type="checkbox"/> 緊急調査着手の広報			



表 地すべりの緊急調査に関わる役割分担（案） (2/2)

	土砂災害防止対策基本指針	緊急調査等に伴う情報共有対応等の項目				
	地すべり対応	本巣市、揖斐川町	岐阜県 土木事務所	岐阜県 砂防課	岐阜県 防災課	国土交通省 本省・地整・事務所
II 緊急調査	3 緊急調査の実施に係る対応と情報共有					
	六 2 緊急調査の実施 (2) 地滑り 地滑りにより生じた地割れ及び建築物の外壁の亀裂、周辺の地形、住宅等の立地等の状況に関する調査を行うとともに、地滑り地塊の移動の状況等の監視を継続的に行う。 なお、既に地滑りに係る土砂災害警戒区域が指定されている箇所において緊急調査を実施する場合には、当該箇所における基礎調査の結果を参考とするものとする。	<input type="checkbox"/> 随時、緊急調査の状況を情報共有 <input type="checkbox"/> 情報を踏まえ、避難警戒体制を検討	<input type="checkbox"/> 緊急調査を実施 <input type="checkbox"/> 随時、その状況を情報提供	<input type="checkbox"/> 随時、緊急調査の状況を情報共有	<input type="checkbox"/> 随時、緊急調査の状況を情報共有	<input type="checkbox"/> 随時、緊急調査の状況を情報共有
III 土砂災害緊急情報の通知	4 数値解析に係る対応と情報共有					
	七 1 土砂災害緊急情報の作成 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると認められる場合又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化した状況が認められる場合には、次に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、次に定める方法により、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにした土砂災害緊急情報の作成を行う。	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議（土砂災害緊急情報の事前説明）	<input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報を本省・地整へ事前に報告		
	(2) 地滑り 緊急調査の結果に基づき、地割れ及び建築物の外壁の亀裂の状況、周辺の地形等の状況を基に地滑り区域及び地滑り地塊の移動方向を特定し、地滑りによる被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、地滑り地塊の移動の状況を基に地滑りによる被害が想定される時期を明らかにする。	<input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の事前説明を受け、警戒避難体制を再検討	<input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報より、監視・観測体制や応急対策の検討開始	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議（土砂災害緊急情報の事前説明）	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議	<input type="checkbox"/> 大規模土砂災害連絡調整会議
	5 土砂災害緊急情報に係る対応と情報共有					
七 2 土砂災害緊急情報の通知及び周知 都道府県知事又は国土交通大臣は、1により作成した土砂災害緊急情報を、都道府県知事にあつては関係する市町村長に、国土交通大臣にあつては関係する都道府県知事及び市町村長に直接通知するとともに、報道機関、インターネット等を通じて一般に周知するものとする。 なお、土砂災害緊急情報の通知及び周知は住民等の避難の状況、避難に要する時間、土砂災害が想定される時間帯等を考慮し、適切な時期に行うことが重要である。また、住民の自主的な備えを促し、市町村長による避難勧告等の措置と相まって円滑な避難に資するため、住民等が適切な時期に、より確実に情報を入手できるよう、周知の方法に配慮することが必要である。	<input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の通知を受理	<input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報通知等について情報共有	<input type="checkbox"/> 市町村へ土砂災害緊急情報の通知 <input type="checkbox"/> 本省・地整へ報告	<input type="checkbox"/> 県災対本部を通じ、県庁内で土砂災害緊急情報を共有	<input type="checkbox"/> 土砂災害緊急情報の報告を受理	
IV 情報提供	6 継続的な監視情報に係る対応と情報共有					
	七 3 その他緊急調査により得られた情報の随時提供 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた河道閉塞の形状、湛水位、降灰等の堆積の状況、地滑り地塊の移動の状況等、重大な土砂災害の発生の危険性の把握に資する情報を、都道府県知事にあつては関係する市町村長に、国土交通大臣にあつては関係する都道府県知事及び市町村長に対し、適時適切に提供するように努める。	<input type="checkbox"/> 警戒避難体制の確定	<input type="checkbox"/> 地すべり監視・観測の実施 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、県庁砂防課へ、資機材・技術的助言などの支援要請	<input type="checkbox"/> 地すべり監視・観測の実施 <input type="checkbox"/> 本省・地整に報告し、必要に応じ、資機材・技術的助言などの支援を要請	<input type="checkbox"/> 県災対本部を通じ、県庁内で情報を共有	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、県へ資機材・技術的助言などを支援
		<input type="checkbox"/> 住民、土地所有者へ情報の周知				



災害対策用資機材等要請・受付票

受付日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
要請先	越美山系砂防事務所 岐阜 県 本 巢 市 部 課 担当者 揖 斐 川 町 岐阜土木工業会 揖斐建設業協会 連絡先 TEL - - FAX - -
要請元	越美山系砂防事務所 岐阜 県 本 巢 市 部 課 担当者 揖 斐 川 町 連絡先 TEL - - FAX - -
資機材名(数量)	
派遣期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )
派遣先 (住所等)	
要請内容	





## 巻末資料 8 現地支援センター選定時における留意事項

表 現地支援センター選定時における留意事項

<input type="checkbox"/>	マイクロ電話、クライアントパソコン等、業務に必要な機器類を配置（利用）することができる作業環境を有する。
<input type="checkbox"/>	被災地方公共団体を支援する場合は、当該地方公共団体の本庁舎もしくはその近傍が望ましい。
<input type="checkbox"/>	中部地方整備局が管理する施設について応援を受ける場合は、本局災害対策本部もしくは応援を受ける地域に近傍する災害対策支部と同一場所に設置することを基本とする。
<input type="checkbox"/>	極力、電気、水道等のライフラインが確保されている、もしくは、発災直後は確保されずとも、早急にこれらの復旧が見込める地域を選定する。
<input type="checkbox"/>	災害が広域にわたる場合は、複数の現地支援センターを設置する必要がある。
<input type="checkbox"/>	設置スペースは、TEC-FORCE の体制及び設備状況も考慮した上で、災害対策本部車、衛星通信車、連絡車、仮設トイレ等が配置できる広さを確保するものとする。

## 巻末資料 9 TEC-FORCE 受入れ準備事項

表 TEC-FORCE 受入れ準備事項

<input type="checkbox"/>	連絡用通信機器設置に係わる設備
<input type="checkbox"/>	作業設備（県・市町） （ <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> イス <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> 電源 <input type="checkbox"/> コピー機など）
<input type="checkbox"/>	地図、調査カルテ等の災害調査関連資料
<input type="checkbox"/>	TEC-FORCE が入る地域に精通した職員で派遣できる人数を確認
<input type="checkbox"/>	病院・宿泊施設等に係わる情報の提供



表 中部地方整備局が保有する災害対策用機械一覧

災害対策用機械名	規格	沼津河川国道	静岡河川	浜松河川国道	天竜川上流	豊橋河川	庄内川河川	木曾川上流	木曾川下流	三重河川国道	中部技術	静岡国道	飯田国道	名古屋国道	多治見砂防国道	岐阜国道	高山国道	北勢国道	紀勢国道	計
ブルドーザー	10t 未満																			
	10 t 以上																			
ショベル系掘削機											1									1
ダンプトラック	6t 未満																			
	6t 以上																			
クローラー又はトラッククレーン											1									1
照明車		2	2	1	2	2	2	2	3	3	6		1	1		1	1	1	1	31
排水ポンプ車	4.7m3/分未満																			
	4.7m3/分以上	4	2	3	3	3	3	4	4	4	6									36
油圧ジャッキ	10t～50t 用																			
発電機		9	3		2	12	5	6	6	7	6	12	2	2	4	2	1		5	84
コンプレッサー		3								3	2								4	12
ボート		3				1	7		4	6										21
クレーン付台船																				
起重機船	23～200t																			
揚錨船	100～1500ps																			
浚渫船	2～13m3										1									1
応急組立橋	12.12m・50m																		1	1
仮橋（発生材）	L=25m W=4m				1															1

平成 28 年 4 月 1 日現在

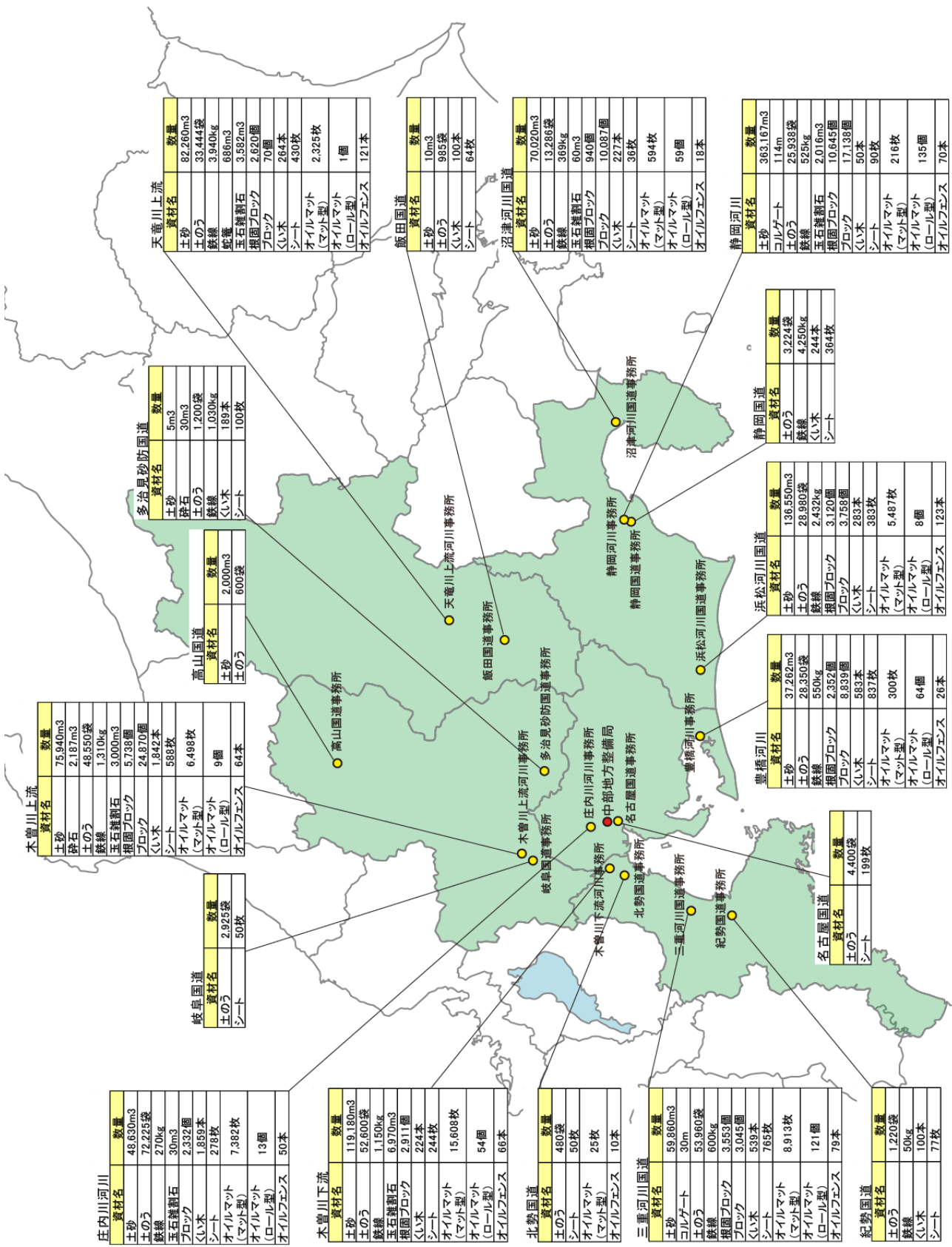


図 中部地方整備局が保有する資材の配備状況

表 中部地方整備局が保有する資材一覧

資材名	沼津河川国道	静岡河川	浜松河川国道	天竜川上流	豊橋河川	庄内川河川	木曾川上流	木曾川下流	三重河川国道	静岡国道	飯田国道	名古屋国道	多治見砂防国道	岐阜国道	高山国道	北勢国道	紀勢国道	計
土砂	70,020	363,167	136,550	82,260	37,262	48,630	75,940	119,180	59,860		10		5		2,000			994,884 m <sup>3</sup>
砕石							2,187						30					2,217 m <sup>3</sup>
鋼矢板																		0 枚
コルゲート		114							30									144m
土のう	13,286	25,938	28,980	33,444	28,350	72,225	48,550	52,600	53,960	3,224	985	4,400	1,200	2,925	600	480	1,220	372,367 袋
鉄線	369	525	2,432	3,940	550	270	1,310	1,150	600	4,250			1,030				50	16,476kg
蛇籠				686														686 m <sup>3</sup>
玉石雑割石	60	2,016		3,582		303,000	6,970											15,658 m <sup>3</sup>
根固ブロック	940	10,645	3,120	2,620	2,352		5,738	3,880	3,553									32,848 個
ブロック	10,087	17,138	3,758	70	8,839	2,332	24,870		3,045									70,139 個
くい木	227	50	283	264	583	1,859	1,842	224	539	244	100		189				100	6,504 本
シート	36	90	383	430	837	278	588	244	765	364	64	199	100	50		50	77	4,555 枚
オイルマット (マット型)	594	216	5,487	2,324	300	7,382	6,498	15,608	8,913							25		47,347 枚
オイルマット (ロール型)	59	135	8	1	64	139		54	121									464 個
オイルフェンス	18	70	123	121	26	50	64	66	79							10		627 本

平成 28 年 9 月現在

巻末資料 11 岐阜県が保有する災害対策資機材リスト

表 岐阜県が保有する災害対策用機械一覧 (1/3)

平成 31 年 4 月現在

所管課	資機材名	規格	単位	数量
道路維持課	発電機	カセットホンタイプ	基	5
	発電機	ガソリンタイプ	基	1
	パイプテント	2間×3間	張	2
	大型土嚢袋	耐候性	袋	500
	大型土嚢袋	一般	袋	570
	ブルーシート	3.6m×5.4m	枚	40
	ブルーシート	10m×10m	枚	60
	土嚢袋		袋	1,500
	排水管	φ800×5m	本	2
	トラロープ	φ12mm L=100m	巻	8
	クレモナロープ	φ6mm L=30m	巻	4
	クレモナロープ	φ12mm L=100m	巻	2
	ロープガイド		本	50
	三角コーン		個	400
	コーンバー		本	400
	三角コーンウェイト		個	400
	工事用保安灯	コーン用	個	200
	鋸鉋セット		本	4
	角型スコップ		本	8
	剣先スコップ		本	8
	ハンマー		個	4
	発電機用エンジンオイル		本	4
	ガソリン携行缶	20L	個	4
	灯油ポンプ		本	2
	折り畳み式ハンドル台車		台	1
	工事看板	片側交互	枚	4
	工事看板	停止位置	枚	4
	工事看板	信号機あり	枚	4
	工事看板	無地	枚	4
	工事看板用重し		台	64
	ガードレール	2m/1基	基	20
	河川課	連節ブロック	0.6m×6.3m	本 (m2)
ブルーシート		3.6m×5.4m	枚	70
大型土嚢袋		耐候性	袋	190
大型土嚢袋		製作済	袋	10
吊金具		連節ブロック用	個	2
砂防課	根固ブロック	4t (平型)	個	200
	袋詰玉石	2t (袋のみ)	個	90
	袋詰玉石	2t (製作済)	個	10
	敷鉄板	1.5m×3.0m	枚	30
	投光機		基	3
	吊金具	根固ブロック用	個	2
	袋詰玉石製作型枠		基	1
	運搬車両表示板		枚	9

表 岐阜県が保有する災害対策用機械一覧(2/3)

所管課	資機材名	規格	単位	数量
道路維持課	LED バルーン照明		基	6
	LED 投光機		基	5
	発電機	カセットボンベタイプ	基	5
	発電機	ガソリンタイプ	基	2
	ドラム式延長コード	30m	個	6
	合図灯		本	10
	ガソリン携行缶	20L	個	2
	灯油ポンプ		本	1
	チェンソー	電動鋸長 400 mm	台	2
	チェンソー刃		本	2
	チェンソーオイル		本	2
	グラインダー	180 mm	台	2
	研削砥石		個	2
	車両移動用ジャッキ		組	2
河川課	水位計		式	1
砂防課 (土砂災害監視システム)	警報制御装置		式	1
	回転灯 (赤)		式	2
	回転灯 (黄)		式	2
	サイレン		式	3
	雨量計		式	2
	雨量データ収録装置		式	1
	ポートハブ		式	1
	伸縮計		基	2
	水位計及びデータ収録装置		基	1
砂防課	運搬車両表示板		枚	2

表 岐阜県が保有する災害対策用機械一覧(3/3)

所管課	資機材名	規格	単位	数量
道路維持課	LED バルーン照明		基	5
	LED 投光機		基	3
	発電機	カセットボンベタイプ	基	3
	発電機	ガソリンタイプ	基	2
	ドラム式延長コード	30m	個	5
	合図灯		本	10
	ガソリン携行缶	20L	個	2
	灯油ポンプ		本	1
	チェーンソー	電動鋸長 400 mm	台	2
	チェーンソー刃		本	2
	チェーンソーオイル		本	2
	目立て工具一式		式	2
	グラインダー	180 mm	台	2
	研削砥石		個	2
	工事用信号機		セット	2
	大型回転灯		基	4
車両移動用ジャッキ		組	2	
砂防課 (土砂災害監視システム)	警報制御装置		式	2
	回転灯 (赤)	LED 式	式	1
	回転灯 (黄)	LED 式	式	1
	サイレン		式	2
	雨量計		式	1
	自動通報装置		式	1
	雨量データ収録装置		式	1
	ポートハブ		式	1
	伸縮計		式	3
	データ回収装置		基	1
	土石流センサー		式	1
通信ケーブル		式	1	
砂防課	運搬車両表示板		枚	2



巻末資料 12 本巢市が保有する資機材

表 本巢市が保有する資機材

品名	数量
救助セット	15
投光機	31
リヤカー	4
発電機	17
土のう袋	6,600
担架	20
救急セット	14
ハンドマイク	12
防水シート	132
スコップ	110
ハンマー	7
ツルハシ	30
テント	72
脚立梯子	8
ジャッキ	4
簡易ベッド	20
毛布	3,390
簡易トイレ	110
ガソリン携行缶	17

資料：本巢市より提供

(平成 28 年 9 月現在)

巻末資料 13 揖斐川町が保有する資機材

表 揖斐川町が保有する資機材

品名	数量
救助セット	22
投光機	37
一輪車 (フェブ式)	37
発電機	37
土のう袋 (50×2 袋)	4,700
水土のう袋	160
チェーンソー	8
担架	15
救急箱	11
ハンドマイク	15
防災ヘルメット	100
防水シート (ブルーシート)	82
懐中電灯	20
スコップ	45
バケツ	8
トラロープ	4
テント	23
飲料水ポリタンク	12
簡易浄水器	1
毛布	1,448
簡易トイレ	8

資料：揖斐川町より提供

(平成 28 年 3 月現在)









表 (社) 岐阜土木工業会が保有する資機材 (2/2)

番号	事業者名	所在地	連絡先	人員		機材														除雪用資機材										資材																		
				技術者 ※1級又は2級土木能行 管理技士、 又は技術士 (人)	作業員 (人)	免許保有者 (人)		ブルドーザー		バックホウ (掘削機)		バックホウ (解体用ハサミ バケット)		ホイールローダー	グレイダー	ダンプトラック		クローラー又は トラッククレーン		投光機	排水 ポンプ		発動 発電機	油圧 ジャッキ	コン プレッサー	除雪車 (ロータリー ドラム式、 キャタ ー)	除雪 トラクタ	除雪 トラクタ	小型 除雪車	凍結防止 剤	散 布 車	土砂 (m <sup>3</sup> )	砕石 (m <sup>3</sup> )	玉石 雑割石 (m <sup>3</sup> )	鋼矢板 (枚)		H型鋼 5m以上 (枚)		敷板 5m 以上	コルゲートパイ プ (本)		根固め ブロック	大型 土のう 袋	ブルー シート	杭木 (本)	トレン チシート	鉄線 (kg)	
						11t 未満 (中型)	大型	10t未満	10t以上	0.4m3 未満	0.4m3 以上	0.4m3 未満	0.4m3 以上			6t未満	6t以上	機械式 25t以上	油圧式 5t以上		400W 以上	4.7m <sup>3</sup> / 分未満													4.7m <sup>3</sup> / 分以上	20kVA 以上	50t 以上	L=5~ 10m		L=10m 以上	L=5 ~10m							L=10m 以上
38	浅野組	羽島市竹鼻町飯柄967	058-392-3355	6	5	5	2		6	2		1	4				3													20	30					20				10		50						
39	大野組(宏)	羽島市小熊町3-6	058-392-1527	1					2		1		2								4									2,000	10					10				10								
40	川瀬組(嘉)	羽島市小熊町4-595	058-392-1212	15	9	17	4		2	1		1	1	1			2												1	100	12								10									
41	北川工務店	羽島市正木町須賀小松459	058-392-5035	13	7	11	6	2	5	5		1	5	2			5													20									5									
42	昭和建設	羽島市竹鼻町狐穴1374	058-392-7778	22	23	22	8	1	6	1		2	1	11			2													200	60					120												
43	日東工業	羽島市堀津町382	058-398-5137	21	10	12	3		1	1		1	1	2	1		1													300							100	20			20							
44	古川組	羽島市下中町石田815	058-398-8724	4	6	2			2				2																									10										
45	丸勝南谷建設	羽島市小熊町東小松3393-2	058-392-8080	11	8	18	1		5	3			6				3	5	2										1	100	50							10			100							
46	山田組	羽島市竹鼻町駒塚320	058-391-2950	6	5	7			2			1					5													10	10								5									
47	吉川組	羽島市桑原町八神3661	058-398-8611	20	5		5		8	2		3	1	7	1					1																			100	50								
48	横 建	各務原市那加洞新町5-109-4	0583-89-1861	20	38	38	7	1	6	7		3	3	5		2	3	2		1										100	10					10			30	5	30							
49	岐阜アイシー	各務原市蘇原持田町3-50-1	0583-83-8683	12	1	5	5		1			1	1	2																50	10							10	10									
50	後藤工事	各務原市各務西町6-317	0583-84-0133	7	6	10	5	1	3	3	1	1	4				4	3	2	2									4,000	1,500	200																	
51	有島田建設	各務原市那加幸町103	0583-82-0834	2	1	1	1		1				2																	6																		
52	大誠重機	各務原市鶴沼大伊木町4-581	0583-85-1611	9	1	9	1		1	1		1	4																	100	20																	
53	大 雄	各務原市鶴沼西町4-69	0583-84-1171	10	5	10	1		1	2		1	1				1		1											200								10										
54	天龍建設	各務原市蘇原興垂町1-2	0583-82-5200	2																																												
55	丹羽土木	各務原市前渡東町2-100	0583-86-8064		1																																											
56	ノボック工業	各務原市鶴沼三ツ池町4-254-1	0583-85-0732	8	1				2	1			2				2														150								10									
57	永田組	各務原市川島笠田町310	058689-2673	6	3	4	2	1	2	3		1	2				2	2	1											200	30	10						20	30	300	200							
58	岐工建設	山県市赤尾1067	0581-27-2217	4	2	6	2		2	1	1		3			10	6	3	1											500	30	30					50	10		30	10							
59	大一建設	山県市富永288	0581-52-1011	5	4	4	3	1	4	2	1	1	5	2			6	3	1											800	45	70	35		47			12	65		12	58	45					
60	美輝土木	山県市中洞191-1	0581-52-1164	4	4	8	2		2			2	2				10	2		1											500	20	50						10									
61	美山建設	山県市柿野47-1	0581-53-2221	7	8	4	6	1	5	10	5	10	3	3	2		5	1	1	1																			10			10						
62	丸忠宇野工務店	山県市大桑1077の1番地	0581-22-2538	1									1																																			
63	松野組	瑞穂市穂積1330	058-327-3200	27	16	2	6	1	2	2		2	1	4	1		1	2	3		1																											
64	丸謹建設	瑞穂市穂積2237-1	058-326-5621	4	3	2	1		1			1	1																																			
65	川口組	本巣市根尾板所335	058138- 2020	6	2	4	4	1	3	1	1	2	1	1	1		2		1											5,000	200								100	10		50						
66	黒川工務店	本巣市根尾能郷81-1	058138- 3210	6	3	3	6	1	4	5		2	3	1			2	2	1												300	50							10			50	10	30				
67	黒田建設	本巣市根尾大井1003	058138- 2283	6	4	6	2		1	2		2	1	1					1												100								5	5	2	5	10	10				
68	杉山建設	本巣市海老430	058-323-1331	20	10	6	4	1	5			2	3	4			4														100	300							5	100	100		50					
69	田中建設工業	本巣市根尾板所622-7	058138- 2531	10	5		4		1	4		1	2	1	1		1	10	6	2	2										500	50	20						6	2	10		200	20	10			
70	有玉置組	本巣市神海1445-7	0581-32-5766	4	1	3	2	1	2		1	1	1				3	2	1												200	30	20								10		10					
71	所組	本巣市根尾板所259-1	058138- 2561	13	8		11		1	1	6		3	1	3	2																																
72	根尾開発	本巣市根尾樽見27-7	0581-38-2353	4	6	8	2	1	1		5		2																																			
73	堀部工務店	本巣市仏生寺639-2	058-324-4166	8	5	7	6		1	1		2	1	4			5	1	2												10	20								10	10		10					
74	丸文産業	本巣市海老56-4	058-323-2364	6			1	1	1				1	2			1														100	100									50	50						
75	マルミ建設	本巣市根尾大井602-1	058138- 2288	14	4		5	1	2	3		2	1	1			4	2	1												500	10	5								20	5	3	30	13	30	10	
76	板橋組	羽島郡岐南町八剣北3-155	058-245-2351	5	4	8			1		1	2	5				5																															
77	加藤組	羽島郡笠松町円城寺1433	058-387-0101	13	3		1					1	1	3	1		2														1	1										50	20					
78	日建重機	羽島郡笠松町円城寺1346	058-388-0338	2		1	1																																									
79	巳好建設	本巣郡北方町加茂折立21-1	058-324-7712	1	1	1	1					1	2				1																															
合計				794	620	433	206	27	5	157	105	30	19	82	25	191	36	2	5	163	118	33	43	0	40	0	38	15	0	1	10	24	36,593	5,110	551	625	0	135	7	447	188	129	2	1,832	1,060	438	565	808



巻末資料 15 国土交通省の地域支援メニュー

表 災害時における国土交通省（水管理・国土保全局防災課災害対策室）から  
自治体等への応援・支援メニュー

項目	内容	主体	本省庁窓口（注1）
映像、地図、 情報等の提供	ヘリコプター・CCTV (河川・国道監視カメラ)映像配信	地方整備局等	水管理・国土保全局防災課 災害対策室
	自治体への光ファイバー接続	地方整備局等	水管理・国土保全局防災課 災害対策室
	被災地映像提供	地方整備局 管区海上保安本部等	水管理・国土保全局防災課 災害対策室 海上保安庁環境防災課
	航空写真、災害対策用地図等提供 (例：東日本大震災)	国土地理院	国土地理院企画部
	被災地を支援する防災気象情報の 提供	地方气象台等	気象庁総務部企画課
	注意報・警報の基準を見直しての暫 定的な運用	地方气象台等	気象庁総務部企画課
危険度判定等	被災建築物応急危険度判定	日本建築防災協会等	住宅局建築指導課
	被災宅地危険度判定	(社)全国宅地擁壁技術 協会 (独)都市再生機構	都市局都市安全課 都市防災対策推進室
	土砂災害危険箇所等点検(危険度判 定)、住民相談、 「土砂災害危険箇所の危険度マッ プ」を作成・提供	砂防ボランティア全国 連絡協議会 国土交通省職員	砂防部砂防計画課
被災調査	TEC-FORCE等の被災調査支援	地方整備局等 国交省研究機関(注2)	水管理・国土保全局防災課 災害対策室
	土砂災害専門家の派遣	国交省研究機関(注2)	水管理・国土保全局砂防部 保全課
	災害復旧技術専門家による被災調 査支援	災害復旧技術専門家 (全国で約200名)	水管理・国土保全局防災課
	防災エキスパートによる被災調査 支援	防災エキスパート (全国で約5,500名)	水管理・国土保全局防災課 災害対策室
	自治体等の被災状況調査支援	管区海上保安本部等	海上保安庁環境防災課
応急対策	自治体等間支援	他の自治体・港湾管理者	水管理・国土保全局防災課 災害対策室 港湾局海岸・防災課
	災害対策用車両 (照明車、排水ポンプ車等)、 通信機器(衛星通信車、衛星携帯電 話等)の貸与	地方整備局等	水管理・国土保全局防災課 災害対策室
	船舶派遣(浚渫兼油回収船(白山・ 清龍丸・海翔丸)、海洋環境整備船、 港湾業務艇等)	地方整備局等	港湾局海洋・環境課 港湾局技術企画課技術 監理室
	災害応急対策のための資機材、技術 者及び労力の確保・動員	下水道関係法人(注3)	下水道部下水道事業課
	有料道路無料通行措置、(災害救助車 両、一般国道等通行止め時の代替)	高速道路会社 地方道路公社等	道路局高速道路課
	地震・気象情報に関する災害対策本 部への気象庁職員による解説	地方气象台等	気象庁総務部企画課
	陸上の被災住民、孤立住民の救助、 救急患者搬送	管区海上保安本部等	海上保安庁環境防災課



項目	内容	主体	本省庁窓口（注1）
避難所、援助物資等	宿泊・浴場提供	ホテル・旅館関係団体（注5）	観光庁
	簡易トイレ提供	建設関係業界（注4）	土地・建設産業局建設業課
	災害時における「道の駅」の有効活用	地方整備局等	道路局国道・防災課
	トラック及びプレジャーボート等による援助物資輸送	（公社）全日本トラック協会 （社）日本マリーナ・ビーチ協会	自動車局貨物課 港湾局海洋・環境課
	援助物資集積地での物流円滑化支援	（公社）全日本トラック協会 物流専門家	自動車局貨物課
	浮体式防災基地派遣	地方整備局等	港湾局海岸・防災課
	被災住民及び自治体職員の搬送 救援物資輸送、救助用物資の無償貸付	管区海上保安本部等	海上保安庁環境防災課
住宅	応急仮設住宅建設の支援	（社）プレハブ建築協会	住宅局住宅生産課
	公共賃貸住宅等の空家提供	（独）都市再生機構 住宅公社・地方公共団体	住宅局総務課 住宅総合整備課
	住宅に関する相談体制の整備	地元業界等	住宅局住宅生産課
	民間賃貸住宅の活用支援	民間賃貸住宅関係団体（注7）	土地・建設産業局不動産業課 住宅局住宅総合整備課
	災害復興住宅融資等	住宅金融支援機構	住宅局総務課
	被災宅地相談窓口	（社）全国宅地擁壁技術協会	都市局都市安全課 都市防災対策推進室
災害復旧	復旧工法技術的助言、災害復旧事務等の技術的支援	災害復旧技術専門家（全国で約200名）	水管理・国土保全局防災課
	災害復旧に関する技術的支援	国交省研究機関（注2）	水管理・国土保全局防災課 港湾局海岸・防災課
	自治体等間支援	他の自治体・港湾管理者	水管理・国土保全局防災課 港湾局海岸・防災課
復興	観光キャンペーン等支援	観光関係団体（注6）	観光庁
	復興まちづくり情報 INDEX （東日本大震災の被災地方公共団体等向け支援施策一覧）	省内各部署	都市局 市街地整備課 大臣官房 公共事業調査室 総合政策局 公共事業企画調整課

注1：災害発生時における地域レベルによる窓口は、地方支分部局（地方整備局、地方運輸局等）等とする

注2：国交省研究機関 国土技術政策総合研究所、（独）土木研究所、（独）建築研究所、（独）港湾空港技術研究所

注3：下水道関係法人 日本下水道事業団、（社）全国上下水道コンサルタント協会、（社）下水道管路管理業協会、（社）日本下水道施設業協会、（社）日本下水道処理施設管理業協会等

注4：建設関係業界 （社）日本土木工業協会（支部）、（社）日本橋梁建設協会、（社）日本建設コンサルタント協会（支部）、（社）建設電気技術協会（支部）、（社）建設業協会（各地区）、（社）測量業協会（各地区）等

注5：ホテル・旅館関係団体 （社）国際観光旅館連盟、（社）日本観光旅館連盟、（社）日本ホテル協会、（社）全日本シティホテル連盟、（社）国際観光日本レストラン協会、（社）日本エコノミ旅館連盟、（社）日本民宿協会、（社）日本オートキャンプ協会

注6：観光関係団体 （社）日本観光協会、（財）地域伝統芸能活用センター、（社）日本旅行業協会、（社）全国旅行業協会等

注7：（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（社）全日本不動産協会、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会、（公財）日本賃貸住宅管理協会

出典：国土交通省ホームページ（[http://www.mlit.go.jp/saigai/ouen\\_shien.html](http://www.mlit.go.jp/saigai/ouen_shien.html)）

